

教育指針（素案）に対する意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（原文）	教育委員会の考え方
1	<p>経済協力開発機構（OECD）が世界 79 カ国・地域の 15 歳約 60 万人の生徒を対象に 2018 年に行った学習到達度調査（PISA）の結果で、日本の「読解力」が 15 位となり、前回 15 年調査の 8 位から後退したことに鑑み、(1)確かな学力の定着の中に「読解力」も加えるべきである。</p>	<p>No.1～2 新学習指導要領を実施していく中で、学校教育全体並びに各教科等において育成を目指す資質・能力を明確にしながら教育活動を充実してまいります。その中で読解力の育成が図られているものととらえております。</p>
2	<p>学習到達度調査（PISA）の「読解力（リーディング・リテラシー）」の概念（＝自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組む）を文京区教育委員会教育指針にも取り込むべきである。現状の「教育目標」のひとつである「自ら学び考え、表現し行動する人」では、正しく「評価する」能力が欠けており、主観や自分の世界観に基づき「表現し行動する人」になってしまいかねない。</p>	
3	<p>(1)確かな学力の定着の①の「思考力・判断力・表現力等の能力」の中に、「善悪を正しく見極める能力」を加えるべきである。「思考力」は「善悪を正しく見極める」ために必要な能力の構成要素であり、「判断力」も「善悪を正しく見極める」ために必要な能力の構成要素であるが、現状の記載ではそのことが分からない。「善悪を正しく見極める能力」に欠ければ、「思考力・判断力・表現力等の能力」が悪いことに発揮されたり、悪いことに利用されたりしかねず、そうした人間を育てることになってしまう。</p>	<p>No.3～4 「善悪を正しく見極める能力」は道徳教育において、「情報の質と信憑性を評価する能力」は情報教育において、育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
4	<p>これからの小中学校の教育に於いては、「情報の質と信憑性を評価する能力」が欠かせないが、現状の(1)確かな学力の定着では従来の延長線上の能力しか記載しておらず、「情報の質と信憑性を評価する」思考力、「情報の質と信憑性を評価する」判断力の必要性を認識しづらくなっている。文京区教育委員会教育指針に於いてははっきりと「情報の質と信憑性を評価する能力が欠かせない」旨を明記すべきである。特にこの種の能力は高校・大学、あるいは成人になって容易に身に付くものではなく、小中学校の時代から積み重ね、磨いていくものである。</p>	
5	<p>「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の「(1)確かな学力の定着」に於いて、「①知識や技能を習得し、思考力・判断力…」としているが、この「判断力」にあっては特に「善悪の判断力」を育むことの重要性を記載すべきである。現状の文京区教育委員会教育指針（素案）では、何に対する「判断力」か不明であり、文京区教育委員会自身が何のための「判断力」を必要と思っているのか分かっていないと思わざるを得ない。「善悪の判断力」は「判断力」の中でも優先順位の高いものであり、区民に対しても何に対する「判断力」であるのか示し、説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「善悪の判断力」につきましては、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
6	<p>(1)確かな学力の定着の「①知識や技能を習得し、思考力・判断力・表現力等の能力」と記載しているが、「分析する能力」も加えるべきである。もしかすると「等」の中に含まれているとしているのかもしれないが、「分析」とは「ある事柄の内容・性質などを明らかにするため、細かな要素に分けていくこと」であり、この能力に欠けていると、ここで掲げている「思考力・判断力・表現力等の能力」は表層的な能力にとどまってしまい、真に主体的に取り組むことの阻害要因となる。「分析する能力」は高等教育へ進むための基礎能力でもあり、小中学校に於いて身に付けておくべき重要な能力であるが、現状の文京区教育委員</p>	<p>No.6～9 新学習指導要領では、育成を目指す資質・能力が明確に示されました。「分析する能力」、「論理的に考える能力」、「熟考する・熟慮する能力」、「正しい解釈をする能力」につきましては、「思考力・判断力・表現力等」</p>

	<p>会教育指針ではあたかも必要ないかの印象を区民に与えかねない。自ら主体的に「分析する能力」に欠けると、思考停止に陥り、誰かの意見や命令に唯々諾々と従う人間になってしまう。</p>	<p>に含まれているとらえております。</p>
7	<p>(1)確かな学力の定着の中に「論理的に考える能力」を加えるべきである。現状の記載ではあたかも「論理的に考える能力」は必要なく、非論理的な考え方や主張をするような人間に育っても構わないかのような印象を区民に与える。「論理的な思考力・判断力・表現力等の能力」と改めるべきである。一度、非論理的な考え方の人間に育ってしまうと「論理的に考える能力」を養うことは難しくなり、「論理的に考える」人との対話や議論もできなくなる。「論理的に考える能力」は小中学校で養うべき（あるいはその能力の基礎を築いておくべき）である。なお、「論理的」という言葉が難しければ、「きちんと筋道を立てて考える能力」との注釈を付けても構わない。「論理的に考える能力」がないと、思考停止に陥り、誰かの意見や命令に唯々諾々と従う人間になってしまう。</p>	
8	<p>(1)確かな学力の定着の「①知識や技能を習得し、思考力・判断力・表現力等の能力、主体的に取り組む態度など…」に於いて、「熟考する」あるいは「熟慮する」ことを盛り込み、「①知識や技能を習得し、思考力・判断力・表現力等の能力、熟考したうえで主体的に取り組む態度など…」または「熟慮したうえで主体的に取り組む態度など…」とすべきである。拙速な判断は避けるべきであること、民主主義の基本として少数意見にも真摯に誠意を持って誠実に耳を傾けるためには「熟考する」あるいは「熟慮する」ことが欠かせないが、現状の文京区教育委員会教育指針ではあたかもこうした能力・態度・姿勢は必要ないかの印象を与える。「熟考する」「熟慮する」ことはその場に踏みとどまらねばならず、また多くの主張や意見に耳を傾けることも必要であり、忍耐を擁する作業である。こうした能力・態度・姿勢は小中学校に於いて養い、定着させておかねばならず、「熟考」あるいは「熟慮」する能力・態度・姿勢がないと、性急に自分の意見を押し付けたり、他人の権利を平気で侵害するような人間になってしまうほか、誰かの意見や命令、指示を鵜呑みにして右から左へ唯々諾々と従う人間になってしまう。</p>	
9	<p>(1)確かな学力の定着の「①知識や技能を習得し、思考力・判断力・表現力等の能力、主体的に取り組む態度など…」に於いて、「正しい解釈をする能力」を加えるべきである。「正しい解釈」に基づかなければ、正しい「思考力」は発揮できないし、「正しい解釈」ができなければ正しい「判断力」は養えない。「正しい解釈」なき「表現力」は人を傷付けたり、差別的表現になりかねない。現状の文京区教育委員会教育指針はあたかも「正しい解釈をする能力」は必要ないとの立場のようであるが、これでは独り善がりの人間を育てかねない。「正しい解釈」ができる人になるようにするためには小中学校の時代から「正しい解釈」をすることの重要性を認識させ、そのための学習を積み重ねる必要がある。そうしないと誰かの意見や命令、指示を鵜呑みにして右から左へ唯々諾々と従う人間になってしまう。</p>	
10	<p>「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」に於いて「新しい未来の創り手の育成」を掲げるのであれば、「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」に於いて「解決能力」あるいは「問題解決能力」を盛り込むべきではないか。文京区は「解決能力」あるいは「問題解決能力」なくして「新しい未来の創り手」になれると考えているのか。敢えて「解決能力」あるいは「問題</p>	<p>No.10～11 「問題解決能力」につきましては、中央教育審議会の答申において、「未来を切り拓いていくために必要な思考力・判断力・表現力</p>

	<p>解決能力」を明記しないのであれば、なぜ明記しないのか。そして「解決能力」あるいは「問題解決能力」なくしてどのように「新しい未来の創り手」となれるのか、合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>等」の育成過程として、問題解決の過程が示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、既にそれを踏まえて、学校教育を通して身に付けるべき資質・能力を育てておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
11	<p>「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の(1)確かな学力の定着の中に、「解決能力」あるいは「問題解決能力」を盛り込むべきである。「思考力・判断力・表現力等の能力」は何か（あるいは問題）を解決するための基礎能力（あるいは構成能力）であり、「解決能力」あるいは「問題解決能力」につながってこそ意味あるものとなるはずである。それとも文京区は「解決能力」あるいは「問題解決能力」が必要ないと考えているのか。「思考力・判断力・表現力等の能力」があれば自然と「解決能力」あるいは「問題解決能力」が養われると考えているのか。いずれにしても「解決能力」あるいは「問題解決能力」を文京区教育委員会教育指針（素案）に明記しないのであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	
12	<p>本指針（素案）では、「(1)確かな学力の定着」として、「子どもたちが学ぶ楽しさを感じ、知的好奇心をもって自ら進んで学習に取り組むとともに、これからの社会を牽引できるよう、将来にわたって学び続ける姿勢を身に付ける教育活動を進めます」と記載しているが、文京区においては、無前提に子どもたちは「自ら進んで学習に取り組む」かのようであり、理解に苦しむ。</p> <p>子どもたちが「知的好奇心をもって自ら進んで学習に取り組む」ようになるためには、「子どもたちが学ぶ楽しさを感じ」るだけでは十分とは言えず、自らにおいて「成就感」や「達成感」といったものをいかに感じられるようにするかが大切であり、さらに言えば、その「成就感」や「達成感」は他者から与えられた課題に対するものではなく、自ら見いだしたものでなければ大きなものにならないと言う点が抜け落ちている。</p> <p>文京区教育委員がこうした点を認識していないとは思いたくはないが、少なくとも極めて重要な視点であって、本指針の記載から敢えて外す合理的根拠は見いだせない。文京区において、本指針で敢えて記載しない、あるいは言及しないということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>文京区教育委員会では、教育目標の一つに「自ら学び考え、表現し行動する人」を掲げており、『無前提に子どもたちは「自ら進んで学習に取り組む』』とはとらえておりません。教育目標の実現に向けて、様々な施策に取り組んでまいります。</p>
13	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）に於いて、「情報モラル教育の徹底」を盛り込むべきである。特にインターネットや SNS を通じて行われるいじめの未然防止・早期発見・早期対応との関連でも重視すべきである。現状の文京区教育委員会教育指針（素案）では、文京区教育委員会はまるで「情報モラル教育」に関心であり、その重要性も認識していないかのように映る。</p>	<p>「情報モラル教育の徹底」につきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」において、「情報モラル教育を充実すること」が示されております。また、総則においても、教科横断的な視点に立った資質・能力の育成で、「情報活用能力（情報モラルを含む。）」としてあげられております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて、情報モラル教育に取り組ん</p>

		でおりますので、本指針には記載しないものとしております。
14	「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の「(2)豊かな人間性の育成」の中に「困難や苦難を乗り越える力を育み備える」あるいは「困難や苦難を乗り越える精神力を育み備える」または「困難や苦難を乗り越える心のあり様を育み備える」という記載を加えるべきである。文京区教育委員会教育指針（素案）を絵空事の机上の空論としないためにも、リアルな問題に対処できる力を育む盛り込むべきである。「自ら学び考え、表現し行動する」のは「困難や苦難を乗り越える」ためであり、「自ら学び考え、表現し行動する人」は「困難や苦難を乗り越える人」であるとの認識を広く区と区民で共有すべきである。	「困難や苦難を乗り越える力」につきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」において、「努力と強い意志」が示されております。 したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて既に取り組んでおりますので、本指針には記載しないものとしております。
15	「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の「(2)豊かな人間性の育成」に於いて、「①自他の違いを認め、一人ひとりの個性を尊重しながら、いじめの未然防止や男女平等などの人権教育や心の教育、いのちの教育を進めます」としているが、いじめに関する「いじめの未然防止」という言い回しは問題がある。「いじめ」を防ぎ、止めるということは、子どもたちの心の内に「いじめたい」「いじめる」という意思があることを前提としていると言わざるを得ず、それを単に「防止」するだけでは抜本的な解決には至らない。いじめようとする気持ち、感情、意思をいかに起こさせないようにするかの心の教育こそが重要であり、文京区教育委員会教育指針（素案）は端からその努力を放棄しているとしか読み取れない。	教育委員会では、子どもたちの心の内に「いじめたい」「いじめる」という意思があることを、前提とはしておりません。
16	いじめに関しては、子どもたちに「人として絶対に許せない（あるいは許しがたい）人権侵害である」ことを理解させる必要があり、その点を文京区教育委員会教育指針（素案）にも盛り込むべきである。現状の文京区教育委員会教育指針（素案）はあたかもいじめ問題を軽視しており、それほどの重要性和優先順位を持って考えていない印象を区民に与えかねない。いじめが「人として絶対に許せない（あるいは許しがたい）人権侵害である」ということを教師・教員と児童・生徒、親・家族、地域社会の全員が共通認識として持つためにも文京区教育委員会教育指針（素案）に盛り込むべきである。	No.16～24 いじめ問題については、別途「文京区いじめ防止対策推進基本方針いじめ対応マニュアル」を作成し、より詳しく記載しております。また、いじめ問題に関する教職員の意識向上についても、その中で周知しております。
17	いじめ問題に関しては、単に「いじめ等の問題行動」「いじめの未然防止」と表層的な言葉で記載するのではなく、「いじめを見逃さない」「いじめを許さない」という意識の醸成の重要性に鑑み、これらの記載もすることで、文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じていじめ問題への取組姿勢を打ち出すべきである。 これは「教員の資質向上」や「教員の経験や能力」に於いても重要であり、いじめを見逃したり見過ごしたりすることがないように、積極的な認知について教員の意識改革を図っていく必要があることも意味する。 いじめは認知件数の数の問題でも多い少ないの問題でも、減少傾向にあるから良しとする問題でもなく、一掃しゼロにすることに全力を傾けるべきものである。	

	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）に於いて、「いじめを見逃さない」「いじめを許さない」という意識の醸成の重要性を明記する必要性がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>
18	<p>いじめ問題に関しては、単に「いじめ等の問題行動」「いじめの未然防止」と表層的な言葉で記載するのではなく、「いじめは人問題」であり、「命にも関わる重大な問題」であるという視点が抜け落ちているのは問題である。文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じていじめ問題に対するこれらの視点を明記すべきである。</p> <p>これは「教員の資質向上」や「教員の経験や能力」に於いても重要であり、「いじめは人問題」であり、「命にも関わる重大な問題」であるという視点が抜け落ちていると、いじめを見逃したり見過ごしたりする。教員の意識改革を図っていく上でも「いじめは人問題」であり、「命にも関わる重大な問題」であるという視点を持ち、そのことを真剣に子どもたちに伝える能力が欠かせない。</p> <p>文京区教育委員会教育指針（素案）に於いて、「いじめは人問題」であり、「命にも関わる重大な問題」であるという視点を明記する必要性がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>
19	<p>いじめ問題に関しては、単に「いじめ等の問題行動」「いじめの未然防止」と表層的な言葉で記載するのではなく、「いじめゼロ」とともに、「いじめ見逃しゼロ」「いじめ見過ごしゼロ」の意識が重要である視点が抜け落ちているのは問題である。文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じていじめ問題に対するこれらの意識、あるいは意識を持つべきであるという視点を明記すべきである。</p> <p>これは「教員の資質向上」や「教員の経験や能力」に於いても重要であり、「いじめゼロ」とともに、「いじめ見逃しゼロ」「いじめ見過ごしゼロ」を目指す視点が抜け落ちていると、いじめを見逃しやすくなったり、見過ごしやすくなったりする。</p> <p>教員の意識改革を図っていく上でも「いじめ見逃しゼロ」「いじめ見過ごしゼロ」を目指す意識あるいは視点を持ち、そのことを子どもたちと一緒に取り組む能力が欠かせない。</p> <p>文京区教育委員会教育指針（素案）に於いて、「いじめ見逃しゼロ」「いじめ見過ごしゼロ」を目指すべきであるという視点を明記する必要性がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>
20	<p>いじめ問題に関しては、単に「いじめ等の問題行動」「いじめの未然防止」と表層的な言葉で記載するのではなく、「いじめは他者の人権を侵害する行為」であるという意識が重要である視点が抜け落ちているのは問題である。文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じていじめ問題に対するこうした意識、あるいは意識を持つべきであるという視点を明記すべきである。</p> <p>これは「教員の資質向上」や「教員の経験や能力」に於いても重要であり、「いじめは他者の人権を侵害する行為」であるという認識が抜け落ちていると、いじめを軽く見たり、見逃したりする。</p> <p>教員の意識改革を図っていく上でも「いじめは他者の人権を侵害する行為」であるという視点を持ち、そ</p>

	<p>のことを子どもたちと一緒に認識する（あるいは認識させる）能力が欠かせない。</p> <p>文京区教育委員会教育指針（素案）に於いて、「いじめは他者の人権を侵害する行為」であるという認識、あるいはその認識の重要性を明記する必要があるということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	
21	<p>本指針で、「いじめ」は「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の「(2)豊かな人間性の育成」で「いじめの未然防止や男女平等などの人権教育や心の教育」、「視点3 子どもの学びを保障する教育環境」の「(3)子どもたちの課題に対する専門的アプローチ」で「いじめ等の問題行動」という記述で記載されているが、「いじめ」という極めて重要な問題を、「指針」と言えどもこうした記載だけで済ませていいものかどうか極めて理解に苦しむ。</p> <p>文部科学省の「初等中等教育の充実」においては「いじめ問題については、まず、『いじめは絶対に許されない』との意識を社会全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない』教育を実現することが必要です。また、いじめ問題に適切に対処するためには、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることも大切です」と指摘しており、このエッセンスを本指針でも記載すべきである。</p> <p>少なくとも最低限、「子供を『加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない』教育を実現すること」の必要性は明記すべきである。文京区において「子供を『加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない』教育を実現する」必要はない、あるいは必要性はあるが本指針に記載する必要はないということであれば、その理由について区民に合理的根拠を示し、説明責任を果たすべきである。</p>	
22	<p>本指針全体を通じて、「いじめ」という言葉は2カ所しか出て来ないが、文部科学省の「初等中等教育の充実」の「第9節 いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応」に記載しているように、「いじめ問題については、まず、『いじめは絶対に許されない』との意識を社会全体で共有」することは極めて重要である。本指針においても、『いじめは絶対に許されない』との意識を区民全員で共有する」あるいは『いじめは絶対に許されない』との意識を区全体で共有する」といった記載は盛り込むべきである。</p> <p>文京区がどうしても本指針において盛り込まない、あるいは盛り込む必要はないということであれば、その理由について区民に合理的根拠を示し、説明責任を果たすべきである。</p>	
23	<p>本指針全体を通じて、「ネットいじめ」への対応が盛り込まれていないのは理解に苦しむ。文京区子どもは「ネットいじめ」と全く無縁であるとも言えるのであろうか。あるいは将来にわたって文京区内では全く起こらないと思っているのであろうか。文部科学省の「初等中等教育の充実」の「第9節 いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応」では「近年、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（いわゆる「ネットいじめ」）が深刻な問題になっています。また、「ネットいじめ」のうち、SNSでのいじめについては、第三者が閲覧できないため従来の取組で対応できない場合もあります。こうしたいじめの未然防止のためには、子供たちが自らの手でいじめの問題に取り組み、解決につなげていく意識を高め、実行していくことや情報モラルを身に付けさせることが重要です」と記載している。</p> <p>その後、「改定後の基本方針に、インターネット上のいじめは、『刑法』上の名誉毀損罪や侮辱罪、民</p>	

	<p>事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことを盛り込みました」とも記載しているが、そこまで記載すべきかどうか議論はあったとしても、「ネットいじめ」について「こうしたいじめの未然防止のためには、子供たちが自らの手でいじめの問題に取り組み、解決につなげていく意識を高め、実行していくことや情報モラルを身に付けさせることが重要」であるとの認識、あるいはそうしたことの重要性に鑑みた対応策の必要性は記載して然るべきであろう。</p> <p>本指針において、敢えて「ネットいじめ」について触れない、記載しないということであれば、その理由について区民に合理的根拠を示し、説明責任を果たすべきである。</p>	
24	<p>本教育指針（素案）では、「いじめ」に関して、「いじめの未然防止」「いじめ等の問題行動・不登校（中略）の予防・早期発見・解消」と記載しているが、あくまで区（あるいは学校や教員等）の取り組みであって、子どもが「いじめ」にどう向き合い、取り組むかの視点はない。文京区は「いじめ」に関し、子どもたちがどう向き合い、取り組むかという視点は必要ないと考えているのであろうか。子どもたちの「豊かな人間性」の中に、「いじめ」を絶対許さないという心は含まれないのであろうか。</p> <p>確かに「(2)豊かな人間性の育成」の中に「いじめの未然防止」という言葉は含まれているが、それは「いじめの未然防止や男女平等などの人権教育や心の教育、いのちの教育を進めます」という区（あるいは学校や教員等）の取り組みであって、子どもたちを主体としたものではない。</p> <p>「いじめは人権問題である」と意識を持ち、「いじめを絶対許さない」「見て見ぬふりをしない」という心を持つ子どもたちを育てるといった記載をすべきである、 「どういふ子どもを育てるために」「どういふ取組（あるいは教育、活動）をするのか」を必ず併記すべきである。</p> <p>もし、本指針において、そうした併記が必要ないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	
25	<p>「視点3 子どもの学びを保障する教育環境」の「(3)子どもたちの課題に対する専門的アプローチ」に於いて、「①教育センターを拠点とする総合相談体制を整備し、いじめ等の問題行動・不登校、集団不適應等の予防・早期発見・解消のための取組を充実します」としているが、「早期発見・解消のための取組」という記載の仕方には問題があると言わざるを得ない。文京区教育委員会教育指針（素案）は軽々しく「解消」という文言を使っているが、そう簡単に「解消」できるものではなく、「早期発見」の次にすべきは「早期対応」であり、「早期対応」なくして「解消」などあり得ない。「①教育センターを拠点とする総合相談体制を整備し、いじめ等の問題行動・不登校、集団不適應等の予防・早期発見・早期対応に努め、解消につなげるための取組を充実します」とすべきである。</p>	<p>いただいたご意見を参考に「教育センターを拠点とする総合相談体制を整備し、いじめ等の問題行動・不登校、集団不適應等の予防・早期発見・早期対応に努め、解消につなげるための取組を充実します」と修正いたします。</p>
26	<p>いじめ問題に関しては、小・中学校のいじめ認知件数に対して最終的に解消した割合を数値目標として打ち出し、それを成果指標として活用することを盛り込むべきである。現状の記載では、文京区教育委員会は他区市に比べ、いじめ問題に対する関心と熱意に欠け、その真剣さに疑問を感じざるを得ない。いじめ問題は相対的に多いとか少ないとか、減少傾向にあるから良しとするような問題ではなく、ゼロにする</p>	<p>いじめ問題については、数値目標を設定することで、例えば、いじめを報告しなかったり、十分に解決しないまま解消と報告したりすることも考えられます。したがって、</p>

	ために全力を挙げるべき課題であることを前面に出すべきである。	数値を競うのではなく、「文京区いじめ防止対策推進基本方針いじめ対応マニュアル」に従って、引き続き各学校で取り組んでまいります。
27	本指針全体を通じて、いじめ防止対策への言及が少ないのは疑問である。本指針の策定と併せ、文京区においては「文京区いじめ防止対策推進基本方針」を「文京区いじめ防止対策推進基本条例」としていじめ防止対策を強化するほか、いじめや児童虐待防止にかかわる「文の京」独自のルールを設けてさらなる徹底を図るべきである。	いじめ問題の具体策については、本指針の方向性を踏まえ展開してまいります。
28	本指針（素案）全体を通じて、「いじめ」についての問題認識が希薄な点に大なる疑問を感じる。「いじめ」を見て見ぬふりをする、目を閉ざすこと、それは「傍観者」になるということであるが、「文の京」の子どもたちには公教育を通じて「いじめ」を黙認するような「傍観者」にはなってほしくない。 そのためにはイギリスの政治哲学者で経済思想家のジョン・スチュアート・ミル（J・S・ミル）が指摘したように「正しい側に組まないものはすべて悪の側に結局は加担することになる」ということを子どものうちから理解してもらうことが必要であろう。 それは「主体的に取り組む」ということであるが、逆に本指針にある「主体的に取り組む」という記載から、すべての文京区民が「正しい側に組まないものはすべて悪の側に結局は加担することになる」ということに思い至ることができるであろうか。本指針においても単に言葉を借りてきて並べるだけでなく、その本質を理解し、自らのものとした上で策定すべきである。	ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
29	文京区教育委員会教育指針（素案）では「個性」に関し、「一人ひとりの個性や能力に応じた最適な教育活動を進めます」「一人ひとりの個性を尊重しながら…」と記載しているが、その「個性」なるものを「発見する」ことの重要性、子どもが自らの中に見出すことの重要性について記載がないのは理解に苦しむ。 文京区はそれぞれの子どもの「個性」が苦勞せず自然に見い出されると考えているのであろうか。それぞれの子どもに於いてそれぞれの「個性」なるものがあるとして、その「個性」なるものを何の問題もなくそれぞれの子どもたちが受け入れると考えているのであろうか。それぞれの子どもたちに於いて、「個性」なるものを発見する、あるいは見付け出す努力が必要ないと考えているのであろうか。全く理解に苦しむ。 「一人ひとりの個性や能力に応じた最適な教育活動を進めます」「一人ひとりの個性を尊重しながら…」と記載するのであれば、その前段階の「個性」なるものを「発見する」ことの重要性、子どもが自らの中に見出すことの重要性について記載すべきである。 敢えて記載しないのであれば、記載しない合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。	「個性」なるものを「発見する」ことの重要性、子どもが自らの中に見出すことの重要性については、学習指導要領に「一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識する」ことが示されております。 したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて既に対応しておりますので本指針には記載しないものとしております。

30	<p>現状の文京区教育委員会教育指針には「尊厳」の概念が足りない。(2)豊かな人間性の育成の「①自他の違いを認め、一人ひとりの個性を尊重しながら…」は、「①自他の違いを認め、一人ひとりの個性と尊厳を尊重しながら…」とすべきである。</p>	<p>「尊厳」につきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」において、「生命の尊厳」が示されております。</p> <p>したがいまして、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
31	<p>文京区教育委員会教育指針には「自由な精神を育む」ことの大切さの認識に欠けている。(2)豊かな人間性の育成の「①自他の違いを認め、一人ひとりの個性を尊重しながら…」は、「①自他の違いを認め、一人ひとりの個性と尊厳を尊重しながら自由な精神を育み…」とすべきである。</p>	<p>「自由な精神を育む」ことにつきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」において、「自由と責任」が示されております。</p> <p>したがいまして、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
32	<p>本教育指針（素案）では、冒頭部分で「知識や技能を習得し、思考力・判断力・表現力等の能力、主体的に取り組む態度などバランスよく育成する教育活動を進めます」としていながら、本指針の記載自体に「表現力等の能力」の欠如の結果としか思えないところがあるのは理解に苦しむ。</p> <p>例えば、「(2)豊かな人間性の育成」は、育成する「取組」や「活動」を記載したものであると考えられ、確かに①と③はそうなっている。ここで①を詳しく見てみると、「自他の違いを認め、一人ひとりの個性を尊重しながら、いじめの未然防止や男女平等などの人権教育や心の教育、いのちの教育を進めます」となっており、「自他の違いを認め、一人ひとりの個性を尊重しながら」という部分は述語である「進めます」にかかるが、「(2)豊かな人間性の育成」を掲げている以上、「自他の違いを認め、一人ひとりの個性を尊重する」というのは「豊かな人間性」を構成する要素でなければならないはずであるが、①の文章は文法上（あるいは文理解釈上）そうはなっていない。</p> <p>本来は、「自他の違いを認め、一人ひとりの個性を尊重しながら、いじめをゆるさない心、男女平等などの人権を大切に作る心、いのちを大切に作る心を持つ子どもを育てる教育を進めます」とすべきであろう。そうしてはじめて②の記載の仕方とも整合性が取れる。同様に③も「我が国や文の京の伝統や文化を尊重する子どもを育てるための教育を充実させ、体験活動を重視した学習活動を展開します」とすべきである。</p>	<p>ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。</p>
33	<p>本教育指針（素案）の「(4)保・幼・小・中の連携・接続」において、「③子どもたちの「育ち」と「学び」の適時性と連続性を重視した教育活動が展開されるよう、教育課程の充実を図ります」と記載があるが、ここで敢えて「適時性」を記載する理由が分からない。</p> <p>「子どもたちの「育ち」と「学び」の適時性」は所与の前提として、「(4)保・幼・小・中の連携・接続」の項目を立てているのであるし、そもそも「連携・接続」としている以上、「③子どもたちの「育ち」と「学</p>	<p>いただいたご意見を参考に、「③子どもたちの「育ち」と「学び」の適時性を踏まえたいうで、連続性を重視した教育活動が展開されるよう、教育課程の充実を図ります」と修正いたします。</p>

	<p>び」の連続性を重視した教育活動が展開されるよう、教育課程の充実を図ります」で十分である。</p> <p>それでも敢えて「適時性」を加えるのであれば、「③子どもたちの「育ち」と「学び」の適時性を踏まえたうえで、連続性を重視した教育活動が展開されるよう、教育課程の充実を図ります」とすべきであるし、「適時性」に言及するのであれば、「用語説明」も入れるべきであろう。（※例えばどのような時期に何をどのような方法で身に付けていくかということ、発達に応じて適切な時期に教育しなければ必要な能力が身につかないこと等）</p> <p>それに「連続性」とは別に、「適時性」に問題や課題があるのであれば、本指針においてははっきりとその問題点を指摘し、どのような取り組みを通じて解決していくか盛り込むべきである。</p>	
34	<p>「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の(5)特別支援教育に於いて、「特別支援教育」という複合名詞自体は仕方ないとしても、「特別な支援が必要な」というくだりが2カ所出てくるが、これではあたかも「配慮」は必要ないように映る。「特別な配慮や支援が必要な」とすべきである。「配慮」に基づいた支援が必要なのであり、「配慮」あってこそその心のもった「支援」であるはずである。敢えて「配慮」という言葉を省くのであれば、その合理的根拠を示すべきである。</p>	<p>特別支援教育という複合名詞には配慮の文字が入っておりませんが、当然、配慮があって支援があり、教育ですので指導がある、ととらえております。</p>
35	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）では「一人ひとり」ということに関し、「一人ひとりの個性や能力に応じた最適な教育活動を進めます」、「一人ひとりの個性を尊重しながら…」、「幼児・児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし…」と記載しているが、あくまで「個性」や「能力」に限定しており、「一人ひとりと向き合う」、「一人ひとりに寄り添う」、「一人ひとりを大切にする」、「一人ひとりをいかす」という視点が抜け落ちているのは理解できない。</p> <p>「一人ひとりの個性を尊重」という姿勢は、「向き合い」「寄り添い」「大切にする」という具体的な心情と態度に裏付けられていなければ子どもの信頼は得られず、個性や能力に応じた最適な教育活動を円滑に進めることもできなければ、「一人ひとりの能力を最大限に伸ばす」こともままならない。</p> <p>文京区教育委員会教育指針（素案）に於いては、「一人ひとり」を「個性」や「能力」に限定するのではなく、「一人ひとりと向き合う」、「一人ひとりに寄り添う」、「一人ひとりを大切にする」、「一人ひとりをいかす」といった多様で多角的な視点を踏まえて記載すべきであり、幅広い文京区民とその認識を共有すべきである。</p>	<p>No.35～36</p> <p>いただいたご意見を参考に、視点1（5）を「一人一人の学びを十分に確保するとともに、その能力を最大限に伸ばし、」と修正いたします。</p>
36	<p>「指針」（素案）の「(5)特別支援教育」において、「社会全体の様々な機能を活用して」という重要な視点と、障害のある子どもたちが「十分な教育が受けられるよう」という重要な記載が抜けており、「(5)特別支援教育」の①～⑤の中のどこかに記載すべきである。</p>	
37	<p>「指針」（素案）の「(5)特別支援教育」の②において「障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けられる環境を整えていきます」としているが、文部科学省が指摘している「障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。それが、障害のある子どもが積極的に社会に参加・</p>	<p>文部科学省が国として行う教育の環境整備と、文京区教育委員会が国や都の制度の下で行う環境整備とは、自ずと内容が異なります。国や都の方向性を踏まえて、文京区教育委員会としてできることを取り組んでま</p>

	<p>貢献するための環境整備の一つとなるものである」という方向性が文京区において十分に理解し、記載されているとは言い難い。</p> <p>②は「障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けられる環境を整えていきます」としているが、文部科学省が指摘している「障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められており、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮し、障害のある子どもが積極的に社会に参加・貢献するための環境整備を整えていきます」と記載を改めるべきである。</p>	<p>います。</p>
38	<p>「指針」(素案)の「(5)特別支援教育」の⑤において「特別支援教育の推進に対する区民の理解促進に努めます」と記しているが、文部科学省が指摘する「障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である」との視点が抜け落ちている。</p> <p>⑤は「特別支援教育の推進に対する区民の理解促進、障害者理解の推進に努め、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていきます」とすべきである。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、「特別支援教育の推進に対する区民の理解促進、障害者理解の推進に努めてまいります。」と修正いたします。</p>
39	<p>「指針」(素案)の「(5)特別支援教育」において「共に学ぶこと」についての意義や重要性が軽視(あるいは過小評価)されている。文部科学省においても「共に学ぶことについて」として5項目を挙げている。②において「障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けられる環境を整えていきます」とあり、「用語説明」の「インクルーシブ教育システム」で「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと」との記載はあるが、現状の「指針」(素案)ではそれらの記載にとどまっている。</p> <p>文京区においても、「指針」(素案)の中で「共に学ぶこと」についての意義と重要性を記載すべきであるし、「用語説明」においても「共に学ぶこと」について記載すべきである。</p> <p>なお、5項目の全文は長いが、幅広い文京区民が知識・認識しておくべきであり、かつ文京区として区民に対し説明責任を果たして丁寧に説明すべき点として以下の記載は極めて重要である。(※以下は「指針」に盛り込む場合を想定)</p> <p>(1) 障害のある子どもと障害のない子どもそれぞれが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境を整えていきます。</p> <p>(2) 共に学ぶことを進めることにより、生命尊重、思いやりや協力の態度などを育む道德教育の充実を図り、同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養っていきます。</p> <p>(3) 障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、障害に対する適切な知識を得る機会を提供するとともに、バランスのとれた自己理解、達成感の積み重ねから得られる自己肯定感、自己の感情等の管理する方法を身に付けつつ、他者理解を深めていき、子どもの多様性を踏まえた学級づくりや学</p>	<p>「共に学ぶこと」につきましては、「交流及び共同学習」のガイドラインで、「障害のある子どもも、障害のない子どもも共に成長していくことのできる機会」であるととらえています。</p> <p>したがいまして、既に各学校でそれを踏まえて取り組んでおりますので、本指針には記載しないものとしております。なお、用語説明のご指摘いただいた文言修正については参考にさせていただき修正いたします。</p>

	<p>校づくりを目指します。</p> <p>(4) 個々の子どもの障害の状態や教育的ニーズ、学校や地域の実情等を十分に考慮することなく、すべての子どもに対して同じ場での教育を行おうとすることは、同じ場で学ぶという意味では平等であるが、実際に学習活動に参加できていなければ、子どもには、健全な発達や適切な教育のための機会を平等に与えることにはならず、そのことが、将来、その子どもが社会参加することを難しくする可能性があることを踏まえ、財源負担も含めて区民の合意を図りながら、大きな枠組みを改善する中で「共に育ち、共に学ぶ」体制づくりを進めていきます。</p> <p>(5) 障害のある子どもが、多様な子どもの中で共に学び、社会で生きる力を身に付けることと同時に、同じ障害のある子ども同士が共に学ぶことにより、それぞれの障害固有のコミュニケーション能力を高めるなどして、相互理解を深めていくことも重要であり、学校教育の場でも学校教育以外の場でも、それらの機会を提供していきます。</p>	
40	<p>特別支援学級 聞こえとことばの教室について</p> <p>近年、通級する児童が急増しています。通級したくても順番待ちをしていたり、在籍校からの距離があり、通えない状況と聞きます。現在、文京区の金富小が拠点ですが、文京区の中でははずれにあり、在籍校との行き来がとてもしにくい状態です。児童にとっても金富小や在籍校の指導時間を確保するためには、給食の時間や休み時間を削って移動をする必要があります。在籍校や居住地によっては、とても通いにくい状態にあり負担です。そこで、文京区にもう一つ拠点校を作っていただきたくか、教員のほうから文京区の特別支援学級を巡回する方式にしてもらえませんか。よろしくお願いします。</p>	<p>No.40～41</p> <p>難聴・言語の特別支援学級「きこえとことばの教室」については、障害の特性に応じて、より専門性の高い指導を行う必要があることから、金富小学校に通級していただき、一人一人の教育的ニーズに応じた指導をしているところです。また、教員が巡回指導を行うことについては、他の区市町村での状況を踏まえ、研究してまいります。</p>
41	<p>ことばときこえの教室（金富小）への通級制度についての要望</p> <p>文京区のことばときこえの教室（金富小）へ通級しております。現在、文京区では、週1回程度の金富小学校へ児童の通級となっておりますが、教員側に各小学校へ来ていただいているのフォロー（巡回による指導）を検討していただけるよう、要望申し上げます。以下に詳細を述べます。</p> <p><現状の通級による制度での問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが毎回在籍小学校を抜けていかなければならないことによる授業の遅れの心配。 <p>（往復1時間以上かかるため、一度の通級で複数の授業を欠席することになる。）</p> <p>ただでさえ、聞こえに問題があり、欠席が重なると授業についていけなくなる心配がある）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親への難聴児の育児・教育のための教育という意味も含めて、ファミリーサポートは原則使わないで欲しいと金富小担当者から言われているが、共働き家庭であり、毎週1回の平日昼間の通級付き添いは困難である。 <p><要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・金富小学校でしか実施できない授業（聴力検査等含む）は金富小へ児童が通級する ・在籍小学校でも可能な言葉の訓練等に関しては、在籍小学校へ担当教員に来ていただくという体制を要望申し上げます。 	

	<p>すでに東京都町田市のきこえの教室では、(1)巡回による個別指導と(2)通級によるグループ指導の併用体制となっており、このような体制を要望いたします。</p> <p>これにより、子どもの通級の負担を軽減し、十分な教育を行うことが可能となると期待できます。また、親への難聴児に対する教育方法の教育に関しては、金富小へ通級の際に学ぶことが可能となると考えられます。</p> <p>平成 29 年度から、通級指導学級には『子どもが動く』仕組みから、各小学校の特別支援教室に『教員が動く』仕組みをつくることを趣旨として、すでに巡回による指導「学びの教室」が始まっています。これにより、通学小学校での授業の遅れ等も改善したとの声を聞いております。</p> <p>「ことばときこえの学級」に関しても同様にご検討いただけますと幸いです。</p>	
42	<p>現状の文京区教育委員会教育指針における「視点 1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」は何のためのもの（何のために必要）かが不明確である。それらは自己実現とともに、誰かや何かの為に「役に立つ」（あるいは「役立つ」）ことであり、それを明確にしてこそ「視点 2」以降につながっていく。誰かや何かの為に「役に立つ」（あるいは「役立つ」）という視点なく、「知識や技能を習得し、思考力・判断力・表現力等の能力、主体的に取り組む態度などバランスよく育成する教育活動を進め」ても、結局は主観的で自己本位、自己中心的な目的に使われてしまいかねない。「主体的に取り組む」という文言も、人類や社会という抽象的な概念も含め、誰かや何かの為に「役に立つ」（あるいは「役立つ」）為に「主体的に取り組む」のであるという方向性を打ち出すためにも、「役に立つ」（あるいは「役立つ」）というキーワードを盛り込むべきである。</p>	<p>「役に立つ」ことにつきましては、学習指導要領に「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」で「思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力」が示されております。</p> <p>したがって、「役に立つ」という意味は「主体的に取り組む」ことに含まれているととらえております。</p>
43	<p>「視点 1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の中に「自立心を育む」あるいは「自立心を養う」ことを盛り込むべきである。現状の文京区教育委員会教育指針（素案）は「自立心」を敢えて無視しているか、関心がないか、その意義と重要性を認識していないかのように映るが、「自立心」がなければ「主体的に取り組む態度など」は養われず、「知的好奇心をもって自ら進んで学習に取り組む」ことも中途半端になってしまう。また「自立心」がなければ「学ぶ楽しさを感じ」る度合いも小さくなる。「自立心」がない大人になると他人に過度に依存したり、誰かの意見や命令、指示を鵜呑みにして右から左へ唯々諾々と従う人間になってしまうりする。</p>	<p>「自立心」につきましては、学習指導要領の道徳教育の目標として、「自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」が示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
44	<p>教育基本法第二条の二において「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」と定めているが、本指針全体を通じて、「自主」は使われておらず、「自律」は「他者と協働する力や自律的に判断する力」のくだりで使われているにすぎない。（ちなみに「自立」は「自立して社会に参加できるよう…」という表現の中で使われている）</p> <p>子どもの教育において「自主」及び「自律」は極めて重要なキーワードであるにも拘わらず、本指針で</p>	<p>ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>このような使い方しかされていないのは問題である。教育基本法第二条の二において記載があるからというだけではなく、「用語説明」において「自主」「自律」「自立」の違いを解説するなど、区民に教育指針を丁寧に説明する義務が文京区にはあるはずである。</p> <p>もし、本指針において「用語説明」も含め、「自主及び自律の精神を養う」ことの必要性を記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	
45	<p>「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の中に「自制心を育む」あるいは「自制心を養う」ことを盛り込むべきである。現状の文京区教育委員会教育指針（素案）は「自制心」の必要性がないと考えているか、その重要性を無視しているか、関心がないかのように映るが、「自制心」がなければ「自他の違いを認め、一人ひとりの個性を尊重」することもできないし、「すべての人への思いやりの心」も持てなくなる。いじめが起きるのも「自制心」に欠けることがひとつの要因であることい鑑みれば、「自制心を育む」あるいは「自制心を養う」ことは極めて重要であるのに、文京区教育委員会教育指針（素案）で言及されていないのは極めて疑問に感じざるを得ない。</p>	<p>「自制心」につきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」に、「節度・節制」について学ぶことが示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
46	<p>「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の中に「良識と常識に基づいて考え、判断し、行動する」といった内容を盛り込むべきである。当たり前のようであるが、「良識と常識に基づいて」「知識や技能を習得」するのであり、「良識と常識に基づいて」「思考力・判断力・表現力等の能力、主体的に取り組む態度などバランスよく育成する教育活動を進める」ことが重要である。成人になっても良識と常識に基づかずに判断したり、解釈したりする大人が多いことに鑑みれば、子どもの頃から教育を通じて「良識と常識に基づいて考え、判断し、行動する」重要性を示し、盛り込むべきである。</p>	<p>「良識と常識に基づいて」「知識や技能を習得」につきましては、学習指導要領に「思考力・判断力・表現力等を育む」について示されております。</p> <p>したがって、「良識と常識に基づいて」「知識や技能を習得」という意味を「思考力・判断力・表現力等を育む」に含まれているととらえております。</p>
47	<p>「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」に於いて「新しい未来の創り手の育成」を掲げるのであれば、「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」に於いて「創造力」を盛り込むべきではないか。文京区は「創造力」なくして「新しい未来の創り手」になれると考えているのか。敢えて「創造力」を明記しないのであれば、なぜ明記しないのか。そして「創造力」なくしてどのように「新しい未来の創り手」となれるのか、合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「創造力」につきましては、学習指導要領に「豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指す」と示されております。</p> <p>したがって、「創造力」を育むことについては、生きる力を育むことに含まれているととらえています。</p>
48	<p>小6と中2の子供がいます。オーストラリアに住む友人とのやりとりで近年の気候変動の深刻な状況を知り、この地球環境に関するこの深刻な問題を日本ではほとんど取り上げていない事を知りました。日本以外の先進国はほぼ学校教育においてこの問題を学びます。これは大変恥ずかしい事であり、それ以上にこれからの世代を生きる子供達が抱えていく大変深刻な課題を子供たちが「知る」権利をないがしろにしてしまっているようではありません。どうか早急にこの地球規模の重要課題を教育に反映させてください。</p>	<p>環境教育につきましては、総合的な学習の時間等を中心に行っております。</p>

	お願いします。	
49	<p>本教育指針（素案）全体を通じて「目的意識」を持つことの重要性が記載されていないのは理解に苦しむ。文京区は子どもたちが「目的意識」を持つことを悪いことだと考えているのであろうか。「目的意識」を持つことの重要性を認識していない、あるいは極度に軽視しているのであろうか。</p> <p>例えば、「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の②では「子どもたちが学ぶ楽しさを感じ、知的好奇心をもって自ら進んで学習に取り組むとともに、これからの社会を牽引できるよう、将来にわたって学び続ける姿勢を身に付ける教育活動を進めます」と書いてあるが、「子どもたちが学ぶ楽しさを感じ、知的好奇心と目的意識をもって自ら進んで学習に取り組むとともに、これからの社会を牽引できるよう、将来にわたって学び続ける姿勢を身に付ける教育活動を進めます」としてはなぜ、いけないのか。なぜ、「目的意識」を敢えて外すのか。</p> <p>もし、文京区において、子どもたちが「目的意識」を持つ必要がない、あるいは本指針において「目的意識」を記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>目的意識をもつことの大切さについては、学習指導要領の中に様々な形で記載されているため、本指針には記載しないものとしております。</p>
50	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、地域全体としての「教育力」や「子育て力」がないのは理解に苦しむ。「視点2 地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」とあるが、「連携・協働」は目的ではなく「手段」であり、本来は地域全体としての「教育力」や「子育て力」を付けるため、あるいは向上させるために、「地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」が必要になるという組み立てではないか。</p> <p>「家庭・地域と連携した学校・園づくり」も地域全体としての「教育力」や「子育て力」を付けるため、あるいは向上させるための手段や具体策のひとつであり、その後が続く①～④も同様であろう。そのことは家庭における教育力の低下を補う意味合いも含まれている。</p> <p>「地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進」「協働による学校支援の取組」は地域全体としての「教育力」を高め、「子育て力」を高めるとう目的あつてのものであることを本指針において明記すべきである。もし、明記する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、視点2（1）①を「学校と地域をつなぐ制度・組織を活用し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります」、同②を「区内大学・NPO等の社会的資源を活用した協働による学校支援の取組を進め、地域力の強化につなげます」と修正いたします。</p>
51	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、文京区は「かかわり」と「かかわり合い」をどのような基準において使い分けているのか区民には良く分からないし、伝わらない。本指針では、「地域で子どもを育てる意識を醸成するため、地域とのかかわりをもつ取組を進めます」「子どもの発達段階に応じたかかわり方や…」というように「かかわり」を使う一方、「子育て世帯が社会で孤立しないよう、多様な主体や幅広い世代の人々がかかわり合う機会を設け、子育て家庭のネットワークを広げるための支援を強化します」というように「かかわり合い」を使っている。</p> <p>「かかわり」より、「かかわり合い」が一步踏み込んだ積極的な意味合いがあるなら、「かかわり」より「かかわり合い」とした方が積極性が出るが、文京区は前者2例については敢えて瀬極性を出さないよう</p>	<p>「子どもの発達段階に応じたかかわり方や…」の項は、家庭教育における父母等の保護者の主体性を示すため、「かかわり」と記載しております。「地域とのかかわりをもつ取組を進めます」の項は、いただいたご意見を参考に、「地域とのかかわり合いをもつ取組を進めます」と修正いたします。</p>

	<p>にしたのであろうか。</p> <p>現状、「地域で子どもを育てる意識を醸成するため、地域とのかかわり合いをもつ取組を進めます」「子どもの発達段階に応じたかかわり合い方や…」とした方が積極性が出ていいはずであるが、敢えてこの2例だけ「かかわり合い」ではなく、「かかわり」とした合理的根拠があるのであろうか。もし、明確な根拠を持って「かかわり」と「かかわり合い」を使い分けているのであれば、「用語説明」において合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	
52	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、「向き合う」ことの重要性が記載されていないのは理解に苦しむ。文京区は「向き合う」ことの必要性がないと考えているのであろうか。敢えて「向き合う」という表意を排除し避けた合理的根拠は何なのであろうか。極めて強い違和感を覚える。</p> <p>例えば、「(2)家庭教育への支援」において「①子どもの発達段階に応じたかかわり方や、多様化する家庭が抱える様々な課題への対応方法など、親と子の育ちを支えるための学習機会の充実を図ります」との記載があるが、「①子どもの発達段階に応じた向き合い方やかかわり方、多様化する家庭が抱える様々な課題への対応方法など、親と子の育ちを支えるための学習機会の充実を図ります」としてはなぜ、いけないのか。</p> <p>その次にある「②子育て世帯が社会で孤立しないよう、多様な主体や幅広い世代の人々がかかわり合う機会を設け、子育て家庭のネットワークを広げるための支援を強化します」は、「②子育て世帯が社会で孤立しないよう、多様な主体や幅広い世代の人々が向き合い、かかわり合う機会を設け、子育て家庭のネットワークを広げるための支援を強化します」ではなぜ、いけないのか。文京区は「かかわる」に当たって、その前段となる「向き合い」方の重要性を無視（あるいは軽視）しているかのようである。</p> <p>「向き合い」方をひとつ間違えれば、かかわり方は大きく変わり、そもそも「向き合い」方自体、簡単なものではなく、「学び」を必要とする。文京区において「向き合う」ということが重要ではなく、本教育指針においても記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>家庭教育における「向き合う」ことの重要性につきまして、父母等の保護者による主体性を尊重し、「向き合う」という表現を本指針には記載しないものとしております。</p>
53	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、「情報共有」することの意義や重要性に対する認識が甘い（あるいは薄い）と言わざるを得ない。例えば、「(1)家庭・地域と連携した学校・園づくり」の③では、「保護者や地域住民に対する学校教育活動に関する情報の共有と積極的な発信を進め…」とすべきであるが、なぜ敢えて「情報の共有」を含めないのか。④も「④地域人材の発掘、育成や地域団体等との連携強化と情報共有などを通じ…」とすべきであるが、なぜ敢えて「情報共有」を外すのか。「文の京」自治基本条例の理念を生かすつもりがないように映る。</p> <p>「(2)家庭教育への支援」の①も「学習機会の充実と情報共有を図ります」とすべきであるが、なぜ敢えて「情報共有」を省くのか。②も「子育て家庭のネットワークを広げ、情報共有するための支援を強化します」とすべきであるが、なぜ敢えて「情報共有」を外すのか。</p> <p>文京区は、「情報共有」の意義と重要性を認識していないとしか思えない。情報共有」は放っておいて自</p>	<p>「情報共有」することの意義や重要性につきましては、情報の積極的な発信や学校支援組織についての周知及び連携意識の啓発が、情報共有の一環であると考えております。</p>

	<p>然に為されるものではなく、主体的、意識的、能動的、積極的にしようとしなければできないということを理解していないとしか思えない。文京区においてどうしても「情報共有」の必要性はなく、本指針においても「情報共有」について記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対し丁寧にその説明責任を果たすべきである。</p>	
54	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、「連帯」や「連帯感」に対する重要性の認識に欠けていると言わざるを得ない。特に「視点2 地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」では需要であり、「視点2 地域ぐるみで連帯感をもって子どもの教育に取り組むための連携・協働」とすべきであるし、①は「地域全体で連帯感をもって学校教育を支援する体制づくりを推進していきます」とすべきである。</p> <p>「連携」という言葉を以て「連帯」という意味合いを含むという主張も想定されるが、「連携」には「連帯感」という言葉はなく、「連帯」には「連帯感」という言葉があることから分かるように、そこには意思や気持ち、感情が込められている。「連帯感」を使うことで、教育指針全体に主体的、能動的な意味合いを含ませることができる。もし、文京区において「連帯感」は必要なく、本指針に記載する必要もないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対し丁寧にその説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」につきましては、教育基本法第13条の「学校、家庭及び地域住民の相互の連携協力」に基づき取り組んでおり、本区においても、同様の表現をしております。</p>
55	<p>「視点3 子どもの学びを保障する教育環境」の「(1)教員の資質向上、教育に専念できる工夫」に於いては、「子どもたちの長所や良い面、子どもたちが自ら伸びようとする面を見い出し、引き出し、それを伸ばせる能力を磨く」といったことを盛り込むべきである。「教員の経験や能力」はこの面で発揮されるものであり、教員が「子どもと向き合う時間を確保する」のも、子どもたちの長所や良い面、子どもたちが自ら伸びようとする面を見い出し、引き出し、それを伸ばすためにあることを認識すべきである。</p>	<p>「子どもと向き合う時間を確保する」ことにつきましては、「幼稚園及び学校における働き方改革実施計画」において、「学校教育の質の向上」としております。</p> <p>したがって、各学校はそれを踏まえて働き方改革を推進しておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
56	<p>「教員の資質向上」に関して「教員の経験や能力、職層に応じた研修等の充実を図るなど、計画的・系統的な教員の育成に取り組めます」とあるが、極めて安易で浅薄な取り組みであると思わざるを得ない。ひとりひとりの児童・生徒がかけがえのない存在であり、その教育もまたかけがえのないものであることに鑑みれば、教育を担う教員の力量と指導力に負うところが極めて大きいことは言うまでもなく、教員との出会いが幼児児童生徒のその後の生き方に大きな影響を与えることも含め、強調し過ぎることはない。</p> <p>人としての心のふれ合いを大切にし、充実した教育を展開するためには、教員には幅広い教養と豊かな人間性、深い教育愛と使命感、実践的な指導力が求められる。全ての教員にあつては、豊かな識見を身に付けるよう、常に自らの力量と指導力を高め、人間性を磨くために自ら具体的な目標を掲げ、不断の研究と修養に努めなければならないはずであるが、本指針を読む限り、そうした教育者としての決意も覚悟も感じ取れない。</p> <p>文京区教育委員会においては、恰も表面的・表層的に単語を並べて指針としての文章を作りさえすれば、自然に取り組みがされ、育成されるかのようなようであるが、ひとつひとつの単語を丁寧に説明してこそ、言葉は生きて区民の心に伝わることを認識すべきである。</p>	<p>教員研修においては、教育相談や特別支援教育等、教員が幼児・児童・生徒と適切に関わることができる力を身に付け、高めていく力を育成するため研修を実施しております。</p>

57	<p>「(1)教員の資質向上、教育に専念できる工夫」において、教員が置かれている現状とその対応への方向性がうまく打ち出されていない。例えば、教員が直面する問題・課題は以前と比べものにならないほど、多様化・多角化・重層化・複雑化しているがそうした構造的課題・問題には「チーム」（あるいは「ワンチーム」）としての一体感を持って臨むことも大切な視点であるが、本指針には表れていない。</p> <p>「ワンチーム」が流行語大賞になったからではなく、もともと文京区には「チーム文京スピリット」なる職員行動指針もあるのだから、本教育指針においても「チーム」一丸となることの重要性やワンチームとして当たる視点の重要性を記載すべきである。学校組織全体を「チーム」として、「チーム」一丸となって教員の力量と指導力の充実・向上につなげるべきであり、そうした記載を本指針においても打ち出すべきである。</p>	<p>ご指摘いただいた内容については、中央教育審議会等においても、「チームとしての学校」として示されております。学校も教育委員会も、それを踏まえて取り組んでおります。</p>
58	<p>文京区には職員行動指針「チーム文京スピリット」がありながら、文京区教育委員会が策定する「文の京」の「教育指針」（素案）との関係性が全く見えてこないのは理解に苦しむ。「チーム文京スピリット」が「区民の皆さんが思い描く職員のあるべき行動や『文京区職員育成基本方針』に基づく、新しい時代に求められる職員像を全職員で共有し、浸透させていく必要がありました」とするのであれば、何らかの形で本教育指針（素案）も共鳴すべきであろう。</p> <p>学校・教員は子どもたち一人ひとりの声をよく聴き、率直に話し合える関係を構築すべきであるし、一体感を持って教育に取り組むべきであるし、子どもたち一人ひとりのために力を発揮すべきであると打ち出すべきであろう。</p> <p>「文の京」のすべての教員は「昨日の自分を超越して挑戦する」ことが求められているし、「現状の自分に満足することなく、日々自己研鑽に努める」べきであり、「文の京」の子どもたちには「正確な知識を基に、いかなる状況にも対応できる」力を付けるべく導くべきである。</p> <p>本教育指針（素案）の策定に携わった文京区教育委員会メンバーは、区民の期待通りの内容かどうかよりも、区民の期待以上の内容になっているかどうかを基準に改めて一文字一文字、推敲に推敲を重ねて見直してもらいたい。</p>	<p>ご意見として承りました。教員は「昨日の自分を超越して挑戦すること」、「現状の自分に満足することなく、日々自己研鑽すること」に努めていると認識しております。また、子どもたちがご指摘のような「生きる力」を身に付けることを願って、本指針を策定しております。</p>
59	<p>(1)教員の資質向上、教育に専念できる工夫</p> <p>①教員の経験や能力、職層に応じた研修等の充実を図るなど、計画的・系統的な教員の育成に取り組みます。②教員が子どもと向き合う時間を確保するため、ICT等を活用した校務の効率化を図るとともに、業務のスリム化、アウトソーシングなどにより改善・見直しを図ります。③地域内外の人材を活用し、教員の人材育成や校務のサポートを行い、教員の負担軽減を図ります。④教員が子どもたちの質の高い教育環境を整備するために働き方改革を推進します。とありますが急にご退職される先生や病気でお休みされる先生も文京区に限らず多いたまた教員同士のいじめなどニュースなどでも報道されております。</p> <p>先生方の心の豊かさゆとりが必要なのではないのでしょうか？わたくしも教員免許を学生時代取得いたしまして実習にも行きました。先生方の業務の多さなど（当時はプリントも手書きで作成しておりました）その頃よりは PC の普及により楽にはなったのですが、保護者とのやり取りもおそらく大変だと思</p>	<p>ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>ます。</p> <p>先生方も安心して働ける職場環境にさせていただくことが子供たちへの接し方にもゆとりができ子供も子供らしく育つのではないのでしょうか。</p> <p>そうすることが自他の違いを認め、一人ひとりの個性を尊重しながら、いじめの未然防止や男女平等などの人権教育や心の教育、いのちの教育を進めます。</p> <p>②家庭や地域社会との連携を図りながら、社会の一員としての規範意識、倫理観やすべての人への思いやりの心、生命を尊重し自然を慈しむ心をもつ子どもを育てる取組を進めます。これらにつながってくると思います。そして障害のない子どもたちが、障害や人間の多様性を正しく理解した上で共に社会生活を送っていけるよう、交流や体験活動等を通して障害者理解教育を進めます。にもつながることとおもいます。わたしも文京区の幼稚園から中学まで過ごしています。幼稚園のころからクラスに障害をお持ちの方がおりました。だから身近に多様性を理解し個々を大事にすること個々のいいところを互いに尊重することが学べたのだと思っています。</p> <p>子供だから素直にたくさんのことを学ぶ可能性がたくさんあると思います。私も自分の子供にも可能性を大事に心の豊かな子供に育つようこれからも努力したいと思っています。</p>	
60	<p>不登校に関しては、不登校児童・生徒のうち継続的に登校できるようになった児童・生徒の割合を数値目標として打ち出し、それを成果指標として活用することを盛り込むべきである。</p>	<p>不登校児童生徒への支援については、学校復帰だけでなく、社会的な自立につなげることが大切だと考えております。</p>
61	<p>本教育指針（素案）の「視点3 子どもの学びを保障する教育環境」で「(4)学校運営に適した学校規模」としているが、「規模」の問題もさることながら「中身」の問題も重要であることに鑑みれば、③はさらに踏み込んだ記載が必要である。「一人ひとりの能力を最大限に伸ばし…」と言うのであれば、教員もまた「一人ひとりの能力を最大限に伸ばす」べきであり、園長・校長も「その裁量を最大限に生かす」べきであり、そうした記載を盛り込むべきである。</p> <p>③では「子どもや保護者だけでなく、地域住民からも愛され、期待される、魅力ある学校・園づくりを推進します」とあるが、「魅力」にとどまらず、園長・校長・教員のやる気をさらに引き出すためにも、「特色・特徴ある学校・園づくり」も明記し、「子どもや保護者だけでなく、地域住民からも愛され、期待され、魅力あふれる、特色と特徴ある学校・園づくりを推進します」とすべきである。</p> <p>もし、文京区においてこうした記載上の工夫が必要ない、あるいは上記で指摘したことを本指針に記載する必用がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>いただいたご意見を参考に「期待されるよう、各校の創意工夫を生かした魅力と特色ある学校・園づくりを推進します」と修正いたします。</p>
62	<p>視点3(4)②について、意見があります。中学校についても、各校の学校規模の平準化を図るべきであると考えます。それも迅速に行うべきです。</p> <p>区立中学校において選択制が導入されていますが、区域外からの希望者多数で抽選になる学校と、1学年1学級になる学校が固定化してしまっている状況が続いています。</p> <p>単学級の学校では、</p>	<p>近年、文京区の年少人口の増加が顕著であり、今後、中学校の生徒数も増加していくことが予想されるため、当面現在の学校数を維持していきます。なお、将来予測において人口動態に変化が生じた場合には、適正な学校</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・教科の担当教員がひとりしかいない教科が多いことによって、評価の客観性が保たれないリスクが上がる。 ・数学や英語が習熟度別少人数指導にならない ・学校行事の盛り上がり欠ける ・部活動の選択肢が少ない <p>等、複数学級の学校と同等の教育環境とはいえません。</p> <p>https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakko/juniorhighschool/sentakusei.html</p> <p>に、「学校選択制度により学校の活性化と特色づくり、保護者と学校との協働意識、地域との結びつきやより広域的なコミュニティの形成などがこれまで以上に図られ、生徒一人ひとりが、より一層充実した中学校生活を送ることができるようになるものと考えています。」とありありますが、そうはなっていないというのが小規模校に子どもを通わせている保護者の偽らざる実感です。</p> <p>「生徒数 300 人を安定的に確保」と言っている場合ではなく、迅速に学校規模の平準化がなされるような施策を打ち出すべきです。</p> <p>それにより、「小規模校に行かせたくないから中学受験を」と考えている層が区立中に戻ってくることも期待できるのではないのでしょうか。</p> <p>以下、素人考えではありますが、中学校選択制の見直し案を考えました。学校を減らさず、かつ選択制を維持し、単学級の学校をなくすには、抽選になる学校の受け入れ可能人数を減らすしかありません。</p> <p>「受け入れ可能人数を 28 人×クラス数にする」のはどうでしょうか。</p> <p>学年の人数が 80 人以下になると 2 学級になってしまいますが、80 人台だと 3 学級になり、1 学級の人数が 30 人以下になって、学習指導や生活指導も、より行き届きます。</p> <p>もちろん、学区内に住所のある生徒は受け入れ可能人数を超えていても受け入れます（現制度もそうなっているはずです）。</p> <p>小規模校が少人数指導になっているのは、結果的にそうなっているに過ぎません。区のどの学校でも、少人数指導の機会が増すことにつながり、視点 3 (1)にも効果があると考えます。</p>	<p>数について検証し、統合も含めた検討を行います。</p> <p>中学校選択制における学級人数の変更は考えておりませんが、ご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<p>63</p> <p>本教育指針（素案）の「視点 3 子どもの学びを保障する教育環境」の「(4)学校運営に適した学校規模」では①～④までの具体的な取り組みが記載され、確かに①②④は「学校規模」に関してであるが、③は明らかに「学校規模」に関することではない。子どもたちに「確かな学力の定着」を促しておきながら、「教育指針」において、非論理的な組み立ての記載をすることは絶対にあってはならないことである。</p> <p>「(4)学校運営に適した学校規模」を「(4)学校運営に適した学校規模と魅力ある学校・園づくり」とするか、「(4)学校運営に適した学校規模」とは別に「魅力ある学校・園づくり」を立て、現在の②以外の具体的な取り組みも記載すべであらう。</p>	<p>通いたいと思われる魅力ある学校づくりを推進することで、区立学校への進学率の向上と学校規模の適正化に取り組んでおり、このため、視点 3 の当該箇所位置付けております。</p>

64	<p>視点3 子どもの学びを保障する教育環境 (4)学校運営に適した学校規模</p> <p>②中学校においては、当面現在の学校数(10校)を維持した上で、生徒数300人を安定的に確保できる学校規模を目指します。</p> <p>生徒数を目標にすると人口動態に依存してしまいます。むしろ学校教育法施行規則第41条と第71条に則った適正規模の学級数を目指すのはいかがでしょうか。まずは単学級ではなく複学級化して学級数の平滑化を目指していただきたいです。小規模校では3年間クラス替えも担任替えもありません。社会性の健全な発達のためにも複学級化を希望いたします。</p>	<p>中学校においても複数の学級が編成されることを目指し、魅力ある学校づくりを推進しております。</p>
65	<p>「視点3 子どもの学びを保障する教育環境」の(5)学校施設等の整備に於いて、「時代のニーズを踏まえた(あるいは時代のニーズに沿った)施設機能の充実」といった視点がないのは極めて疑問である。文京区は「時代のニーズを踏まえた(あるいは時代のニーズに沿った)施設機能の充実」は必要ないと考えているのであれば、どうして必要ないのか合理的根拠を区民に示すべきである。</p>	<p>学校施設等の整備につきましては、多様な学習内容・学習形態に対応できるよう、視点4に基づき、時代のニーズを踏まえた整備を進めてまいります。</p>
66	<p>「視点3 子どもの学びを保障する教育環境」の「(1)教員の資質向上、教育に専念できる工夫」は、「教員の資質向上」ではなく、「教員の資質・能力向上」とすべきである。「資質」は「生まれつきの性質や才能」であり、これを向上させることは至難であるが、あたかも文京区では「資質向上」が容易に行えるかのような印象を与える。「資質向上」を否定するものではないが、どちらかと言えば「能力向上」こそ図るべきものである。もし、文京区に於いて「能力向上」より「資質向上」の方が重要であるというのであれば、その合理的根拠を区民に明確に示し、説明責任を果たすべきである。文京区教育委員会教育指針(素案)に於いて説明責任を果たさない(果たせない)のでは話にならない。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、「教員の資質・能力向上」と修正いたします。</p>
67	<p>本教育指針(素案)で「視点3 子どもの学びを保障する教育環境」と子ども目線による「子どもファースト」的な題目を掲げておきながら、「(1)教員の資質向上、教育に専念できる工夫」というのはあまりに教師の自己都合的であり「視点3」との整合性に欠ける。「(1)教員の資質・能力の向上、子どもと向き合う時間確保を通じた質の高い教育」とでもすべきである。</p> <p>「教育に専念できる工夫」は学校、教員が不断の努力を積み重ねるものであり、これまで通り続けるべきものであって、ことさら今後、取り組むべきことではないはずである。それよりも教員同士が子どもの情報を共有し、学び合い、向上心を高め合う工夫をこそしていくべきであり、本指針にもそれらを記載すべきである。</p>	<p>「教員の資質向上、教育に専念できる工夫」につきましては、「幼稚園及び学校における働き方改革実施計画」に位置づけており、その中で、「学校教育の質の向上」を目的としております。したがって、子どもたちに還元される取り組みであるととらえております。</p>
68	<p>文京区教育委員会教育指針(素案)では「AI」に関して、「③A I等の先端技術を活用して学びに必要な基盤を整備し、個に応じたきめ細やかな指導を進めます」とだけ記載している。</p> <p>しかし、「AI」の活用・利用が急速に進むなか、子どもたちの「思考力・判断力・表現力等の能力」といった場合、「AIに代替できない能力」という条件が付くはずであるが、現状の文京区教育委員会教育指針(素案)ではその点に全く触れていないのは理解に苦しむ。</p> <p>文京区は、「AI」に言及しておきながら、子どもたちの将来社会・未来社会に於いて、いわゆる従来の人</p>	<p>「AIに代替できない能力」＝「人しか発揮することができない極めて高度な能力」につきましては、中央教育審議会の答申において、「2030年の社会と子供たちの未来」として「答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだ</p>

	<p>の能力が「AI」に取って代わられる事態は絶対に起きないと考えているのであろうか。それともそこまで考える必要はないと考えているのであろうか。</p> <p>子どもたちの「思考力・判断力・表現力等の能力」といった場合の「能力」は、「AI に代替できない能力」＝「人しか発揮することができない極めて高度な能力」であり、そうした「能力」を身に付け、磨くことの重要性を指摘し、明記すべきである。</p> <p>もし、そうした「能力」について明記する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>したりすることができるという強みを持っている」ことが示されております。</p> <p>この答申を受けた学習指導要領に基づいて指導することで、ご指摘いただいた資質・能力も身に付くととらえており、本指針には記載しないものとしております。</p>
69	<p>「指針」(素案)全体を通じて、「自ら学び考え」「自ら進んで」「自らの身を守る力」という記載はあるものの、「自ら課題を見いだし」というフレーズがないのは理解に苦しむ。「課題」は誰かに見つけてもらったり、提示してもらったりするのではなく、「自ら」「見いだす」ことが重要であるということの認識に欠けているとしか思えない。真の意味で「新しい未来の創り手」になるには「自ら課題を見いだす」ことなくしてあり得ない。「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」に「自ら課題を見いだす」というフレーズを入れるべきである。</p>	<p>「問題解決能力」にかかわる内容は、中央教育審議会の答申において、「未来を切り拓いていくために必要な思考力・判断力・表現力等」の育成過程として、問題解決の過程が示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、既にそれを踏まえて、学校教育を通して身に付けるべき資質・能力を育てておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
70	<p>本指針の「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」において、「コミュニケーション能力に富み、他者と協働する力や自律的に判断する力、自己実現を図る力などを身につける教育活動を進めます」とあるが、何の(あるいは何に関する)「コミュニケーション能力」を言っているのか定かではなく、極めて強い違和感を覚える。</p> <p>文部科学省の「初等中等教育の充実」においては「外国語によるコミュニケーション能力」「国境を越えて人々と協働するための英語等の語学力・コミュニケーション能力」と記載されており、文京区がこれらを参考にしながらも敢えて、「コミュニケーション能力」にかかる修飾句を削除(あるいは省略)したのであれば由々しき問題である。</p> <p>言葉は文脈において理解するという基本中の基本を蔑ろにしたとしか考えられず、文京区は「コミュニケーション能力」にかかる修飾句を敢えて削除(あるいは省略)した理由について、区民に合理的根拠を示し、説明責任を果たすべきである。</p> <p>本指針において、「コミュニケーション能力」が「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」において使われていることに鑑みれば、「グローバル化が急速に進展する中で」の「外国語によるコミュニケーション能力」、あるいは「グローバル化が進行する社会においては、多様な人と関わり様々な経験を積み重ねるなど『社会を生き抜く力』を身につける過程の中で、未来への飛躍を担うための創造性やチャレンジ精神、強い意志を持って迅速に決断し組織を統率するリーダーシップ、国境を越えて人々</p>	<p>「国境を越えて人々と協働するためのコミュニケーション能力」につきましては、中央教育審議会の答申(平成28年12月21日)に「様々な国や地域について学ぶことを通じて、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していくことができるようにすること」が示されております。</p> <p>したがって、「国境を越えて人々と協働するための」という意味は「コミュニケーション能力」に含まれているととらえております。</p>

	<p>と協働するための英語等の語学力・コミュニケーション能力，異文化に対する理解、日本人としてのアイデンティティーなどを培っていくことが、一層重要になってき」ているとの文脈において使っていると思われる。</p> <p>そうであるなら、「国境を越えて人々と協働するためのコミュニケーション能力」あるいは「国境を越えて人々と協働するための外国語等によるコミュニケーション能力」など「コミュニケーション能力」にかかる修飾句を付け加えるべきである。</p>	
71	<p>文部科学省の「初等中等教育の充実」において、「グローバル人材の育成に向けた教育の充実」「初等中等教育段階から国際的な視野を持つグローバル人材を育成する」が掲げられていながら、本指針全体を通じて「グローバル」という言葉も、「グローバル人材」という言葉も記載がないのは理解に苦しむ。</p> <p>文京区は「グローバル人材」の育成を拒否しているのであろうか。あるいは「グローバル人材」の育成は他区市に任せればよいと考えているのであろうか。あるいは高等学校において育成すべきと考えているのであろうか。</p> <p>少なくとも、本指針の「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」においては記載すべきである。どうしても記載する必要がないということであれば、その理由について、区民に合理的根拠を示し、説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「グローバル」につきましては、中央教育審議会の答申(平成28年12月21日)に「グローバル化の中で世界と向かい合うことが求められている」ことが示されております。</p> <p>この答申を受けた学習指導要領に基づいて指導することが、ご指摘いただいた人材の育成につながるととらえており、本指針には記載しないものとしております。</p>
72	<p>本教育指針(素案)では、「(1)新しい未来の創り手の育成」の①で唐突に、「コミュニケーション能力」が出てくるが、「(1)新しい未来の創り手の育成」として出てくる以上、「新しい未来の創り手」における「コミュニケーション能力」なる者が具体的に何を指し、何を意味するか「用語説明」する必要がある。</p> <p>一般的には「上手に話し、書き、伝え、聞く能力」を指すが、本区の「教育指針(素案)」で使われている以上、一般的な意味合いを超えた部分もあるはずであり、もしかすると本区ならでは意味合いを託しているのかもしれないが、現状の素案では全く分からない。「状況に合わせて適切・的確な言葉・表現を使い分ける能力」も含まれているであろうし、「論理一貫性のある主張をする能力」や「説得力」も含まれているのかもしれない。</p> <p>本指針において、「国際コミュニケーション能力」とせず、敢えて「コミュニケーション能力」と記載しているのであれば、その合理的根拠もあるであろう。「新しい未来の創り手」における「コミュニケーション能力」ということであれば、「論理的コミュニケーション能力」は外せないはずである。また「合意形成能力」も含まれるかもしれない。いずれにしても文京区としてどのような「コミュニケーション能力」を想定しているのか、丁寧に説明あるいは解説すべきである。</p>	<p>学校教育においては従来からコミュニケーション能力の育成を図っておりますが、特に今後は、グローバル人材の育成のためには、多様な人々とコミュニケーションを図る能力が必要になってくると考えております。</p>
73	<p>本指針(素案)では「創り手」に関し、「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」「(1)新しい未来の創り手の育成」というように、「新しい未来の創り手」として使っている。</p> <p>一方、文部科学省の「初等中等教育の充実」の「学習指導要領が目指す教育の実」「新学習指導要領について」では「近年、情報技術の飛躍的な進化等を背景とした人工知能(AI)の急速な進化やグローバル化の進展などに伴い、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきました。そのような社会の</p>	<p>中央教育審議会の答申では、「予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手になる」とあり、「よりよい社会と幸福な人生の創り手」についても述べられております。そして、「子供たちが未来の創り手となるために求めら</p>

	<p>中で、子供たち一人一人が、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながらどのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが必要です」とあり、「よりよい社会と幸福な人生の創り手」も記載している。</p> <p>文京区においては、あたかも文京区の子どもたちに「新しい未来の創り手」として育成はするが、「よりよい社会と幸福な人生の創り手」としては育むつもりがないようにも映るが、両方とも重要であり、本指針においても後者を無視すべきではない。もし、文京区において「よりよい社会と幸福な人生の創り手」の育成が必要ない、あるいは本指針に記載する必要がないということであれば、その理由について区民に合理的根拠を示し、納得を得られるよう説明責任を果たすべきである。</p>	<p>れる資質・能力を育てていくためには」ということで、「カリキュラム・マネジメントの重要性」が説明されております。</p> <p>したがいまして、ご指摘いただいた内容は、学習指導要領に基づいて各小・中学校で実践しておりますので、本指針には記載はしないものとしております。</p>
74	<p>本指針全体を通じて、「牽引」していくことの重要性が十分に示されていないのは理解に苦しむ。本指針では「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の「(1)確かな学力の定着」において、「これからの社会を牽引できるよう、将来にわたって学び続ける姿勢を身に付ける教育活動を進めます」と記載しているが、「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」では記載されていない。</p> <p>文京区は「持続可能な社会を見据えた……」としており、「持続可能な社会を牽引する……」と記載していないのであるから、そこには何らかの理由と根拠があったはずである。そうでなければ文京区は全く「推敲」することなく本指針を策定したと受け取られても仕方ない。</p> <p>なぜ、「視点4 持続可能な社会を牽引する新しい未来の創り手の育成」ではいけないのか。あるいは「視点4 持続可能な社会を見据え牽引する新しい未来の創り手の育成」ではいけないのか。文京区は「推敲」した経緯を含め、どうしてこの「視点4」において「牽引」という文言を使わないようにしたのか、その判断理由について区民に合理的根拠を示し、納得を得られるよう説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「新しい未来の創り手」には、新しい未来の姿を構想し、実現していくことが含まれているため、「牽引」の意味も入っております。</p>
75	<p>本教育指針（素案）では、「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」として「新しい未来の創り手」を掲げるが、「新しい未来の創り手」が具体的に何をやる人なのか文京区民には分からない。「未来を創る」とはどういうことなのか、あまりに抽象的で漠然としており、これを区の「教育指針」として落とし込むに当たってはもう少し具体性を持たせた記載とすべきである。文京区は敢えて具体的な記載を避けたのか、あるいは思い描くことができないのか分からないが、本指針に明記すべきである。</p> <p>例えば、「新しい未来の創り手」は困難な課題に対し新しい解決策を見出す人ではないのか。「新しい未来の創り手」は新しい価値を自ら創造していく人ではないのか。時代の激変、予測できない未来、想定を遙かに超える事態に対し、高い適応力を発揮できる人ではないのか。「(1)新しい未来の創り手の育成」で挙げられている①～⑥はそのために必要な取り組みであろう。「用語説明」とは別に、抽象的で漠然とした言葉に対しては補足説明が必要であり、推敲に推敲を重ね、もっと丁寧に「教育指針」を策定すべきである。</p>	<p>社会の変化が急速に進む現代において、未来を予測することが困難なため、抽象的な表現となっております。</p>

76	<p>本教育指針（素案）の「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」においては①～⑥まで取り組みや活動についての記載があるが、これで本当に「新しい未来の創り手」を「育成」できるかどうか、極めて強い疑問を抱かざるを得ない。例えば、①～⑥を読む限り、「どのような未来を創っていくか」という「構想力」が重要であり、「構想力」を育む必要性に触れさえしていない。文京区は「構想力」なしに、構想力」を培い・養い・育むことなしに、「新しい未来の創り手」になれると考えているのであろうか。</p> <p>もうひとつは変化が激しく予測困難な時代に生きる子どもたちにあつて、「察知」する「力」あるいは「能力」も非常に重要であり、「新しい未来の創り手」には欠かせないはずであるが、全く言及がない。文京区は「察知力」は必要ないと考えているのであろうか。それとも「文の京」の子どもたちにはもともと備わっており、「教育」を通じて培い・養い・育む必要はないと考えているのであろうか。</p> <p>本指針では「①コミュニケーション能力に富み、他者と協働する力や自律的に判断する力、自己実現を図る力などを身につける教育活動を進めます」としているが、「コミュニケーション能力」「他者と協働する力」「自律的に判断する力」「自己実現を図る力」は、「新しい未来の創り手」と言わずとも今の子どもたちに必要な「力」であり、本指針の記載として「など」に含めるのではなく、明記すべきである。もし、文京区において「新しい未来の創り手」に必要な「力」として「構想力」や「察知力」が必要なく、本指針において記載の必要もないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>幼稚園及び小中学校では、子どもたちに生きる力を育むための取組を進めております。「構想力」や「察知力」については、この「生きる力」の中に含まれていると認識しております。</p>
77	<p>現状の文京区教育委員会教育指針には「挑戦」あるいは「挑む」ことの重要性の認識が足りず、あたかも「挑む」こと、「挑戦する」は悪であり、「主体的に」唯々諾々と従うことを良しとしているかのようである。現状の文京区教育委員会教育指針はまるで何事にも挑まず、挑戦しない人間を育てようとしているように映る。「挑む」考え方、「挑戦する」意欲を持って何事にも取り組むことの重要性を明記すべきである。</p>	<p>「挑む」考え方、「挑戦する」意欲を持って何事にも取り組むことにつきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」に、「克己と強い意志」について学ぶことが示されております。</p> <p>したがいまして、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
78	<p>「視点2 地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」あるいは「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」に於いて、「自ら進んで社会貢献しようという気持ちを育む」ことの重要性と必要性を盛り込むべきである。「子どもの教育に取り組むための連携・協働」も「新しい未来の創り手の育成」も、自ら進んで社会貢献しようという気持ちが生まれてこなければうまく行かないことは目に見えている。現状の文京区教育委員会教育指針（素案）ではあたかも「自ら進んで社会貢献しようという気持ちを育む」ことなど重要ではなく、必要もないかのようであり、極めて大きな疑問を感じざるを得ない。</p>	<p>「社会貢献」につきましては、学習指導要領において、特別活動や「特別の教科 道徳」の中で記載がございます。</p> <p>したがいまして、各小・中学校においては、それを踏まえて既に取り組んでおりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>

79	<p>現状の文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、子どもたちが「生き生きと（いきいきと）学ぶ」といった視点が無いのは疑問である。文京区は子どもたちが「生き生きと（いきいきと）学ぶ」必要性はないと考えているのか。あるいは「生き生きと（いきいきと）学ぶ」必要性を軽視し、文京区教育委員会教育指針に於いて明記する必要はないと考えているのか。文京区教育委員会教育指針（素案）全体のどこかに加えるべきである。</p>	<p>「生き生きと（いきいきと）学ぶ」ことにつきましては、学習指導要領の「総則」に「主体的な学び」が示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて教育活動に取り組んでおりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
80	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、子どもたちが「自分の（あるいは自らの）未来を切り開いていく」ことの重要性が記載されていないのは疑問である。文京区は「自分の（あるいは自らの）未来を切り開いていく」能力など必要ないと考えているのか。それとも現状の文京区教育委員会教育指針（素案）を通じて「自分の（あるいは自らの）未来を切り開いていく」能力は自然と養われていくと考えているのか。文京区の子どもたちには「自分の（あるいは自らの）未来を切り開いていく」気持ちを持たせないようにしようとしているのか。いずれにしても「自分の（あるいは自らの）未来を切り開いていく」能力、「自分の（あるいは自らの）未来を切り開いていく」気持ちを醸成していくことが必要なく、文京区教育委員会教育指針（素案）に明記する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、視点4に「自らの手で未来を切り拓く力を育てます。」と修正いたします。</p>
81	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、子どもたちに「強い意志」を持たせる重要性が感じられないのは疑問である。</p> <p>「強い」が意味するものは「勁」であり、「疾風に勁草を知る」に見られるように「風雪に耐える強い草。強い風が吹いたときにそれに負けない強い草」を指すが、文京区はこうした「強い意思」を不要と考えているのか、はっきりさせるべきである。</p> <p>「持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」が「強い意志」なくして成し得るのか。「強い意志」なくして「新しい未来の創り手」に成り得るのか、文京区は合理的根拠を示し、丁寧に説明すべきである。</p> <p>「強い意志」が育まなければ、たとえどんなに「知識や技能を習得し、思考力・判断力・表現力等の能力、主体的に取組む態度などバランスよく育成する教育活動を進め」でも、誰かの意見や命令、指示を鵜呑みにして右から左へ唯々諾々と従う人間になってしまいかねない。</p>	<p>「強い意志」につきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」に、「努力と強い意志」について学ぶことが示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
82	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、「信頼」あるいは「信頼される」という視点が抜け落ちているのは極めて疑問である。</p> <p>「(2)豊かな人間性の育成」に於いて、「周囲から、社会から信頼させる人間性の育成」は極めて重要であるし、そうでなければ独り善がりの独善的な人間となってしまう。「(1)教員の資質向上、教育に専念できる工夫」でも教員が児童・生徒・親から「信頼させる」ことが重要であり、「(5)学校施設等の整備」でも誰からも、社会からも「信頼される」ことが大切であり、「新しい未来の創り手」は「信頼されて」初めてその</p>	<p>No.82～83</p> <p>「信頼」につきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」に、「友情、信頼」について学ぶことが示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図</p>

	<p>能力を発揮できるはずである。</p> <p>文京区に於いて「信頼」あるいは「信頼される」という視点が不要である、あるいは文京区教育委員会教育指針（素案）で重要ではないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
83	<p>本指針全体を通じて、「信頼」という言葉がない（あるいは出て来ない）のは理解に苦しむ。文京区は敢えて「教育指針」（素案）の文言から「信頼」という言葉を排除したのだろうか。文京区には「学校」「子ども」「家庭」「地域社会」の相互関係において「信頼」に基づく必要はないと考えているのか。それとも文京区においては努力して築かずとも「信頼」は築けていると考えているのか。強い信頼関係を築く（あるいは基づく）ことの重要性と必要性を本指針でも打ち出すべきである。もし、「信頼」が必要ない、「信頼」を記載する必要がないということであれば、その理由について区民に合理的根拠を示し、説明責任を果たすべきである。</p>	
84	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、「粘り強い」あるいは「粘り強く」といった視点が抜け落ちているのは極めて疑問である。文京区は子どもたちに、「粘り強さ」が不要と考えているのか。それとも文京区の子どもたちには元来、「粘り強さ」が備わっていると考えているのか。</p> <p>「粘り強さ」は資質・性格の面もあるかもしれないが、教育を通じて醸成していく面もあるはずであるが、文京区はそれを否定するのだろうか。現状の文京区教育委員会教育指針（素案）ではああたかも「粘り強く」取り組むこと、「粘り強く」挑むという大切な視点が抜け落ちており、盛り込むべきである。</p> <p>どうしても盛り込む必要がない（あるいは盛り込みたくない）ということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「粘り強さ」につきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」に、「努力と強い意志」について学ぶことが示されております。</p> <p>したがいまして、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
85	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、「誇り」や「矜持」の気持ちを持つことの重要性が抜け落ちているのは極めて疑問である。文京区は子どもたちに、文京区に住むこと、暮らすこと、生きること、学ぶこと等に対して「誇り」や「矜持」を持つことを否定するのであろうか。それとも現状の文京区教育委員会教育指針（素案）に則って取り組めば自然に「誇り」や「矜持」が育まれると考えているのであろうか。</p> <p>「誇り」や「矜持」は極めて難しい心の持ちよう（あるいはあり様）であり、「誇り」や「矜持」が合理的根拠を持たずに不必要に強くなると、自意識過剰になったり、自惚れが強くなり過ぎたりするものである。小中学校の教育を通じて、正しい「誇り」や「矜持」の持ちよう（あるいはあり様）を学び、身に付けることは極めて重要である。</p> <p>文京区に於いて、子どもたちに正しい「誇り」や「矜持」の持ちよう（あるいはあり様）を学び必要性がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「誇り」や「矜持」につきましては、「特別の教科 道徳」や社会科等を中心に、学校教育全般で育むものととらえております。</p> <p>したがいまして、本指針には記載しないものとしております。</p>

86	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、「社会の要請に応える」という意識の視点が抜け落ちているのは極めて疑問である。</p> <p>文京区は子どもたちに、「社会の要請に応える」という意識がなくてもいいと考えているのであろうか。それとも文京区の子どもたちは元来、「社会の要請に応える」という意識をもって生まれてくると思っているのであろうか。あるいは文京区教育委員会教育指針（素案）沿って取り組めば自然に「社会の要請に応える」という意識が育まれると考えているのであろうか。</p> <p>「社会の要請に応える」という意識があってこそその「新しい未来の創り手」であって、「社会の要請に応える」という意識が育まれていなければ、真に活躍できる「新しい未来の創り手」には成り得ない。</p> <p>文京区に於いて、子どもたちに「社会の要請に応える」という意識を育ませる必要性がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「社会の要請に応える」ということについては、「特別の教科 道徳」を中心に、様々な学習で勤労や社会参画について学ぶことが示されております。</p> <p>したがいまして、本指針には記載しないものとしております。</p>
87	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、「社会性」という視点が抜け落ちているのは極めて疑問である。</p> <p>「社会性」は子どもたちの(2)豊かな人間性の育成にとっても欠かせないし、(1)教員の資質向上や①教員の経験や能力に於いても欠かせない資質である。社会性なき教員が子どもたちに社会性を植え付け、育むことはできない。</p> <p>文京区に於いて「社会性」の視点が必要なく、文京区教育委員会教育指針（素案）に於いても記載の必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>社会性については、教科等の学習はもちろん、学校行事や、日々の集団生活など、あらゆる機会に育まれているものととらえております。</p> <p>したがいまして、本指針には記載しないものとしております。</p>
88	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、「自己肯定感」の重要性が抜け落ちているのは極めて疑問である。</p> <p>「自己肯定感」は子どもたちの(2)豊かな人間性の育成にとっても欠かせない。文京区は子どもたちに、「自己肯定感」がなくてもいいと考えているのであろうか。それとも文京区の子どもたちは元来、「自己肯定感」をもって生まれてくると思っているのであろうか。あるいは文京区教育委員会教育指針（素案）沿って取り組めば自然に「自己肯定感」が生まれ、育まれると考えているのであろうか。</p> <p>「自己肯定感」がなければ「新しい未来の創り手の育成」円滑に進まず、「自己肯定感」なくして真に活躍できる「新しい未来の創り手」には成り得ない。</p> <p>文京区に於いて、子どもたちに「自己肯定感」を育ませる必要性がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>No.88～90</p> <p>自己肯定感を高める指導の重要性については、ご指摘のとおりです。学校教育をとおして、取り組んでまいります。</p>
89	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、「自己肯定感」とともに「自己有用感」の重要性が抜け落ちているのは極めて疑問である。</p> <p>「自己有用感」は子どもたちの(2)豊かな人間性の育成にとって「自己肯定感」と並んで欠かせない。文京区は子どもたちに、「自己有用感」がなくてもいいと考えているのであろうか。それとも文京区の子どもたちは元来、「自己有用感」をもって生まれてくると思っているのであろうか。あるいは文京区教育委員会教育指針（素案）沿って取り組めば自然に「自己有用感」が生まれ、育まれると考えているのであろうか。</p>	

	<p>「自己肯定感」と「ともに自己有用感」がなければ「新しい未来の創り手の育成」円滑に進まず、「自己有用感」なくして真に活躍できる「新しい未来の創り手」には成り得ない。</p> <p>文京区に於いて、子どもたちに「自己有用感」を育ませる必要性がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	
90	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、子どもたちが「自信」を持つということ、子どもたちに「自信」を持たせるといふことの記載がなく、子どもたちに「自信」を持って生きていってほしいという願いや期待が全く感じられないのは理解できない。文京区は子どもたちに「自信」を持たせたくないのであろうか。「自信」を持つことは悪いことだと考えているのであろうか。確かに過剰な「自信」は問題ともなるが、「自信」は「豊かな人間性」を支える重要な精神的要素であろう。</p> <p>少なくとも、子どもたちが「自信」を持つということ、子どもたちに「自信」を持たせるといふことは、「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」「視点3 子どもの学びを保障する教育環境」「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」において含まれるべきであり、「視点2 地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」においても、「地域ぐるみで」いかに子どもたちに「自信」を持たせ、「自信」を持って生きていってもらうかについて「連携・協働」する必要性はあるだろう。</p> <p>もし、文京区において、子どもたちが「自信」を持つということ、子どもたちに「自信」を持たせるといふことの必要性がなく、本指針に記載する必要もないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	
91	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、子どもにとってどれだけ「自己肯定感」が大切で重要であり、親・家庭・学校・教員・周囲・地域がいかに子どもに「自己肯定感」を持たせる不断努力と工夫をすべきかという視点に欠けているのは理解に苦しむ。</p> <p>一人ひとりが「必要とされている」「大切にされている」と感じられるように育てられることが欠かせず、そこから初めて安心感や信頼感が芽生え、ありのままの自分を自分自身で受け止め、受け容れる「自己肯定感」が育まれるという連鎖の重要性を文京区教育委員会は理解しているように移る。もし、しっかり理解しているということであれば、教育指針から「自己肯定感」を外すことなどないであろう。</p> <p>もし、文京区において、「自己肯定感」が必要なく、一人ひとりが「必要とされている」「大切にされている」と感じられるように育てられることが欠かせず、そこから初めて安心感や信頼感が芽生え、ありのままの自分を自分自身で受け止め、受け容れる「自己肯定感」が育まれるという連鎖にも重要性が見いだせず、よって本指針に記載する必要もないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対し丁寧にその説明責任を果たすべきである。</p>	No.91～92 <p>学習指導要領の前文には、「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。」とあります。</p> <p>したがいまして、自己肯定感についても、他者と協働する力についても、各学校におい</p>
92	<p>世界規模において「差別」や「分断」が進んでいる（あるいは顕著になってきている）現状とその打開策がなかなか見通せない未来を踏まえれば、「持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手」をつくる教育は、「つなぐ」「つなげる」「たずさえる」「つむぐ」といった力を備えていなければならないが、本教育</p>	

	<p>指針全体を通じて「つなぐ」という言葉が文字通りの「学校と地域をつなぐ」としか使われていないのは理解に苦しむ。</p> <p>「コミュニケーション能力に富む結果として、このような力が発揮されるとも言えるが、「他者と協働する力」を分解すれば、「つなぐ」「つなげる」「たずさえる」「つむぐ」といった力となり、「他者と協働する力」はこれらの「力」の集合体としてあることが分かる。本指針においては、抽象的で観念的な言葉の羅列で終わらせることなく、体験に裏打ちされた言葉を丁寧に使うべきであり、必要に応じて「用語説明」で文京区教育委員会が意図するところを丁寧に説明すべきである。</p>	<p>て、学習指導要領の趣旨を踏まえて取り組んでまいります。</p>
93	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、ESD（持続可能な開発のための教育）の推進や促進も打ち出すべきである。「持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手」はESDの推進・促進によって生み出され、育まれる。環境の保全やよりよい環境の創造に貢献できる実践的な態度と資質・能力を育成してこそ、真の意味にでの「持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手」となれる。文京区教育委員会教育指針（素案）に於いて、ESD（持続可能な開発のための教育）の推進や促進の重要性を明記する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>No.93～95</p> <p>ご指摘の視点を入れるために、本指針では、視点4を追加しております。</p>
94	<p>本指針（素案）全体を通じて、「持続可能な開発のための教育（ESD）」あるいは「ESDの推進」に関する記載がないのは理解できない。文京区は文京区においてESDが必要ないと考えているのであろうか。あるいは何らかの合理的根拠をもって敢えて本指針での記載を省いたのであろうか。</p> <p>文部科学省によると、「今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です」と指摘したうえで「ESDの実施には、特に次の二つの観点が必要です」として「○人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと」「○他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと」を挙げ、「そのため、環境、平和や人権等のESDの対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要です」と書いている。</p> <p>文京区の「教育指針」にこの全文を載せずともエッセンスは盛り込むべきであって、あたかも世の中に「ESD」なるものなどまるでないかのように「教育指針」を策定することなど断じてあってはならないはずである。</p> <p>「ESD」は「用語説明」も付けたうえで、本指針に盛り込むべきであり、もし敢えて盛り込まないのであれば、その理由について区民に合理的根拠を示し、納得を得られるよう説明責任を果たすべきである。</p>	

95	<p>本指針（素案）に「持続可能な開発のための教育（ESD）」あるいは「ESDの推進」を盛り込んだうえで、「用語説明」として「ESD」を加え、その中に「ESDで目指すこと」についてもできる限り触れるべきである。</p> <p>文部科学省によれば、「ESDの目標」は「○全ての人が質の高い教育の恩恵を享受すること」「○持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること」「○環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと」であり、「育みたい力」は「○持続可能な開発に関する価値観（人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重等）」「○体系的な思考力（問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方）」「○代替案の思考力（批判力）」「○データや情報の分析能力」「○コミュニケーション能力」「○リーダーシップの向上」である。</p> <p>これらを全く無視した「教育指針」などあり得ない。このうちのいくつかは本指針においても挙げられているが、挙げられていないものを中心に「用語説明」で加えるべきである。難解な言葉があるなら、「用語説明」の中でさらに「脚注」や「注記」として記載するなど工夫の仕方はいくらでもある。</p>	
96	<p>「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」と「視点2 地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」に関連する視点として、子どもたちも「まちづくり」の担い手であり、積極的に参加していくことの意識を持つことの重要性を明記すべきである。「家庭・地域と連携した学校・園づくり」はその先に「家庭・地域と連携した学校・園づくり」を通じた「まちづくり」がある点を認識させることが重要であるが、現状の文京区教育委員会教育指針（素案）ではその点が抜け落ちている。</p>	No.96～101 教育委員会として取り組んでいくのは、「家庭・地域と連携した学校・園づくり」となります。なお、視点4の⑥に「まちづくりの担い手の育成」が含まれるととらえております。
97	<p>「指針」（素案）において、「教育目標」から「視点1～4」まで、「地域」との関わりに関する記述は多いが、その一方で「まちづくり」という言葉は一切ないのは極めて疑問である。</p> <p>「まちづくり」の視点を加え、「まちづくり」の一環としても取り組むべきであり、その視点や方向性を本「指針」にも盛り込むべきである。</p> <p>要は、文京区に於いては縦割り行政の弊害が顕著に出ており、教育委員会と都市計画部の密接な連携ができておらず、子どもの教育という極めて重要なテーマに関し、全庁を挙げた認識の共有ができていない証拠であり、「まちづくり」の視点を加えて有機的に結び付け、相乗効果ある施策を展開すべきである。</p> <p>特に「視点1」(2)(4)、「視点2」、「視点3」(2)(4)、「視点4」(1)⑥は、「まちづくり」や「まちづくり協議会」の活動と絡めた施策も積極的に検討すべきであり、本「指針」並びに「文の京」総合戦略に盛り込むべきである。</p>	
98	<p>文京区においては、他の区市にあるような『文の京』子ども基本条例」といった条例が策定されていないこともあり、文京区のすべての子どもたちの教育環境を整え、「文の京」のまち全体として子どもの育ちを支え、子どもたちに優しい文京区をつくっていく原理原則（あるいは大方針）を、本指針に取り込んでいく必要がある。</p>	
99	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、「まちづくり」との関連や関係性について全く言及さ</p>	

	<p>れていないのは問題意識に欠けると言わざるを得ない。例えば清瀬市では平成 31～33 年度の第 2 次清瀬市教育総合計画において、「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」を打ち出している。</p> <p>これに対して、文京区の指針（素案）に「地域」や「地域社会」「地域住民」という言葉はあるものの、「まちづくり」という言葉はなく、「子どもが育つ 区民が育つ まちも育つ」といった視点が全く考慮されていない。本指針においても、「まちづくり」の視点や観点の意義や重要性を踏まえ、子どもの教育と「まちづくり」との関係や関連性について記載すべきである。</p> <p>もし、文京区が子どもの教育と「まちづくり」との関係や関連性を否定し、本教育指針での記載を拒むのであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	
100	<p>令和元年度東村山市教育委員会の教育目標及び基本方針によれば、「特に、東村山市の教育においては、「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」の実現を目指し、東村山市を愛し、互いに助け合い、物心ともに豊かなまちづくりに貢献できる市民の育成を期して、行われなければならない」としているが、文京区においては「まちづくりに貢献できる区民の育成を期して」教育に取り組むという視点は明確に打ち出されていない。あたかも文京区においては全く「まちづくり」の視点がなく、その結果、「まちづくり」と子どもたちの教育の関係や関連性に全く思い至らない実態が見て取れると考えられる。文京区においても、子どもたちの教育・子育て環境・学校を支える「まちづくり」、一方で「まちづくり」を通じた子どもたちの教育環境・子育て環境・学校の活性化という相互に相乗関係を築く不断の努力を積み重ねるべきであり、本教育指針にも取り込むべきである。文京区においてそうした必要性がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	
101	<p>「文の京」の子どもたちの教育指針なのだから、「教育のまちづくり」といったものを策定した上で、本指針と連携・連動して教育環境と子育て環境、住環境を一体的に向上させるよう施策を取るようすべきである。</p>	
102	<p>「(5)特別支援教育」や「(1)教員の資質向上」に於いて、子どもに向き合う姿勢として「ありのままに聴き、ありのままに受け止め、ありのままに受け入れ、ありのままを理解する」という視点が欠けているのは理解に苦しむ。</p> <p>文京区は子どもに向き合う姿勢として「ありのままに聴き、ありのままに受け止め、ありのままに受け入れ、ありのままを理解する」という視点は必要ないと考えているのか。教員も周囲も往々にして、「ありのままに聴かず、ありのままに受け止めず、ありのままに受け入れず、ありのままを理解しようとしなくて、逆に遮り、阻み、裁こうとすることで問題が悪化する。</p> <p>文京区教育委員会教育指針（素案）に於いて、子どもに向き合う姿勢として「ありのままに聴き、ありのままに受け止め、ありのままに受け入れ、ありのままを理解する」という視点を盛り込む必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>教員の研修については、教員の経験や能力、職層に応じて実施しております。また、区の研修以外にも、都の研修や国の研修、学校ごとに行っている OJT や免許更新等で個人で受講する研修があります。したがって、具体的な研修の視点については、本指針には記載しないものとしております。</p>

103	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）では「能力」に関し、「思考力・判断力・表現力等の能力」「一人ひとりの個性や能力に応じた…」「教員の経験や能力」「コミュニケーション能力に富み…」「子どもたちの基礎的な体力・運動能力」「な幼児・児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし…」という使い方をしている。</p> <p>しかし、「能力」というものは多面的・多角的・多様であって、いくつもの「能力」を身に付ける必要があるだけでなく、年齢の変化、社会情勢や社会要請の変化等に伴い、子どもたちの一生を通じて新たな「能力」を獲得し、磨き続けていくことが求められるが、今回の文京区教育委員会教育指針（素案）ではその点がすっぱりと抜け落ちている。</p> <p>文京区は子どもたちの一生を通じて新たな「能力」を獲得し、磨き続けていくことが求められるとは考えないのであろうか。小中学校で獲得した（あるいは習得した）「能力」だけで生涯を通じて十分と考えているのであろうか。そうであるならあまりに無思慮で無責任と言わざるを得ない。</p> <p>現状の「能力」に関する記載のほかにも、「子どもたちの一生を通じて新たな「能力」を獲得し、磨き続けていくことが求められる」という視点を明記し、子どもたちの理解を得る教育というものを取り入れるべきである。</p>	<p>新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められており、その趣旨として、「生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにしていくことが重要」とあります。</p> <p>子どもたちが一生を通じて新たな「能力」を獲得し、磨き続けていくことができるよう、「主体的・対話的で深い学び」を実現してまいります。</p>
104	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）は全体を通じて、「磨く」という記載がなく、疑問に感じる。文京区は「能力」を磨く必要性がないと考えているのであろうか。「能力」を磨くことは悪いことであるとも考えているのであろうか。「能力」は一度身に付ければ、その後、「磨く」必要はないと考えているのであろうか。</p> <p>「磨く」ことは、単に「向上する」こととは異なり、「完成度を高める意味合いが含まれているが、文京区は単に「向上」すれば良しとし、「完成度を高める」必要性はないと考えているのであろうか。</p> <p>「能力」を磨くこと、「思考力」を磨くこと、「判断力」を磨くことの大切さと重要性は記載すべきであり、教員はその重要性を認識したうえで、子どもの各種能力を伸ばし、向上し、磨く支援をしていくべきである。</p> <p>文京区教育委員会教育指針（素案）に於いて、敢えて「磨く」必要性を記載することが不要であるというのであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>学習指導要領において「磨く」という表現は、「人格」と「語感」に対して使われております。</p> <p>「能力」については、「育成」や「育む」という表現を使ってまいります。</p>
105	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）は全体を通じて、「寛容」という文言の記載がなく、疑問に感じる。文京区は「寛容」の精神は必要ないと考えているのであろうか。「寛容」の精神は悪いことであるとも考えているのであろうか。「(2)豊かな人間性の育成」に於いて、「寛容」の精神の醸成は不可欠であるはずである。</p> <p>「寛容」の精神は(5)特別支援教育、(1)新しい未来の創り手の育成でも欠かせないキーワードであるはずなのにには何か理由があるのであろうか。</p> <p>文京区は、「⑤様々な教育活動を通じ、年齢の違う人、障害のある人、高齢者、外国人など、異なる文化や意識、価値観等をもった人々との交流を進め、共に生きるための豊かな心と行動力を育みます」として</p>	<p>「寛容」につきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」に、「相互理解、寛容」について学ぶことが示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>

	<p>いるが、「寛容」の精神なくして（あるいは「寛容」の精神を育むことなくして）、「共に生きるための豊かな心と行動力を育」めると考えているのであろうか。</p> <p>「様々な教育活動を通じ、年齢の違う人、障害のある人、高齢者、外国人など、異なる文化や意識、価値観等をもった人々との交流を進め、共に生きるための豊かな心と行動力を育」めるのは、その前提として「寛容」の精神が醸成されて初めて可能になるはずであるが、文京区はそう考えていないのであろうか。</p> <p>いずれにしても、文京区教育委員会教育指針（素案）に於いて、「寛容」の精神を育む視点を盛り込むべきである。</p>	
106	<p>本指針全体を通じて、文京区が全国自治体の先駆けとなる取組がどこにあるのか全く分からないのは文京区民として恥ずかしい限りである。理念でも方針でも方向性の記載でも構わないし、具体的な事業でも構わないが、全国に先駆けて取り組む先進例を盛り込むべきであるし、盛り込んでいるのであればその旨を明記すべきである。（※全国自治体の先駆けとなる取組と言ってもあくまで文京区に相応しいという前提条件があることは言うまでもない）</p>	<p>教育指針には具体的な施策を記載することとはしておりませんが、先進的な取組等を新たに実施する際は、区の「重点施策」として発表するなどしております。今後も先進的な取組を実施する際は、広報に努めてまいります。</p>
107	<p>「指針」（素案）全体を通じて、現代社会のあり様を文京区がどう捉え、どのような社会変化の中に子どもたちが置かれているのかが読み取れない。おそらく文京区に於いて、そうした社会変化のありようを深く思い描きも考えてもいないと思われる。確かに本指針に於いて「ICT」や「Society 5.0」「AI」について触れられ、「用語説明」もあるが、本来であれば文部科学省のHPに見られるように、「Society5.0の時代においては、人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは『非連続的』と言えるほど劇的に変わると予測されます」「このような急激な社会的変化が進む中で、次代を切り拓（ひら）く子供たちが…」とか、「ICTを基盤とした遠隔技術などの先端技術を効果的に活用することで…」といった記載があつて然るべきである。</p> <p>今の子どもたちがどのような社会状況に置かれ、それはどのような未来につながっていくかとしているのかをしっかりと想定したうえで文京区としての教育指針を打ち出すべきであつて、現状の「教育指針」はそれらの言及が十分とは言えない。</p> <p>文京区にしてみれば、「文部科学省のHPでも見て勉強してください」とでも言うかのようであるし、『教育』に関心のない区民は『パブコメ』を投稿しなくても結構です」と読み取れないこともない。</p> <p>多くの区民が「教育指針」に関心を持ち、子どもたちの教育を真剣に考えるようになるには、子どもたちが置かれた社会の現状認識についても丁寧に区民に説明する義務があるし、多くの区民に知ってもらい理解してもらおうと思えばそうすべきである。</p>	<p>今の子どもたちがどのような社会状況に置かれ、どのような未来につながっていくかについては、様々な機関が分析を行っており、新しい学習指導要領も、そうした分析を踏まえて作られていると認識しております。</p> <p>文京区教育委員会としては、新しい学習指導要領の趣旨を具現化するとともに、その趣旨や内容についても教育だより「きあら」等で発信してまいります。</p>
108	<p>本指針全体を通じて、「社会的変化」に対する認識が薄い、あるいは甘いことに強い疑問を抱かざるを得ない。文京区は2020年度から新学習指導要領に新たに掲げられた前文（「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会※の創り手となることができるようにすることが求め</p>	<p>ご指摘いただいた学習指導要領の前文を踏まえて、各小・中学校は取り組んでおりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>

	<p>られる) を無視しているか、理解していないかのように映る。</p> <p>現在起きている「社会的変化」はこれまでと全く異なるものであり、それを「非連続的」と言い換える場合もあるが、文京区教育委員会はまるで「正常化バイアス」「恒常性バイアス」に陥っているとしか思えない。これまでの我々の想像を遙かに超えた「社会的変化」のなかで子どもを育むことになるという使命感と危機感がないと言わざるを得ない。多少の言い換えをしてでも「社会的変化」や「社会的を乗り越える」ことの意義と重要性、方向性を本指針にも盛り込むべきである。</p> <p>もし、文京区においてそうした必要性がないということであれば、その理由について区民に合理的根拠を示し、説明責任を果たすべきである。</p>	
109	<p>「教育は社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならない」と言われているが、文京区にこの視点はないようであり、極めて強い違和感を覚える。文京区においては、恰も社会の変化はこれまでどおりの延長線上にあり、人類の想定を遙かに超えた激変は起こらず、分断も断絶もないかのようであり、理解に苦しむ。</p> <p>文京区の本教育指針においても、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならない」との前提に立ち、時代の変化や社会の変化に主体的に対応し、世界・日本・地域の未来を担う人間を育て育む教育が重要になっている視点を明記すべきである。</p> <p>もし、文京区において、時代の変化や社会の変化に主体的に対応した教育など必要なく、本教育指針においても記載の必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していくために、定期的に学習指導要領が改訂されております。したがって、学校や教育委員会は、学習指導要領の趣旨を踏まえて取り組んでまいります。</p>
110	<p>「指針」(素案)全体を通じて、『何のために学ぶのか』という学習の意義を共有する」という視点が抜け落ちているのは疑問である。文京区は区内の子どもたち全てが『何のために学ぶのか』という学習の意義を心得ているという前提に立っているのであろうか。あるいは『何のために学ぶのか』という学習の意義を認識する必要はないと考えているのであろうか。本「指針」のなかでしっかり点を記載すべきであり、この視点はいくら強調してもしすぎることはない。</p>	<p>「学習の意義」につきましては、学習指導要領の「総則」の前文に、「学ぶことの意義を実感できる環境を整えることが示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて取り組んでおりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
111	<p>文部科学省が「初等中等教育の充実」で、「子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要です」と指摘しているにも拘わらず、本「指針」において「知識の理解の質の向上」の重要性が記載されていないのは理解に苦しむ。</p> <p>文京区は区内の子どもたちに「知識の理解の質の向上を図る」必要はないと考えているのか。あるいは「知識の理解の質」を向上させたくないと考えているのか。文部科学省が「これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要です」と強調しているにも拘わらず、本「指針」から敢えて「子供たちの知識の理解の質の向上を図る」ことを外すのはどうしてか。文京区は区民に対し合理的根拠を示し、説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「知識の理解の質の向上」につきましては、学習指導要領の改訂の経緯及び基本方針の中で、生きて働く「知識・技能」の習得が示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校において、新学習指導要領の趣旨を具現化してまいりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>

112	<p>文部科学省 HP での指摘等が全て正しいとやみくもに思い込んでいるわけではないが、「初等中等教育の充実」の「各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立」の中で、『主体的・対話的で深い学び』の視点からの授業改善においては、単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要です」との指摘、特に「探究」は極めて大切なはずであるが、本「指針」で言及されていないのは疑問である。</p> <p>文京区は区内の子どもたちに「探究心」を培い、「探究力」を育ませる必要はないと考えているのか。また、そうしたカリキュラム・マネジメントが必要ないと考えているのか。</p> <p>本「指針」に加えるべきであると考えますが、敢えて必要ないということであれば、文京区は区民に対し合理的根拠を示し、説明責任を果たすべきである。</p>	<p>No.112～113</p> <p>ご指摘いただいた内容は、中央教育審議会の答申（平成 28 年 12 月 21 日）において、授業改善の三つの視点の中で示されています。</p> <p>したがって、本指針には記載いたしません。各学校において、授業改善に取り組んでまいります。</p>
113	<p>本教育指針（素案）全体を通じて「探究」あるいは「探究心」「探究する能力」に関する記載がないのは理解に苦しむ。「探究」が「物事の真相・価値・在り方などを深く考えて、すじ道をたどって明らかにすること」であり、「探求」と異なり、「深く考えて物事の真相・在り方などを明らかにすることをいう」ということに鑑みればなおさらである。「文の京」の子どもたちに「探求」する力を身に付けてもらいたいし、「探求」する姿勢を学んでももらいたいと願うのは当然であろう。</p> <p>「探究心」あるいは「探求する能力」は単に「豊かな人間性の育成」にかかわることというだけでなく、「ICT機器を活用した質の高い教育環境を提供」することを通じてさらに向上が期待できる点においても重要である。「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」においても当然ながら「新しい未来の創り手」に欠くべからざる能力と言えるだろう。</p> <p>文京区において、「文の京」の子どもたちに「探究心」や「探究する能力」は必要でなく、本指針で記載する必要もないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対し、丁寧にその説明責任を果たすべきである。</p>	
114	<p>文部科学省の「初等中等教育の充実」の「各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立」の中で、「教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があります」と指摘されている。</p> <p>本「指針」との比較で疑問なのは、ひとつは「言語能力」「情報活用能力」と並んで「問題発見・解決能力」と記載がある点、もうひとつは「教科等横断的な学習を充実する必要」が指摘されている点である。</p> <p>文京区は区内の子どもたちに「問題発見・解決能力」は必要ないと考えているのか。必要あるとは思っても軽視しているのか。また、「教科等横断的な学習を充実する必要」はないと考えているのか。それとも必要ではあるが重要だとは思っていないのか。</p> <p>いずれにしてもどうして上記2点について、本「指針」の記載から除外することにしたのか、文京区は区民に対し合理的根拠を示し、説明責任を果たすべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの中で実現していくため、本指針には掲載いたしません。</p>
115	<p>文部科学省は「初等中等教育の充実」の「教育内容の主な改善事項」において、「言語能力の確実な育成」</p>	<p>「言語能力の確実な育成」につきまして</p>

	<p>を掲げ、「言語能力の向上は、学校における学びの質や、教育課程全体における資質・能力の育成の在り方に関わる課題であり、文章で表された情報の的確な理解に課題があると指摘される中、ますます重視していく必要があります。現行学習指導要領では、児童生徒一人一人の思考力・判断力・表現力等を育むために、国語科をはじめ各教科等で記録、説明、要約、論述、話し合いなどの言語活動の充実を図っています。新学習指導要領においても、国語科を要として各教科等の特質に応じて、発達の段階に応じた語彙の確実な習得や、情報を正確に理解し適切に表現する力の育成など、言語能力の確実な育成を進めることとしています」と指摘している。</p> <p>それにも拘わらず、本「指針」では「言語能力の確実な育成」は掲げられず、「言語能力」という言葉さえない。文京区は多くの文人を輩出しており、「文の京の伝統や文化を尊重するための教育を充実させ」というのであれば、「言語能力の確実な育成」こそもっと強調されて然るべきであろう。</p> <p>特に「記録、説明、要約、論述、話し合いなどの言語活動」「発達の段階に応じた語彙の確実な習得や、情報を正確に理解し適切に表現する力の育成など、言語能力の確実な育成」は極めて重要であり、区職員においてもこうした能力に欠けると思わざるを得ない人が多いと感じることからも、文京区においてその重要性は極めて高いと言える。</p> <p>文部科学省は言及していないようだが、「主体的・対話的で深い学び」は「説得力」につながらねければならない。「説得力」に欠けては何の意味もなく、その点で「説得力」ある「言語能力」を身に付けることが欠かせない。本「指針」でも文部科学省の指摘を踏まえたうえで、「説得力」ある「言語能力」を身に付ける必要性を盛り込むべきである。</p> <p>文京区は、区内の子どもにそうした能力を身に付ける必要がない、あるいは必要性は認めても本「指針」に記載する必要がないということであれば、文京区は区民に対し合理的根拠を示し、説明責任を果たすべきである。</p>	<p>は、学習指導要領の「総則」に、「児童・生徒の発達の段階を考慮して、児童・生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実する」ことが示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて、教育活動に取り組んでおりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
116	<p>文部科学省は「初等中等教育の充実」の「教育内容の主な改善事項」において、「体験活動の充実」を掲げ、文京区の本指針においても確かに「我が国や文の京の伝統や文化を尊重するための教育を充実させ、体験活動を重視した学習活動を展開します」との記載はある。</p> <p>しかし、これは「体験学習」を極めて狭い意味で用いるとともに、その一部の意義・重要性しか見いだすことをしない記載の仕方であり、強い疑問を感じる。</p> <p>文部科学省によれば、「体験活動を行うこと」が「極めて有意義」なのは、「生命や自然を大切にすることや他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため」であり、「人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験等を行うため」であるとしているが、文京区はそうした意義や重要性を認識していないかのような本指針での記載である。</p> <p>「体験」は「学習」においてのみ重要なのではなく、「体験」に基づいた「知識」を身に付けるためにも重要であり、「説得力」ある表現能力を身に付けるためにも重要である。それは『「体験」に裏付けられた…』と言い換えてもいいかもしれない。</p>	<p>学習指導要領の中には、「体験活動」について様々な記載があります。</p> <p>各学校において、新学習指導要領の趣旨を踏まえた体験活動を充実させることで、狭い意味での体験学習にならないよう取り組んでまいります。</p>

	<p>「言語能力」の関連で言っても、「体験：に基づいた「言語能力を身に付けることが望ましいが、本指針からはそうした方針も視点も読み取れない。もし、文京区において必要ない、あるいは必要性はあっても本指針に盛り込む必要がないという判断をするのであれば、文京区は区民に対しその理由について合理的根拠を示し、説明責任を果たすべきである。</p>	
117	<p>本指針全体を通じて、「バリアフリー」については、「(5)学校施設等の整備」において「学校施設の整備にあたっては、安全で快適な環境を確保するとともに、バリアフリー化を推進します。また、自然エネルギーの活用など地球環境にも配慮していきます」の1カ所しか記載されていない。文京区はあたかも「バリアフリー」と言った場合、ハード面しか認識していないと思わざるを得ない。</p> <p>しかし、教育においては「心のバリアフリー」も重要であって、そのことは「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定）に基づき「心のバリアフリー学習推進会議」が開催されていることから明らかである。</p> <p>本指針においても「心のバリアフリー」という文言を盛り込むべきであり、それに対応して「用語説明」でも取り上げるべきである。それが「教育指針」についての区民に対する丁寧な説明のあり方というものである。もし、「心のバリアフリー」の記載を否定するのであれば、その理由について区民に合理的根拠を示し、説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「心のバリアフリー」につきましては、中央教育審議会の答申において、「教育内容の改善・充実」の例として取り上げられており、新しい学習指導要領には、その趣旨が含まれているととらえております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて既に取り組んでおりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
118	<p>本指針全体を通じて、「創り手」という記載はあるが、「担い手」という記載がないのは極めて理解に苦しむ。文京区は「創り手」を育成することで十分であって、創った後の「担い手」は必要ないと考えているのであろうか。新しい未来の「担い手」とまで言わずとも、何らかの障がいを持つ子どもも含めて、誰もが何らかの形で社会の「担い手」となることは可能であり、ひとりひとりに寄り添い、誰ひとり取り残さないということは、誰もが社会の「担い手」となるために学べるということの意味するのではないか。</p> <p>文京区は「担い手」という言葉の意味の意義と重要性に鑑み、本指針においても「担い手」を育成する、あるいは「担い手」となるための学びの場を保障する旨を記載すべきである。もし、文京区において、本指針に「担い手」という記載が必要ないということであるなら、その判断理由について区民に合理的根拠を示し、納得を得られるよう説明責任を果たすべきである。</p>	<p>ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。</p>
119	<p>本指針（素案）全体を通じて、「学び」（あるいは「学ぶ」こと）に関し、「深く」あるいは「深い」という形容詞や副詞が付いていないことに強い疑問を感じる。文京区は「深く学ぶ」「深い学び」を否定しているのであろうか。それとも文京区の子どもたちには「深く学ぶ」「深い学び」は必要ないと考えているのだろうか。あるいは「深い」とか「深く」と敢えて記載せずとも、自律的あるいは能動的に「深く学び」「深い学び」をすと思うのであろうか。</p> <p>文部科学省の文部科学省の「初等中等教育の充実」では「主体的・対話的で深い学び」と出てくるが、本指針（素案）では出てこない。「深い」というたった2文字を敢えて使わないのはある種の配慮があるのかもしれないが、上っ面だけを表層的に学んで終わりにしてしまうよりは、ひとりひとりの子どもがひとりひとりの個性と能力に応じて少しでも「深い学び」を実現していく支援をしていくことが大切であり、</p>	<p>各学校において、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」を実現してまいります。したがって、本指針には記載しないこととしております。</p>

	<p>そのことを本指針でも盛り込むべきである。</p> <p>もし、「深い学び」にある種の配慮が必要なのであれば、「用語説明：」において取り上げ、区民の理解を得る努力を丁寧に積み上げることが必要であろう。</p>	
120	<p>本指針全体を通じて、「励まし合う」という重要な視点が抜け落ちており、本指針で「互い（たがい）に励まし合う」「共に（ともに）励まし合う」ことの重要性を記載すべきである。「励まし合う」場はどこかに限定されるものではなく、「学校」「家庭」「地域社会」等のすべてにおいて必要なことであり、「励まし合う」ことを通じて成し遂げられることも増えるはずである。</p> <p>いじめ防止においても「励まし合う」ことの重要性の認識を共有することは極めて大きな意義のあることであり、それでもなお、文京区において本指針に「励まし合う」ことを記載しないということであれば、その判断理由について区民に合理的根拠を示し、納得を得られるよう説明責任を果たすべきである。</p>	<p>ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。</p>
121	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、子どもの教育と「地域コミュニティ」の関連や関係性について全く言及されていないのは問題意識に欠けると言わざるを得ない。「世代」という時間的な軸と、学校を核とした「地域」という面的な軸の両方について、その意義と重要性を記載すべきである。</p> <p>「世代」に関しては、「子育て世帯が社会で孤立しないよう、多様な主体や幅広い世代の人々がかかわり合う機会を設け、子育て家庭のネットワークを広げるための支援を強化します」と書いてあるが、あくまで「子育て世帯が社会で孤立しないよう」「子育て家庭のネットワークを広げるため」であり、世代を超えた地域コミュニティを通じて子育て深淵や生涯学習支援をしていく狙いは込められていない。</p> <p>また、地域コミュニティの力を子どもたちの教育に活かし、子どもたちの力を地域コミュニティの活性化に活かすという双方向性も本教育指針には明記されていない。</p> <p>これらは大事な視点であって、本指針においても言及されるべきである。もし、文京区において、これらを本指針に記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「子どもの教育と「地域コミュニティ」の関連や関係性」につきましては、学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」を踏まえた地域コミュニティ事業の実施が、「地域コミュニティの力を子どもたちの教育に活かし、子どもたちの力を地域コミュニティの活性化に活かすという双方向性」の実現ととらえているため、本指針には記載しないものとしております。</p>
122	<p>英国の詩人、テニスンは「希望が人間をつくる。大いなる希望を持って」という名言を遺しているが、文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、子どもたちが「希望を見いだす」「希望を抱く」「希望を失わない」といった視点が全く見られないのは理解に苦しむ。</p> <p>「学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の根底には子どもたちひとりひとりがどんな境遇にあっても、どのような逆境に陥っても「希望を失わない」ことが大切であり、「確かな学力の定着」も「豊かな人間性の育成」も、「希望を失わない」とことが前提にあるはずである。</p> <p>文京区は、区内の全ての子どもたちがもともと「希望を見いだす」「希望を抱く」「希望を失わない」力を備えていると考えているのであろうか。子どもたちが家庭や学校、地域社会等の支えなしに、「希望を見いだす」「希望を抱き」「希望を失わず」に生きられると考えているのであろうか。</p> <p>文京区は、本教育指針において、「希望を見いだす」「希望を抱く」「希望を失わない」といった視点が必要なく、そうした記載も拒むのであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきで</p>	<p>「希望を見いだす」「希望を抱く」「希望を失わない」につきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」に、「希望と勇気」について学ぶことが示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>

	ある。	
123	<p>本教育指針(素案)全体を通じて、「～し合う」という関わり合いを示す言葉が、「教員が子どもと向き合う」「多様な主体や幅広い世代の人々がかかわり合う機会」という2カ所しかないのは理解に苦しむ。文京区は恰も「だれもが生涯を通じてあらゆる場で学び合う」といったことや、「だれもが生涯にわたりあらゆる場で支え合う」といった視点を否定しているかのようである。</p> <p>学校教育、社会教育、生涯学習等のあらゆる場において、「学び合う」「支え合う」「励まし合う」「認め合う」「受け入れ合う」「尊重し合う」等の「～し合う」ことは極めて重要であるが、文京区教育委員会はそうした認識を持っていないか、軽視していると思えない。</p> <p>本指針においては、「向き合う」「かかわり合う」以外でも「～し合う」という具体的な表現を使うことで、「～し合う」1ことの重要性をもっと明確にすべきである。もし、文京区において、「学び合う」「支え合う」「励まし合う」「認め合う」「受け入れ合う」「尊重し合う」等の表現を本指針において記載すべきでない(あるいは必要ない)ということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	No.123～124 ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
124	<p>教育の「徳」のみならず、人と人との関係性において「相互」という概念は極めて重要なキーワードであるが、本教育指針(素案)全体を通じて「相互」が出てくるのは、「教員・保育士間の相互理解を深め…」というだけであるのは理解し難い。少なくとも本指針において「相互理解」や「相互扶助」が重要であるという視点は必要である。それとも文京区は「相互理解」や「相互扶助」の精神は必要ないと考えているのだろうか。あるいは文京区の子どもの教育上、敢えて本教育指針で記載するまでもないと考えているのだろうか。</p> <p>少なくとも「相互理解を深め」るのは「教員・保育士間」だけではないはずである。本教育指針において「相互理解」という四字熟語を使用している以上、このほかにも「相互理解を深め」る必要性のある関係については使うべきである。</p> <p>もし、文京区において、「相互理解を深め」という記載の仕方が、「教員・保育士間」だけに限定されるということであるなら、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	
125	<p>教育のみならず、社会生活を営むうえで「責任」という概念は極めて重要なキーワードであるが、本教育指針(素案)全体を通じて「責任」が出てくるのは、「地域への理解と愛着を深め、地域活動への参加を促すなど、子どもたちが将来、地域の一員としての役割と責任を自覚し、行動できる取組を進めます」というくだりの「役割と責任」という表現だけであるのは理解に苦しむ。</p> <p>文京区は端から「自由と責任」の考え方を否定するのであろうか。否定しないまでも重視はしないのであろうか。文京区の子どもたちの教育において、「自由と責任」について学ぶ必要はないと考えているのであろうか。</p> <p>子どもたちが将来、自覚すべきことのひとつに「自由と責任」もあるはずであるが、文京区はどう考えているのであろうか。少なくとも本指針において「自由と責任を自覚し…」という記載は必要であろう。</p>	<p>「自由と責任を自覚」することにつきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」において、「自由と責任」が示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>

	もし、文京区において「自由と責任」を自覚する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。	
126	<p>「生徒数の少ない区立中学を手始めに自主性を重んじた先進的な教育体制を導入してください」</p> <p>1. 区立中学校の現状における問題点</p> <p><学校区間格差の存在></p> <p>現状では、音羽中や6中のように抽選倍率が高く他学区の生徒が入学しにくい人気校が継続する一方で、文林中のように1クラスの状態が長く続いてきた不人気校が存在しています。不人気校がある学校区の住民にとっては、このような格差が長期間にわたって続いてきたことはとても大きなマイナスです。このような深刻な学校区間格差が既に長期間にわたり続いているのですから、新たな教育指針ではこのような状況を直ちに改善する具体的な案を提示すべきです。</p> <p><内申点で生徒を縛る過剰な管理教育></p> <p>また現状では、成績評価方法の指針が複雑化・多様化する中で、テストの点数以外の教師の裁量による評価の割合が極めて大きくなっています。そのため、現在の区立中学ではしばしば、内申点で生徒を縛る過剰な管理教育が行われており、これは生徒数に対する教員数が多い小規模校ほど顕著です。多数の提出物をチェックしたり、細かい規則に生徒を従わせたりするために、教師も多忙を極めて疲弊しています。不登校の生徒の割合が増え続けているとのことですが、これは内申点で生徒を縛る過剰な管理教育が根本的な原因なのではないでしょうか。</p> <p>2. 新たな教育指針に盛り込むべき具体的方策の提案</p> <p>新たな教育指針には、上記2点の深刻な問題を速やかに解決することを目指した具体的な方策を明示することが、絶対に必要はらずです。この具体的な方策として、「生徒数の少ない区立中学を手始めに自主性を重んじた先進的な教育体制を導入する」ことを提案いたします。より具体的には、「文林中や8中のような現在の不人気校を手始めに、麴町中（千代田区）や桜丘中（世田谷区）で実施され成功しているような、生徒の個性と自主性を重んじた先進的な教育を導入すること」です。</p> <p>これにより、上記2点の極めて深刻な問題が速やかに解消されることが期待されます。現在の小規模校でこのような教育を導入すれば、麴町中などの事例から推測できるとおり、これまでのような不人気な状態が直ちに解消されるはずです。そしてそれを、徐々に区立の他の中学に広げていけば良いでしょう。区立の全ての中学で先進的な教育が行われるようになれば、文京区はまさに「文の都」として、その評価を高めることができるはずです。</p> <p>このような方策は、今回の教育指針（素案）に書かれているさまざまな目標や方針と合致しており、それらを実現するための具体的な方策と言えます。このような方策を文京区の新たな教育指針に明示していただきますよう、強く要望いたします。</p>	<p>1 小規模校には小規模校のよさがあり、大規模校には大規模校のよさがあります。教育委員会としては、各学校が特色ある教育を進められるよう、引き続き支援してまいります。</p> <p>評価については、学習指導要領の中で「学習評価の充実」が示されております。それを踏まえて、適切に実施してまいります。</p> <p>2 ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。</p>
127	本教育指針(素案)全体を通じて、「権利」や「義務」、あるいは「権利と義務」についての意義や重要性、さらに「権利と義務」について学ぶことの重要性に関する記載がないのは理解し難い。本教育指針では「自	「権利」や「義務」につきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」において、

	<p>他を尊重し…」といった表現が見られるものの、「自他の権利を尊重し…」とはなっていない。文京区は、自他の「権利」を尊重すること、「義務」を確実に果たしていくことに関し、意味がないもの、あるいは学ぶべきでないことと考えているのであろうか。</p> <p>「豊かな人間性」を支える根本として、「権利と義務」に関する正しい知識と概念、自他の「権利」を尊重し「義務」を確実に果たしていくことの認識があるべきであって、それらは子どもの中にしっかり学ぶことが欠かせないことは、自らの「義務」を果たさず、他者の権利を踏み躪る大人が多いことでも明らかであろう。</p> <p>もし、文京区が本指針において、「権利と義務」についての意義や重要性を記載する必要がなく、「権利と義務」について学ぶことの重要性もないということであるなら、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「規則の尊重」が示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
128	<p>殊更、ジョン・スチュアート・ミルに拠って立つものではないが、道徳的行為主体を育てる教育として「感情の陶冶」と呼ばれるものを重視していたが、その視点が本指針において通底していないように映る。要は、子どもが自分で考え、自分で判断して行動できるようにし、そのためには知識だけでなく感情も育てようということであり、今日的に言えば「感情のコントロール」も含まれるが、文京区はあたかも全く必要ないかのようである。</p> <p>果たして本指針のと通りの教育で、「感情の陶冶」や「感情のコントロール」が実現するか極めて強い疑問を感じる。文京区にあっては「豊かな人間性の育成」に含まれるとの主張も想定されるところ、「豊かな人間性」というのは極めて抽象的な表現であり、多くの文京区民が具体的に思い描く「豊かな人間性」なるものが一致するとは到底思えない。</p> <p>「用語説明」で「豊かな人間性」を取り上げたうえで、その構成要素として「感情の陶冶」や「感情のコントロール」等が含まれる旨を解説すべきであろう。もし、文京区において、本区の教育において「感情の陶冶」が必要ない、あるいは本指針において記載の必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>ご意見として承りました。学習指導要領に従って、道徳教育を充実してまいります。</p>
129	<p>本指針全体を通じて、教育基本法における「生涯学習の理念」が浸透していないのは理解に苦しむ。教育基本法第三条（国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない）にある、（１）「その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ…」という部分と、（２）「その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」は極めて重要であり、本指針にも具体的な記載として盛り込むべきである。</p> <p>本区の教育指針においてそもそも必要ない、あるいは本指針において記載の必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>No.129～130</p> <p>本指針は、教育委員会が所管する事業のうち、主に学校教育（幼稚園も含む）に関連するものを体系化してお示ししております。また、アカデミー推進部において生涯学習やスポーツ等に関する個別計画「文京区アカデミー推進計画」を策定しているため、「生涯学習」については、記述が限定的になっております。</p>
130	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、子どもの教育や子どもの学びだけに限定しているのは理解に苦しむ。本来の「教育」は誰もがいつでも学び直せることを前提にすべきであって、子どもに限定すべきではない。</p>	

	<p>様々な教育活動を通じ、年齢の違う人、障害のある人、高齢者、外国人など、異なる文化や意識、価値観等をもった人々との交流を進め、共に生きるための豊かな心と行動力を育みます。</p> <p>「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」の⑤において、「様々な教育活動を通じ、年齢の違う人、障害のある人、高齢者、外国人など…」という記載は出てくるが、これはあくまで「(1) 新しい未来の創り手の育成」のためのものである。「視点5」として「生涯を通じた学びへの対応と支援」といった項目を立て、全世代を通じ、外国人も含め、誰もがいつでもどこでも気軽に学び続ける、あるいは学び直せる場や機会をつくる取り組みを目指すことを打ち出し、記載すべきである。</p> <p>もし、文京区において「生涯学習」を本指針に盛り込む必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対し丁寧にその説明責任を果たすべきである。</p>	
131	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、「人生100年時代」に全く言及していないのは理解に苦しむ。「人生100年時代」を生きることになる「文の京」の子どもたち教育指針という面と、「人生100年時代」の生涯教育という面の2つの側面から重要である。こうした時代状況の中で、子どもたち、そして区民一人ひとりが、生涯にわたって活躍していけるために必要な知識・能力を身に付け、自らの「可能性」を最大化するとともに、いくつになってもいつでもどこでも学び直すことができ、それぞれの夢に向かい続けることができる機会を最大化する教育環境の整備が必要であろう。</p> <p>もし、文京区において、「人生100年時代」など重要でもなく関係もない、本指針において触れる必要もないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対し丁寧にその説明責任を果たすべきである。</p>	<p>学習指導要領の前文には、「これからの学校には、(略)一人一人の児童が、(略)様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」とあります。「人生100年時代」という表現ではありませんが、「人生100年時代」を踏まえて書かれております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、学習指導要領の趣旨をもとに児童・生徒の育成を図っておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
132	<p>「文の京」の子どもたちには生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供するべきであり、本指針にもそのことを盛り込むべきである。</p>	<p>自己実現については、新しい学習指導要領の中でも、「児童の発達を支える指導の充実」の中で、「児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。」と書かれております。この趣旨を踏まえて、各学校で取り組んでまいります。</p>
133	<p>本指針全体を通じて、教育基本法における「真理を求める態度を養う」という重要な目標が欠けているのは理解できない。文京区はなぜ、敢えて本指針から、「真理を求める態度を養う」という部分を盛り込ま</p>	<p>「真理を求める態度を養う」ということにつきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」</p>

	<p>なかったのか。文京区の公教育には必要ないと考えたのか。ある意味、「幅広い知識と教養を身に付け」るのは「真理を求める」ために必要であり、「真理を求める態度を養」うことを通じて、「豊かな情操と道徳心を培う」側面もある。</p> <p>つまり、「真理を求める態度を養」うという重要な目標が欠けているということは、「幅広い知識と教養を身に付け」ることをむだにしかねず、また、真の意味での「豊かな情操と道徳心を培う」ことにつながるリスクを孕むと言える。</p> <p>文教地区が多い「文の京」の教育指針として「真理を求める態度を養」うことを削除する、あるいは省くと言うことは、「我が国や文の京の伝統や文化を尊重するための教育を充実させ、体験活動を重視した学習活動を展開します」としたことも矛盾する。</p> <p>文京区において、「真理を求める態度を養」うという部分を本指針にどうしても盛り込まないといことであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>において、「真理の探究」が示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
134	<p>教育基本法第二条の二において正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と定めているが、本指針全体を通じて「正義」という言葉の記載はない。文京区においては恰も「正義」あるいは「正義感」は必要なく、「正義感」を培うことも必要ないかのようである。</p> <p>教育基本法では、その前文にも「真理と正義を希求し…」という表現で記載されているが、文京区の指針には「真理と正義を希求」するということも記載されていない。文京区は敢えて、教育基本法にあるこうした記載を避けたかのようである。</p> <p>もし、文京区において、「正義」や「真理と正義を希求」するということが文京区の教育において全く必要なく、本指針においても記載の必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>No.134～135</p> <p>「正義」や「真理と正義を希求する」ことにつきましては、教育基本法の趣旨を踏まえ、学習指導要領に反映されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、学習指導要領を踏まえて、道徳教育等を推進してまいります。</p>
135	<p>教育基本法第二条の三において「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と定めているが、本指針全体を通じて「正義」という言葉の記載はない。文京区においては恰も「正義」あるいは「正義感」は必要なく、「正義感」を培うことも必要ないかのようである。</p> <p>教育基本法では、その前文にも「真理と正義を希求し…」という表現で記載されているが、文京区の指針には「真理と正義を希求」するということも記載されていない。文京区は敢えて、教育基本法にあるこうした記載を避けたかのようである。</p> <p>もし、文京区において、「正義」や「真理と正義を希求」するということが文京区の教育において全く必要なく、本指針においても記載の必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	
136	<p>本指針全体を通じて、「思いやり」という子どもの教育上、極めて重要なキーワードが「すべての人への思いやりの心、生命を尊重し自然を慈しむ心をもつ子どもを育てる取組を進めます」というくだりにお</p>	<p>「思いやりの心」につきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」において、「親</p>

	<p>ただけしか使われていないことに強い疑問がある。「思いやり」あるいは「思いやる」という言葉は抽象的なだけに、丁寧に記載する必要があるが、文京区にはそうした認識はないように映る。</p> <p>「思いやりの心」は、その前提として、その人の身になって感じ、考えられなければならない、それは自然に身に付くものとは言えない。「思いやりの心」は、自他あるいはお互いをかけがえのない存在として認め合い、尊重し合い、苦楽を分かち合うなど、他者との関わり合いの中で育まれるものであるが、文京区の教育指針からはそうした点がすっぱり抜け落ちている。</p> <p>文京区においては、「思いやりの心を持ちましょう」とひと言うだけで、あたかも「思いやり」の心が根付くかのようなものである。文京区として「思いやりの心」とはどういうものであり、どういうことを意味するのか「用語説明」で丁寧に解説する必要があるし、学校のみならずあらゆる機会を捉えて「思いやりの心」の重要性を指摘すべきであろう。もし、文京区が「思いやりの心」をこれ以上、強調する必要がなく、「用語説明」においても記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>切、思いやり」が示されております。</p> <p>したがいまして、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
137	<p>「教育目標」として「心身ともに健やかで、自他を尊重し、人間性豊かにたくましく生きる人」を掲げ、本指針でも「健康でたくましい心と体を養う」と記載しているが、「たくましく」という言葉は抽象的であり、より丁寧な説明が欠かせないし、そうした丁寧な説明をしたうえで使うべきである。文京区において「たくましく生きる」とは、自らの志や目標の実現に向かって積極的かつ粘り強く努力し続けることを意味しているのであろうか。苦しさや困難に立ち向かい、打ち克つ体験を重ねることを念頭に置いているのであろうか。自らの将来を切り拓き、共に理想の実現のために努力し続け、明るく生き抜こうとする強い意志を表現しようとしているのであろうか。</p> <p>「文の京」の子どもたちにとって望まれる、期待される「たくましさ」あるいは「たくましく生きる」とはどういうことであるのか、「用語説明」も活用して丁寧に説明すべきである。もし、文京区が「たくましく」についてこれ以上、説明する必要がなく、「用語説明」においても記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。</p>
138	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）に於いて、「人権」という言葉が「人権教育」という複合名詞の1つしか出て来ないのは極めて由々しき問題であり、文京区教育委員会が「人権」に関し重きを置いていない証左と指摘されても言い訳できない。「人権」尊重の精神を重んじ、教え学ぶことなくして「いじめの未然防止」やあらゆる差別なき平等の心は形成されないことを無視した教育指針であると思えない。人権尊重の精神に基づく、あらゆる差別なき心を育む重要性を明記すべきである。</p>	<p>人権尊重の精神については、文京区教育ビジョンや文京区教育委員会教育目標の中に、その趣旨が位置づいております。</p>
139	<p>本指針（素案）では、「人権」について、「いじめの未然防止や男女平等などの人権教育や心の教育…」という文脈の中で使われているだけであり、文京区教育委員会における「人権」意識の低さに驚きを隠しえない。確かに「人権教育」という言葉においてあらゆる「人権教育」が包含されているという主張もあるが、文京区教育委員会が具体的にどのようなことを考えているのか分からない。指針と言えども、「人権」を守ろうという意識を植え付け、「人権」を守ろうとする意欲を持たせ、「人権」を守ろうとする態度</p>	<p>「人権意識」や「人権感覚」など、人権尊重の精神につきましては、文京区教育ビジョンや文京区教育委員会教育目標の中に、その趣旨が位置づいております。</p> <p>また、用語の説明につきましては、文京区</p>

	<p>を育むことぐらい記載すべきであろう。</p> <p>「人権」意識は、単に教えれば身に付くものではなく子どもたちが自問自答を繰り返すなかで自分のものとしていかなければならないという点の重要性を文京区は理解していないかのように映る。「人権教育」は「人権」意識という面だけでなく、「人権」感覚という面でも重要であるが、文京区の指針においてはそうした重要性も認識していないかのようなのである。「高揚」という言葉を使うか措くとしても、正しい知識と正しい判断、正しい評価、正しい解釈がなければ、「人権意識」も「人権感覚」身に付かない。</p> <p>「用語説明」においても「人権」を取り上げるべきであるし、「人権教育」や「人権意識」「人権感覚」とは何かも構わないが、丁寧に解説する必要がある。子どもたちが直面する「人権問題」は、これまでの時代では考えられなかった遙かに広範囲に及ぶものであることを踏まえ、しっかりとその意義と重要性を記載すべきである。</p> <p>文京区において、そうした必要性はなく、「いじめの未然防止や男女平等などの人権教育や心の教育…」という文脈の中で使用するだけで事足りるということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>教育ビジョンや文京区教育委員会教育目標に示されておりますので、教育指針で説明することは考えておりません。</p>
140	<p>本指針（素案）全体を通じて、「守る」ということが、「交通事故や不審者等の身の危険から子どもたちを守る」「子どもたちが自らの身を守り…」「子どもたちの身の回りに潜む危険や、交通事故・自然災害などから自らの身を守る」ということに限定して使われていることに強い疑問を禁じ得ない。</p> <p>文京区においては、「人権を守る」「人権を守ろうとする意識」について無関心であるように映る。さらに言えば、本指針において「人権を守る」という記載がなく、そうした意識に薄いことは、子どもたちが「他者の人権を守る」ことだけでなく、「自分の人権を守る」ことの認識にも欠けるとしか思えず、非常に由々しき問題と思わざるを得ない。</p> <p>本指針において、「人権」という言葉が「いじめの未然防止や男女平等などの人権教育」という文脈でしか使われていないことと併せ、文京区民として理解に苦しむ。本指針でも、「人権を守る」意識を育み、「人権を守る」意欲を持たせる教育の重要性を打ち出し、「人権を守る」態度を養うことの大切さを記載し、それらは子どもたち自身の「人権を守る」ことも意味することも盛り込むべきである。</p> <p>もし、文京区においてそうした重要性を打ち出す必要がない、あるいは本指針に記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>人権尊重の精神につきましては、文京区教育ビジョンや文京区教育委員会教育目標の中に、その趣旨が位置付けております。</p>
141	<p>本指針（素案）全体を通じて、「大切」という大切なキーワードが使われないことは理解に苦しむ。もっと具体的に言えば、なぜ「一人ひとりを大切にすると記載しないのか（記載できないのか）。なぜ、「一人ひとりを大切に、一人ひとりの個性や能力に応じた最適な教育活動を進めます」と記載できないのか。なぜ、「自他の違いを認め、一人ひとりを大切に、一人ひとりの個性を尊重しながら…」と記載できないのか。なぜ、「通常の学級に在籍する特別な支援が必要な幼児・児童・生徒一人ひとりを大切に、一人ひとりの能力を最大限に伸ばし…」と記載できないのか、理解に苦しむということである。</p> <p>文京区においてなぜ、「一人ひとりを大切に」という文章を敢えて避け、排除したのか。どうしても</p>	<p>教育基本法の中で、一人一人を大切にすることは書かれておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>

	こうした記載ができないということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。	
142	<p>本教育指針（素案）はまるで人工知能（A I）が作ったかのように思える。それは文京区教育委員会の教育にかける熱意や思い、覚悟と言ったものが感じられないからに他ならない。イギリスの政治哲学者で経済思想家のジョン・スチュアート・ミル（J・S・ミル）は「自分と異なる人間と接することの価値、なじみのない思想や行動様式に出会うことの価値は、どんなに高く評価してもしすぎることはない」という名言を遺したが、「多様性」の世界で「人間性豊かに」生きる子どもたちの教育に欠かせないのは、まさにJ・S・ミルの名言の中にあるのではないか。</p> <p>文京区教育委員会は単に教育基本法や改訂学習指導要領から言葉を拾ってつなげるのではなく、自ら言葉を紡ぎ出して策定すべきである。「教育目標」に「自ら学び考え、表現し行動する人」を掲げているが、本教育指針（素案）はまるでこの目標と真逆の人が作ったように思えてならない。</p>	No.142～146 ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
143	<p>イギリスの政治哲学者で経済思想家のジョン・スチュアート・ミル（J・S・ミル）は「国家の価値とは、究極のところそれを構成する一人一人の価値にほかならない。」と記したが、それは「文京区の価値とは、究極のところそれを構成する一人一人の区民の価値にほかならない」と言い換えられるのではないか。そして「一人一人の区民の価値」を担うのは子どもたちであり、「価値」の大小・多寡にかかわらず、守られ、大切にされるものであろう。</p> <p>しかし、本教育指針（素案）はまるで人工知能（A I）が作ったかのようにあり、そうしたバックボーンとなる教育に対する信念のようなものが窺えない。もっと「表現力」を生かし、「人間性豊か」な教育指針とすべきである。</p>	
144	<p>本指針（素案）全体を通じて、子どもたちひとりひとりの「幸せ」と、文京区民全体（あるいは都民全体、国民全体、人類全体）の「幸せ」との関係が明確な形で記載されていない。イギリスの政治哲学者で経済思想家のジョン・スチュアート・ミル（J・S・ミル）は「全体の幸福が求めるような行為を実行することと自らの幸福の間には切ることのできない結び付きがある」としたが、そうした関係を教育を通じて子どもたちに理解してもらい、教員はそれを子どもたちに説くことが重要であろう。</p> <p>「切ることのできない結び付き」という概念あるいは観念自体もまた、子どもたちが育んでいかねばならないものであり、それはあらゆる関係性において通底する。「豊かな人間性の育成」と言えば網羅的で簡単かもしれないが、「豊かな人間性」が何によって構成され、あるいは支えられているのかを理解した上で指針を作らねば、形骸化するだけである。「教育を進めます」「取組を進めます」「学習活動を展開します」というが、拠って立つ理念や信念、原理原則が曖昧で軽いものであっては何事も為し得ないことを文京区教育委員会は理解すべきである。</p>	

145	<p>「文の京」の子どもたちには何事においても「本当に信頼できる判断をくださる人」になってほしいと願う。</p> <p>この点についてイギリスの政治哲学者で経済思想家のジョン・スチュアート・ミル（J・S・ミル）は「本当に信頼できる判断をくださる人は、なぜそのような能力を身につけることができたのか。自分の意見と行動に対する批判に、いつも心を開いてきたからである。反論や批判をすべて聞き、正しい部分を取り入れ、どこが間違っているかを考え、ときには他人に説明するようにしてきたからだ」と指摘した。</p> <p>しかし、本教育指針（素案）を何度読み返してもこの指針に沿った教育をしていっても「本当に信頼できる判断をくださる人」に成長するようには思えない。「自分の意見と行動に対する批判に、いつも心を開く」ということは一朝一夕に身に付くものではなく、子どもの頃からそうした心のあり方を育てていかなければならないが、本指針ではそうした認識が読み取れない。</p>	
146	<p>「文の京」の子どもたちには、「最善のものを見分ける力」を付け、「最善のものを望む力」も付けてほしいと願う。この点についてイギリスの政治哲学者で経済思想家のジョン・スチュアート・ミル（J・S・ミル）は「人間の能力は知覚、判断力、違いを見分ける感覚、思考力のいずれも、道徳感情すらも、選択を行うことによって鍛えられる。それが慣習だからといって行動する人は選択を行わない。最善のものを見分ける力も、最善のものを望む力もつかない」と指摘した。</p> <p>しかし、本教育指針（素案）を何回読み直しても、この指針に沿った教育をしていくことで子どもたちが「最善のものを見分ける力」を身に付け、「最善のものを望む力」も付けられるようになるとは思えない。なぜなら本指針（素案）には「選択を行うことによって鍛えられる」という視点が抜け落ちているからである。同時に「選択を行わない」ことの意味も問うものである点も抜け落ちている。このことは「いじめ」を防ぐために必要なことと通底している。</p> <p>本教育指針においても、「徳」あるいは「豊かな人間性の育成」の一環として盛り込むべきである。もし、盛り込む必要があにということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	
147	<p>イギリスの政治哲学者で経済思想家のジョン・スチュアート・ミル（J・S・ミル）は「外に働きかける能力だけでなく内なる感受性も養わねばならない。そのためには感受性に養分を与えてゆたかに育て、上手に導いていかなければならないと気づいた」と記したが、本指針（素案）全体を通じて、そうした「気付き」が記載されていないのは理解に苦しむ。</p> <p>「文の京」の子どもたちには公教育を通じて、「豊かな感受性」を育んでもらいたいし、教員は養うべく上手に導いていってほしい。本教育指針においても「感受性」に言及すべきであるし、それを養い育むことの意義と重要性を記載すべきであろう。もし、記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「豊かな感受性」につきましては、学習指導要領の音楽や図画工作・美術等の教科を中心に、学校教育全体で育てていると認識しております。</p>

148	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、「バランスのとれた力の育成」「バランスよく育成する」というように「バランス」が使われている。そうであるなら、「信じること」と「疑うこと」もバランス良く身に付ける重要性を記載すべきであろう。イギリスの政治哲学者で経済思想家のジョン・スチュアート・ミル（J・S・ミル）は「自己教育の真の方法は、すべてのことを疑ってみることである」と指摘した。</p> <p>「疑う」というと、「疑り深い」といったようにマイナスのイメージがつきまとうが、「フェイクニュース」や「オルタナファクト」が氾濫するなかで生きていかなければならない子どもたちにとって、「信じること」と「疑うこと」をバランス良く身に付けることは欠くべからざる能力であると言える。</p> <p>このことは「騙されない」という「安全・安心な学校生活のための危機管理体制」上も重要な子どもたちにとっての「心得」であり、教育指針に盛り込むべきである。もし、文京区において本指針に必要なと言ふことであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>中央教育審議会の答申（平成 28 年 12 月 21 日）に「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の一つとして「健康・安全・食に関する力」が示されております。したがって、本指針には位置付けませんが、学習指導要領等の趣旨を踏まえながら取り組んでまいります。</p>
149	<p>「自由」という言葉が「用語説明」の「インクルーシブ教育システム」において、「自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下……」というくだりで使われるだけで、本教育指針（素案）全体を通じて記載されていないのは全く理解できない。「文の京」の子どもたちには公教育を通じて「自由」というものを適切に理解してもらいたいと願う。</p> <p>一方で、イギリスの政治哲学者で経済思想家のジョン・スチュアート・ミル（J・S・ミル）が指摘するように、「個人の自由も次の点では制限されなければならない。すなわち、他の人達に迷惑をかけてはならない」ということも公教育を通じて学ぶべきものであり、それらは「豊かな人間性」の礎となるものである。</p> <p>本指針においてもそうした視点を盛り込むべきであり、もし盛り込む必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「自由」につきましては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」において、「自由と責任」が示されております。</p> <p>したがって、各小・中学校においては、それを踏まえて、道徳教育において育成が図られておりますので、本指針には記載しないものとしております。</p>
150	<p>本指針全体を通じて、「開かれた心（オープンマインド）」の育成についての言及も記載もないのは理解に苦しむ。「心を開く」ことは勇気のいることであり、それは子どもも大人も変わらないが、それだけに公教育として「開かれた心（オープンマインド）」の意義と重要性を認識し、そうした心を育むことは必要であり欠かせない。</p> <p>本指針（素案）を見る限り、文京区は子どもたちに「開かれた心（オープンマインド）」を持つ必要性がないと考えているようであり、そうした「心」を育む重要性を認識していないように映る。「思いやる心」とも通底するが、「開かれた心（オープンマインド）」が育まれなければ、他者を温かく受け入れ、人として共有する世界観を広げ、進んで人や社会のために尽くすようにはならない。もし、文京区において、「開かれた心（オープンマインド）」を持つ必要性がない、あるいは本指針に記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。</p>
151	<p>本指針全体を通じて、「真・善・美」に対する感性やそうした心を育む（養う）こと等に対する言及や記載がないのは理解に苦しむ。文京区においては「真・善・美」に対する感性は必要ないと考えているのであろうか。文京区の公教育として必要ないと考えているのであろうか。それとも文京区の子どもたちはもともと「真・善・美」の感性を備えていると考えているのであろうか。「たくましく生きる人」よりも、「真・</p>	<p>「真・善・美」に対する感性を育むことにつきましては、学習指導要領の音楽や図画工作・美術などの各教科等で示されております。</p>

	<p>善・美」に対する感性を育む方が、「人間性豊かに」という「教育目標」と呼応するのではないか。</p> <p>「真・善・美」に対する感性を育むことなしに、いかにして「確かな学力の定着」と「豊かな人間性の育成」が実現するというのであろうか。もし、「文の京」の子どもたちに「真・善・美」に対する感性が必要ない、あるいは育む必要性がない、本指針に記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>したがいまして、本指針には記載しないものとしております。</p>
152	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、願いや思いといったものが伝わってこない。公教育として重要なのは、「個性は異なっても」「能力に違いがあっても」「どこにどのような差があろうとも」「同じように受け止められ」「受け入れられ」「いついかなる時も必要とされている」と子どもたちが感じられる環境を整え、そうした気持ちを感じつつ子どもたちが学ぶことであろう。</p> <p>教員もまた、「個性は異なっても」「能力に違いがあっても」「どこにどのような差があろうとも」「同じように受け止め」「受け入れ」「いついかなる時も必要としている」一方で、「手を差し伸べる用意ができてい」という温かい気持ちを持って子どもたちに接し、地域社会もまた、「個性は異なっても」「能力に違いがあっても」「どこにどのような差があろうとも」「同じように受け止め」「受け入れ」「いついかなる時も必要としている」一方で、「手を差し伸べる用意ができてい」という温かい気持ちで接し、それが「まちづくり」に活かされていることが重要であろう。</p> <p>しかし、本教育指針（素案）でそうした願いや思いを見いだそうとすることは困難であり、相当無理をして付度しなければ感じられないこと自体、大いに問題があると言わざるを得ない。それはひとえに、目線が「教育基本法」であったり「改訂学習指導要領」なりに目線が合っており、「子どもの心情」に立ち、子どもに寄り添う視点からのアプローチに欠けているからにはほかならないのではないか。本教育指針（素案）全体を一字一句、「子どもの心情」目線で全て見直すべきである。</p>	<p>No.152～155</p> <p>ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。</p>
153	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、願いや思いといったものが伝わってこないのは、ひとえに「必死さ」がないからではないかと思えない。例えば、文京区教育委員会に「必死さ」があれば、本教育指針（素案）全体を通じて「全力で取組む」といった言葉も記載されるはずであるが、「全力」あるおは「全力で」という言葉は本指針（素案）にはない。</p> <p>「支援」に関しても、「全面支援」あるいは「全面的に支援する」という表現はなく、せいぜい「必要な支援」という表現にとどまっているのは「必死さ」のない証左と言える。あくまで「指針」という位置付けであったとしても、その中に「必死さ」を背景とした言葉が含まれて然るべきであろう。</p> <p>文京区において、敢えて本指針から「全力で取組む」「全力で支援する」「全面的に支援する」といった言葉を排除したのであれば、そのその合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	
154	<p>文京区が「文の京」として特徴付けられるひとつとして東京大学は重要な位置を占めるだろう。裏返せば、東京大学がある文京区だからこそ打ち出せる「教育指針」があるとも言える。</p> <p>本教育指針（素案）全体を通じて、いまひとつ心に響いて来ないのは、文京区教育委員会が背負うものの「軽さ」と言っても過言ではないように思える。そのことは、「平成 31 年度東京大学学部入学式祝辞」</p>	

	<p>と比べれば明らかであろう。</p> <p>毀誉褒貶が激しく、人によって好き嫌いも激しいかもしれないが、「誰が話したか」より「何を話したか」に重きをおけば、彼女の語ったことは、本区の教育指針策定にも重要な示唆を与えてくれるはずである。</p> <p>彼女はこう話した。「がんばってもそれが公正に報われない社会があなたたちを待っています。そしてがんばったら報われるとあなたがたが思えることそのものが、あなたがたの努力の成果ではなく、環境のおかげだったこと忘れないようにしてください。あなたたちが今日『がんばったら報われる』と思えるのは、これまであなたたちの周囲の環境が、あなたたちを励まし、背を押し、手を持ってひきあげ、やりとげたことを評価してほめてくれたからこそです」</p> <p>「世の中には、がんばっても報われないひと、がんばろうにもがんばれないひと、がんばりすぎて心と体をこわしたひと...たちがいます。がんばる前から、『しょせんおまえなんか』『どうせわたしなんて』とがんばる意欲をくじかれるひとたちもいます。あなたたちのがんばりを、どうぞ自分が勝ち抜くためだけに使わないでください。恵まれた環境と恵まれた能力とを、恵まれないひとびとを貶めるためにではなく、そういうひとびとを助けるために使ってください。そして強がらず、自分の弱さを認め、支え合って生きてください」と。</p> <p>このエッセンスをどう本区の教育指針に取り込むかが教育委員会の腕の見せ所ではないか。経験も体得もしていない言葉を並べても区民の魂に通じないのは当然であり、そのような「教育指針」は見透かされてしまうものであることを肝に銘じて、全てをゼロベースで見直してもらいたい。</p>	
155	<p>「Society 5.0」もいいが、本教育指針を策定する前提として、文京区教育委員会は「メタ知識」についても十分にその重要性を念頭に置いてほしいものである。この策定に携わった文京区教育委員会メンバーで「平成 31 年度東京大学学部入学式祝辞」を聞いたことも読んだこともない職員はいないと思うが、彼女は「祝辞」の最後を次のように締め括った。</p> <p>「あなた方を待ち受けているのは、これまでのセオリーが当てはまらない、予測不可能な未知の世界です。これまであなた方は正解のある知を求めてきました。これからあなた方を待っているのは、正解のない問いに満ちた世界です」(中略)「大学で学ぶ価値とは、すでにある知を身につけることではなく、これまで誰も見たことのない知を生み出すための知を身につけることだと、わたしは確信しています。知を生み出す知を、メタ知識といいます。そのメタ知識を学生に身につけてもらうことこそが、大学の使命です。ようこそ、東京大学へ」――。</p> <p>大学における「祝辞」であるが、大学において「メタ知識」を身につけられるようになるには、小中学校の公教育においてその基礎を築いておかねばならないし、教員もその重要性を認識して教育に当たらねばならないはずである。</p> <p>「文の京」の子どもたちが待ち受けているのは、「これまでのセオリーが当てはまらない、予測不可能な未知の世界」であり、「正解のない問いに満ちた世界」であることは間違いない。たとえ「大学で学ぶ価値がすでにある知を身につけることではなく、これまで誰も見たことのない知を生み出すための知を身に付</p>	

	<p>けること」であったとして、子ども心になんとなくでも「すでにある知を身につけることではなく、これまで誰も見たことのない知を生み出すための知を身に付けること」の重要性を知っておくことは大切であろう。</p> <p>教員もまた、「文の京」の子どもたちに対し、「すでにある知を身につけることではなく、これまで誰も見たことのない知を生み出すための知を身に付けること」の重要性を学んでもらい、大学に行こうが行くまいが、あらゆる学習機会を捉えて「すでにある知を身につけることではなく、これまで誰も見たことのない知を生み出すための知を身に付ける」べく生きていってもらうことを学んでもらうべく全力で取り組むべきであろう。</p> <p>文京区教育委員会はもっと明確に「文の京」で学ぶ価値を念頭において本指針を策定してもらいたい。</p>	
156	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、「気付く」こと、あるいは「気付き」の重要性が記載されていないのが理解に苦しむ。「気付き」は「思い至る」と言い換えてもいいかもしれないが、今風に言えばボーッと学んでいても「気付く」ことはなく、「気付き」は訪れず、「思い至る」こともない。課題解決や問題解決能力は課題や問題を発見する（見付ける）ことが重要であり、そのためには「気付き」がなければならないが、文京区の本指針を読む限り、あたかも「気付き」は不要のようである。</p> <p>体験から得た「気付き」が重要であるが、本指針では体験から得た「気付き」も不要というか否定しているようである。「気付き」は「確かな学力の定着」においても「豊かな人間性の育成」においても重要であり、子どもに限らず大人でも重要であり、そのことは本指針において「気付き」の重要性に「気付かない」という点において如実に表れていると言わざるを得ない。</p> <p>教員もまた、数々の体験から得た「気付き」を教育に生かす必要性があり、重要な資質・能力のひとつであるはずだが、本指針に記載はなく、あたかも文京区では必要ないと考えているようにも映る。文京区は「気付き」など必要ないと考えているのであろうか。逆に「文の京」の子どもたち、教員には「気付く」資質・能力が予め備わっていると考えているのであろうか。本指針において「気付き」の重要性とともに、「気付き」を通して問題解決や課題解決に取り組む必要性を盛り込むべきである。</p> <p>文京区において「気付くこと」や「気付き」が子どもたち、教員の双方において必要ない、あるいは本指針において記載する必要がないということであれば、そのその合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、「気付き」の重要性については認識しております。本指針には記載いたしません、学校教育の中で育成してまいります。</p>
157	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、一過性で終わることなく、恒常的に取り組むべき「取組み」には「恒常的」と記載すべきである。例えば、「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」においては、「②家庭や地域社会との連携を図りながら、社会の一員としての規範意識、倫理観やすべての人への思いやりの心、生命を尊重し自然を慈しむ心をもつ子どもを育てる恒常的な取組を進めます」とすべきであるし、「③子どもたちの基本的な生活習慣を確立し、健康でたくましい心と体を養うため、家庭への意識啓発活動を行い、学校・園と家庭が連携した恒常的な取組を進めます」とすべきであるし、「②地域で子どもを育てる意識を醸成するため、地域とのかかわりをもつ取組を進めます」とすべきであろう。</p>	<p>指針につきましては、今後の取組をまとめたものになります。ご指摘のとおり、学校教育等において「恒常的」に取り組んでまいります。</p>

	<p>「視点2 地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」も、「②区内大学・NPO等の社会的資源を活用した協働による学校支援の恒常的な取組を進めます」とすべきであるし、「③保護者や地域住民に対する学校教育活動に関する情報の積極的な発信を進め、学校支援組織についての周知及び連携意識の啓発を行い、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し行動できるための恒常的な取組を進めます」とすべきであるし、「④地域人材の発掘、育成や地域団体等との連携強化などを通じ、支援を必要とする学校と地域をつなぐための恒常的な取組を進めます」とすべきである。</p> <p>もし、敢えて「恒常的」を入れる必要があにということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	
158	<p>本教育指針（素案）において、「(3)健康・体力の増進」の中で「④子どもたちの身の回りに潜む危険や、交通事故・自然災害などから自らの身を守る力を育てます」とあり、「視点3 子どもの学びを保障する教育環境」でも、「(2)安全・安心な学校生活のための危機管理体制」の中で①～③まで記載しているが、いずれにおいても「危険予知」や「危険回避」、あるいは「危険予知能力」や「危険回避能力」についての言及がなく、文京区においては恰もそうしたことに関する重要性の認識が欠けているように映る。</p> <p>文京区は、「安全・安心な学校生活のための危機管理体制」において、教員・保護者の「危険予知」や「危険回避」、あるいは「危険予知能力」や「危険回避能力」が必要ないと考えているのであろうか。これらを「能力」と考えるかどうか措くとしても、子どもの安全確保に欠かせないキーワードであり、教育指針に盛り込むべきである。少なくともこれらの重要性をそれぞれの立場で認識し、仮に「能力」と考えるなら、その能力を身に付け、培い、向上させていくことが必要だろう。</p> <p>文京区において、子どもの安全確保において「危険予知」や「危険回避」の視点や観点が必要なく、本教育指針で記載する必要もないということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	<p>中央教育審議会の答申に記載があることは、別項のとおりです。合わせて、東京都教育委員会が安全教育プログラムを作成しておりますので、そうした教育資料も活用してまいります。</p>
159	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、子どもたちに「問う」ことの重要性を認識させようとも、「問う力」を付けさせようとも考えていないようであり、理解に苦しむ。文京区は子どもたちに「問う力」を付けさせたくはないのであろうか。誰かの指示や命令に唯々諾々と従う人間を創り出したいのであろうか。子どもたちが「問う力」を付けるとやっかいだと考えているのであろうか。</p> <p>しかし、今後、人工知能（AI）が急速に発展すると見込まれるなか、人間にとって「問う力」はますます重要になるであろう。「問う力」があつてこそ、課題や問題を見付けられるのであつて、「問う力」なしに課題解決能力も問題解決能力も身に付かず、解決につながらない。</p> <p>本指針では、「確かな学力の定着」と「豊かな人間性の育成」をステレオタイプに分けているが、「問う力」は両方にまたがる「能力」であろう。それとも文京区は、「問う力」は教育の範囲外であると考えているのであろうか。</p> <p>「問う力」は「新しい未来の創り手」に欠かせない「力」であるとも言えるが、いずれにしても本指針において「問う力」を身に付ける教育、あるいは「問う力」の重要性を認識することの重要性を学ばせる</p>	<p>「問題解決能力」につきましては、中央教育審議会の答申において、「未来を切り拓いていくために必要な思考力・判断力・表現力等」の育成過程として、問題解決の過程が示されております。</p> <p>したがいまして、「問う力」についても、学校教育をとおして育成してまいります。</p>

	<p>ことは盛り込むべきである。もし、文京区において「問う力」が必要ない、あるいは本指針に記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	
160	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、「主体的」ということは、「(1)確かな学力の定着」において「①知識や技能を習得し、思考力・判断力・表現力等の能力、主体的に取り組む態度などバランスよく育成する教育活動を進めます」という文脈で使われている。しかし、「能動的」という言葉は全く使われておらず、文京区は敢えて避けたかのようである。</p> <p>文京区が「主体的」も「能動的」も同じ意味合いであるとして「能動的」という記載を敢えて避けたとは考えたくないが、「主体的」と「能動的」がその意味において似て非なる言葉であることに鑑みれば、「①知識や技能を習得し、思考力・判断力・表現力等の能力、主体的・能動的に取り組む態度などバランスよく育成する教育活動を進めます」とすべきであって、敢えて「能動的」を避ける合理的根拠は見いだせない。</p> <p>子どもたちの「取り組む態度」という意味では、「主体性」「自主性」「能動性」「積極性」のどれも重要であるが、働きかける行動面の意味合いに軸足を置く「能動的」は重要性が高いと言える。文京区が推敲に推敲を重ねた末に、「主体的・能動的」ではなく、敢えて「能動的」を省き「主体的」だけとしたのであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>中央教育審議会の答申の中で、「主体的・対話的で深い学び」の実現として、『生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるようにするため、子供たちが「どのように学ぶか」という学びの質を重視した改善を図っていくことが重要』とあります。学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校において「主体的・対話的で深い学び」を実現してまいります。</p>
161	<p>文京区は小学生の数が増えており、教室の確保もなかなか厳しいときいておりますが、小学生は特に子供と先生が少しでも多く向き合う事ができる環境が必要だと感じております。今は小学校 1.2 年生のみ、1 学級が 35 人編制だと思うのですが、それを全学年に拡大してほしいです。1 人の先生に対する子供の数が多いとどんなに素晴らしい指針があっても、全ての子供に行き届かないと思います。</p> <p>これは関係ありませんが、このワークショップの話と同じ学校にいる保護者に話したところ、そのようなワークショップがあるなんて、知らなかった。子供がいるので、土日に開催してくれたら参加できるのに、と残念がっておりました。私も参加させていただいて、このような有意義な機会をもっと皆が参加出来たら良いのに、と思いました。土日に開催してくださったら、PTA 会長さんとかだけではなく、もっと一般の人の声が聞けるのではないかと思います。</p>	<p>1 学級の児童・生徒数は、国や都で決めております。区が独自に 35 人学級を実施することは困難なため、東京都教育委員会へ働きかけてまいります。</p>
162	<p>本教育指針（素案）においては、「教員が子どもと向き合う時間」という記載は出てくるが、「子どもの心をしっかり見つめる」「子どもと心をかよわせる」といった記載はないのは理解に苦しむ。こうした教員の心構えの部分は何れだけ丁寧に記載してもしすぎるということはないはずである。なぜ「教員が子どもの心をしっかり見つめ、子どもと向き合い、心をかよわせる時間を確保するため…」と記載しないのか。もし、文京区において本指針で記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対し丁寧にその説明責任を果たすべきである。</p>	<p>教員の心構えについては、教員免許を取得する際、教員養成課程で学んできていると認識しております。また、様々な教員研修の機会をとらえて、確認をしております。</p>
163	<p>「文の京」の教員は、子どもの心の内、あるいは子どもの内面をしっかりと理解することを第一に掲げ、それらに基づく指導を充実し、導き手としての役割を自覚し、その役割を確実に果たすべきであり、それらを本指針にも盛り込むべきである。</p>	<p>子どもの内面を理解し、児童理解を深めることは、大変重要であると認識しております。いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

164	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、「的確性」の意義や重要性に対する認識が甘い（あるいは薄い）と言わざるを得ない。例えば、(5)特別支援教育の①は「幼児・児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握し…」とすべきであるが、なぜ敢えて「的確に」という言葉を省くのか。例えば「(2)安全・安心な学校生活のための危機管理体制」の②では、「緊急時に迅速で的確な対応が図れるよう…」とすべきであるが、なぜ敢えて「的確な」を外すのか。文京区においてどうしても「的確性」の記載が重要ではなく、本指針で記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対し丁寧にその説明責任を果たすべきである。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、「緊急時に迅速で的確な対応が図れる」と修正いたします。</p>
165	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、「柔軟性」の意義や重要性に対する認識が甘い（あるいは薄い）と言わざるを得ない。例えば、(5)特別支援教育の①は「必要な支援を柔軟に進めます」とすべきであるが、なぜ敢えて「柔軟に」という言葉を省くのか。例えば「(4)保・幼・小・中の連携・接続」の②では、「地域とのかかわりをもつ取組を柔軟に進めます」とすべきであるが、なぜ敢えて「的確な」を外すのか。「(1)家庭・地域と連携した学校・園づくり」の③は「学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し行動できるための取組を柔軟に進めます」とすべきだが、なぜ敢えて「柔軟に」という言葉を省くのか。④も同様で、「支援を必要とする学校と地域をつなぐための取組を柔軟に進めます」とすべきであるが、なぜ敢えて「柔軟に」を使わないようにしているのか。</p> <p>文京区は、「柔軟に」進めるべきものとそうでないもの、あるいは「柔軟に」取り組むべきものとそうでないものをしっかり区別していないとしか思えない。「柔軟性」に欠けるために、進められるべきものが進められず、取り組めるべきものが取り組めなくなるということを理解していないとしか思えない。文京区においてどうしても「柔軟性」は必要なく、本指針においても「柔軟性」について記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対し丁寧にその説明責任を果たすべきである。</p>	<p>N0.165～166</p> <p>「柔軟性」や「しなやかさ」が重要なことは、ご指摘のとおりです。</p> <p>本指針は、教育理念である「教育ビジョン」及び「教育目標」に基づき、社会の変化にあわせ、迅速かつ柔軟に教育課題の解決を図るため、今年度中に策定する予定です。</p> <p>したがいまして、教育委員会は、柔軟性の必要性を十分認識しております。</p>
166	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、「柔軟性」の意義や重要性に対する認識に欠けていることは、「柔軟性」に近い意味合いを持つ「しなやか」という言葉も使われていないことでも分かる。「しなやか」には「柔軟性」に加え、復元力を通じた揺るぎなさも併せ持つが、こうした言葉が使われていないのは、文京教育委員会において、「文の京」子どもたちには「柔軟性」も「しなやかさ」も必要なく、教育や学びの取り組みにおいても必要ないということであろうか。</p> <p>子どもにおける「豊かな人間性の育成」において、「柔軟性」や「しなやかさ」は必要であろうし、学校や教員においては柔軟かつしなやかに子どもを受け止める必要性があるであろう。教育や学びの場では柔軟かつしなやかなやり方が求められるはずであるが、本指針を通じて記載がないということは、文京区はこれら一切の「柔軟性」や「しなやかさ」を否定しているということであろうか。</p> <p>「柔軟性」や「しなやかさ」は学校経営においても重要なキーワードであるが、文京区はその必要性を認めていないということなのだろうか。文京区において、「柔軟性」や「しなやかさ」の必要性を認めず、本指針にも記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対し丁寧にその説明責任を果たすべきである。</p>	

167	<p>「共有」することの意義や重要性は「情報共有」だけに限らないが、本教育指針（素案）全体を通じて、「目標の共有」も「問題や課題の共有」も「機会や場の共有」もないのは理解に苦しむ。文京区は敢えて「共有」という言葉を避けているとしか思えない。「目標や目的の共有」も「問題や課題の共有」も様々な世界のグローバルスタンダードであるはずであるが、なぜ、文京区の公教育の世界だけ「共有」ということに背を向けるのか理解できない。</p> <p>文京区においてどうしても何かを「共有」する必要性はなく、本指針においても「共有」することについて記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対し丁寧にその説明責任を果たすべきである。</p>	<p>ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。</p>
168	<p>文京区の教育指針に対する意見 視点1</p> <p>体力作りは大切な教育の根幹だがそれ以前に体感覚を養う必要性を昨今の学生たちとの交流で痛感する。</p> <p>体感覚とは、自分で自分の身体を感じることができ、今、自分は暑いのか、寒いのか、胸が詰まっているのか、背中が張っているのかなど表皮だけでなく、内面で起きていることをキャッチして、対応する力まで含めて小学校教育の中で培うことが望ましい。</p> <p>理由</p> <p>(1)体感覚の欠如はいじめにつながりやすい。どれくらいの圧力で身体のどこにどのように力をかけるとどう感じるのか。体感覚に基づいた「波紋の想像力」の欠如がいじめを容易にするからである。</p> <p>(2)またこの感覚が育てば、熱中症や災害時にも人に言われてから休む、指示待ちでなく自らの命を自ら守るために今、何を体は要求しているのかがわかり行動することができるようになる。</p> <p>教育する側も同時に意識を変え、これらの訴えに柔軟に敏感に応じる体制を作ることが不可欠。</p> <p>災害や体調不良などに対していつも後手後手に回る「対処型」現場に「予防的」現場の要素を入れたい。</p> <p>方法；Google や Uber など米企業や聖路加病院などでも導入されているマインドフルネス トレーニングまたはその体験授業の時間を設ける。詳細はマインドフルネスを教育に取り入れている教員やグループにヒアリングを行うなどして検討してもらいたい。毎年4-5月に訪日する専門家チームが早稲田大学で行うワークショップも参考に。</p> <p>視点2と3</p> <p>(1)地域から世界が見え、感じられる体験型行事や授業を推進。</p> <p>テーマ</p> <p>ダイバーシティと異文化コミュニケーション</p> <p>気候危機</p> <p>SDGs</p> <p>気候危機が科学的にわかるフィルム上映やコミュニケーション実習など。</p>	<p>区立小中学校の学習内容については、学習指導要領に定められており、それに基づいて各学校で取り組んでいるため、本指針には記載しないものとしております。なお、ご指摘いただいたような新たな教育課題については、総合的な学習の時間等を中心に、各学校が特色ある教育活動として、可能なものに取り組んでいくことが考えられます。</p> <p>同様に、体験型行事についても、学習指導要領の中では「体験活動」として位置づいておりますので、新学習指導要領の趣旨を踏まえた体験活動を充実させ、狭い意味での体験学習にならないよう取り組んでまいります。</p>

	<p>最近開かれた COP20 では環境大臣が学校で地球危機を教えることを義務化するという宣言が相次いだ。いずれそれがグローバルスタンダードになることは間違いない。日本政府は化石賞受賞を2度もするなどまだ及ばないが、自治体単位で声を上げているところはある。文京区は文の京、国に先駆けて是非導入してほしい。</p> <p>(2) コミュニティと生きる、を实践</p> <p>地域とリアルに関わる機会を年間カリキュラムに組み込む。社会科、理科、家庭科などの授業科目としてカウントしても良い。</p> <p>地元で活動する諸団体をまず区が把握する。その手立てとして、例えばブースを設けたり、教育的なヴィジュアルの上映会などがある地球環境オープン広場を季節に二回ていど実施。</p> <p>団体同士の交流促進も図る。</p> <p>2020 はコミュニティ時代の幕開けと言われるくらい、こうした場へのニーズ、関心は高く、実現すればその恩恵は区民と子どもたちに還元されるだろう。</p>	
169	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、「文の京」の教育指針であるという特色・特徴が全く出ていないのは理解に苦しむ。もちろん、「文の京」という言葉をちりばめればそれで済むということではないが、「文の京」が「我が国や文の京の伝統や文化を尊重するための教育を充実させ、体験活動を重視した学習活動を展開します」という文脈でしか使われていないのは、いち文京区民として恥ずかしい限りである。</p> <p>例えば、この本指針から上記における文陽から「文の京」を抜いて、これを国民に見せたとき、この教育指針（素案）が文京区のものであると何人が自信を持って答えるであろうか。都内に限っても、「文の京」という文言を抜いてしまえば、どの区市の「教育指針」としても通用してしまうと思えてならない。</p> <p>もちろん、子どもたちはどこで生まれ育とうとも子どもたちであることに変わりはなく、区市によって大きく異なっているものではないが、教育基本法にしても改訂学習指導要領にしても、ちまたの教育論等にしても、「文の京」なりに咀嚼して特色と特徴あるものを打ち出す事は可能であるし、「文の京」の教育指針であるならしなければならないはずである。</p> <p>子どもの教育に準えれば、「文の京」としての「個性」や「持ち味」が出ておらず、「文の京」の教育委員会メンバーがその「個性」や「持ち味」を最大限に発揮したとは到底言えないと思わざるを得ない。「持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手」を育成する「教育指針」としては心もとないし、「文の京」の矜持も感じられない。そもそも「用語説明」も6つしかないのはやる気のなさの表れとしか思えない。「用語説明」ひとつ取っても、「文の京」らしい説明の記載方法があるだろうし、いくらでも工夫の余地はあるはずである。不断の工夫の努力を積み重ねてもらいたい。</p>	<p>本区の「教育ビジョン」及び「教育目標」に基づいた本指針のもと各施策を推進するとともに、各学校での日々の特色ある教育活動を通じ、子どもたちの健全育成に努めてまいります。</p>
170	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、「人づくり」の視点がないのは疑問である。「づくり」という言葉が、「健康づくり」「体力づくり」「体制づくり」「学校・園づくり」に使われる一方で、「人づくり」として使われていないのは、ある種の意図があつてのことと思料される。</p> <p>しかし、子どもの教育だけでなく、「人生100年時代」の生涯学習という側面も踏まえれば、その根底に</p>	<p>「人づくり」という言葉を用いるとすれば、その考え方を丁寧に説明をする必要があると認識しております。例えば、かながわの教育ビジョンでは、【「人づくり」という言葉が</p>

	<p>あるのは「人づくり」であって、「人づくり」の視点・観点を敢えて避けることによる弊害の方が大きいであろう。</p> <p>そもそも「教育目標」すべてにおいて「～する人」という形で記載しているのであるから、そうした「人」をつくるという意味では「人づくり」と解釈しても合理的根拠がないとは言えないであろう。</p> <p>本教育指針においても、「人づくり」の基本を踏まえた上で、子どもの教育と生涯学習の両面で指針を再構築してもらいたい。もし、文京区において「人づくり」を否定する、あるいは避け、本教育指針においても記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対し丁寧にその説明責任を果たすべきである</p>	<p>聞きなれない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。「人づくり」とは、あたかもモノづくりのように、人を予定された形に仕立てることはありません。人は、生まれた時から、すでにそこに「在る」存在なのですから、モノのように「つくる」ことはできません。】と説明しております。</p> <p>したがいまして、本指針では「人づくり」という表現はしませんが、教育理念である「教育ビジョン」及び「教育目標」の実現に向けて、様々な施策に取り組んでまいります。</p>
171	<p>(1) 上位概念である教育ビジョンを明記し、それが生きるよう文言（単語）を見直す。</p> <p>教育ビジョンの「個が輝く」では「自己実現を図り、個として自立」「自分自身を知り、理解することから始まる」「その子らしさとして」「自分自身の夢や希望の実現に向けて」と記載されています。また「共に生きる」では、「自他を尊重」「人として互いを理解し、認め合って」と記載されています。</p> <p>この教育ビジョンは、個人に焦点をあて、寄り添い、その幸せを望む社会としての想いが込められている、大変すばらしいものだと思います。</p> <p>一方、それを目指す施策である本教育指針の一部に、こうした理念に相反する文言が多く含まれています。</p> <p>教育目標の一部に掲げられている「日本の将来を担う人」「社会を築く人」という文言は、個人よりも日本・社会を重んじる考えに基づいていると考えられ、これは個々を尊重するビジョンを否定しているように思われます。指針の基盤となるはずの視点4に書かれている「未来の創り手の育成」「科学技術の進展に貢献」や、視点1の「社会を牽引」も同じです。教育は、まず社会の発展のためではなく、個々人の幸福を実現する（それが社会の発展につながる）ためのものであると思いますし、社会のリーダーを作るためだけにあるものでもないと考えます。教育の目的の根源に関わる問題ですので、再考を強く望みます。</p> <p>(2) 主権者教育を取り入れることを明記し、具体的施策を実行する。文京区の子どもたちは、自分に期待されること（求められること）を上手にくみ取り、上手にこなす点において優秀と思います。一方、自分の意見・考えをきちんと主張し、取り巻く環境や社会をよく変えていく力については、文京区の子どもたち（特に公的教育を受けた子どもたち）に大きく欠けていると感じています。</p> <p>教育のあり方を考える際に「これから求められる力」というフレーズがよく使われますが、これは「大人が求める力（大人が必要と思う力）」の子どもたちへのお仕着せであり、子どもたちをすでに受け身の存</p>	<p>(1) (2) 教育ビジョンと本指針が相反するものとはとらえておりませんが、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。主権者教育については、新しい学習指導要領でも強調されております。各学校において、学習指導要領の趣旨を踏まえて取り組んでまいります。</p>

在として語られています。子どもたちは「自分たちのことは自分で決められる、ルールや社会を変えられる」ということを体得するだけでよいと考えます。それを体得している子どもは、どのような環境・社会にしたいかを考え、そのために自分に必要な力・能力は何かを考えるはずで、主権者教育の重要性については、論をまたないと思いますので、以下、具体的な施策案について書きます。

学校教育（幼児教育含む）においては、知識としての主権者教育だけではなく、体感・実感させることが重要であり、具体的には学校の運営にもっと幼児・児童・生徒を関わらせていくことが鍵であり、下記のような施策が考えられます。

① 校則・学校ルール

現在、区立中学校の一部で、生徒会主導で校則の見直しを始めていると聞いています。主権者教育にかなうこの動きを、全中学校に展開することを強く望みます。目的は、校則の変更でなく、あくまで主権者教育とするならば、トップダウンではなく生徒主導で実施する必要があり、それを念頭に校長への指導、情報共有等のサポートをしていくことが重要です。（すぐに改善すべきブラック校則が指摘されている場合は別ですが）

② 運動会等の学校行事運営への生徒参画

区立中学校では各種行事について実行委員を任命し、運営を生徒に任せているとしていますが、あくまで既存の運営要領から逸脱しない範囲で「求められることを上手にこなす」ことが求められているように見受けられます。クラス内のクラス目標やレクリエーション行事等を自分たちで決めるだけでは十分ではなく、学校全体の行事で「これまでのことを変えること」「多くの生徒・大人にも関わることを決めること」を体験することが重要です。私立中学校に進学する子どもたちの中には、（学習発表会ではない）活気ある文化祭・学園祭に憧れて選択することも少なくないと思われます。生徒が主体となって生き生きと活動している姿を地域に見せていくことは、学校の魅力づくりにもなると考えます。

③ 「子どもの人権」の記載

子どもの人権では、いじめや虐待の防止のみではなく、自由に意見を述べそれが尊重されることを掲げています。これを認め実践するために、教師の意識改革も不可欠です。高圧的な物言いを改め、対等な立場で生徒の意見を聞き、それを尊重することは容易ではないですが、すべてここから始まるように思います。

(3) ビジョンと合致しない文言を見直す。

前述のものと重なりますが、記載事項の細かい点で、引っかかる点が多くあります。下記は一例です。

視点1 (2) 「社会の一員としての規範意識・・・をもつ子ども」

これは基本的に正しいと思いますが、主権者教育（ルールは変えられる）を書かずに、規範意識（ルールは守る）だけが記載されている点は改めるべきかと考えます。

視点1 (2) 「我が国や文の京の伝統や文化を尊重する」

多様な伝統・文化を尊重することが重要だったはずで、「我が国や文京の・・・を理解し、多様な・・・を尊重する」とあるべきではないでしょうか。

(3)

・ルールを変えることができるのはご指摘のとおりです。各学校等の具体的な場面で、そうしたことも指導されていると認識しております。

・実際の指導の場面では、多様な文化について扱っていると認識しておりますが、それとは別に、我が国や文京区の内容に重点をかけ

	<p>視点1 (3)「知識を身に付けさせる」 大人からの押しつけがにじみ出ている文言です。</p> <p>視点1 (5) 特別支援教育 インクルーシブ・多様性の観点からは「障害のない子どもたちが、障害や人間の多様性を正しく理解・・・」ではなく「すべての子どもたちが、すべての人間の多様性を理解・・・」と考えます。現時点では難しいですが、将来的には特別支援教育が別項目とならないような教育体制が望ましいです。</p> <p>視点4「将来、地域の一員としての役割と責任を自覚し」 親の留学や避難生活などの理由で、一時的に滞在している子どももいると思います。また、世界規模での活躍の夢を描いている子どももいると思います。生き方・働き方が多様になっている現在において、将来にわたって同じ地域に住み続けることを前提にした書き方にたいへん違和感があります。「将来どこに住居しても、愛着を持ち続けられる」とあるべきでしょうか。</p> <p>また、子どもたちは、将来ではなく、すでに地域の一員です。子供たちも社会の重要な構成員であることを確認した上で、近所の人に挨拶をする、困った人がいたら誰かに知らせる・助けるなど、現時点での役割と責任の自覚等も記載すべきかと考えます。以上</p>	<p>ているという意味になります。「我が国や文の京等」と修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前後の文章のつながりから、「身に付けさせる」としてありますが、押し付けることを意図してのものではありません。 ・ご指摘のとおり、特別支援教育の枠組みで記載しております。 ・将来にわたって同じ地域に住み続けることを前提にしているわけではありませんが、ご指摘いただいたことを踏まえて、進めてまいります。
172	<p>教育目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「心身ともに健やかで～」健やか（健康）という概念は、個々に違います。病気や障害を持っている子どもが排除されるような印象もありますので、そういう言葉を使うのは止めてください。 ・「自他を尊重し～」とても大切な文言だと思います。ただ視点には書いてありますが”人権”という言葉が教育目標にも入れてください。 ・「社会の一員として～」と書くならば、「市民（性）教育」という言葉を入れてください。まさに社会の一員として、自分たちが主体的に社会を作るために、何を学ぶのかを学ぶことが大切です。民主的な社会の担い手を育てることが大切です。 ・「日本の将来を担う人」この時代に”日本”とするのは、いかがでしょうか。日本だけよければいい訳ではなくて、これから未来を担う子どもたちには、世界が平和になるように務めるような子どもたちになってもらいたいです。 ・「地域を愛し、～」地域を愛するだけでなく（上に書いた”日本”と同じイメージ）もっと広い視野が必要ではないでしょうか。文京区だけがよくても社会はよくなりません。誰ひとりも取りこぼさないことがこれからは大事になるはずです。 ・視点1 (2) 豊かな人間性の育成この部分に「性教育」を入れてください。日本の性教育はとても遅れています。性暴力、性被害に遭うことは、人権侵害の最たるものです。その被害者にも加害者にもならないような教育をしてください。 ・視点3 (4) ② 文京区は中学受験をする子どもがとても多く、公立中学校が定員割れをしているところもあります。それ 	<p>教育基本法では、「教育の目的」の中に、「心身ともに健康な国民の育成」とあり、「教育の目標」では、「健やかな身体を養うこと」とうたっております。したがって、心身ともに健やかで～という教育目標は、病気や障害を持っている子どもを排除するものではなく、現時点で見直すことは考えておりません。</p> <p>市民教育については、キャリア教育等を充実させながら取り組んでまいります。</p> <p>性教育については、学習指導要領にそって適正に実施してまいります。</p> <p>みんなが通いたくなるような中学校については、各学校が特色ある教育活動を実施しておりますので、教育委員会としても支援してまいります。</p>

	<p>はなぜなのか、公立中学校に進学してもらうためには、具体的に何をすればいいのか、この指針からは見えてきません。世田谷区や千代田区のような、みんなが通いたくなるような中学校にするような取り組みが必要だと多いです。校則の見直し、制服が LGBT に配慮されているとか、子どもと先生が「対等」な立場でいられるような環境などです。具体策を示すべきです。</p> <p>全体に言えること</p> <p>1 ICT 等の活用と書かれていますが、国が児童一人にタブレット1台配布するとするからそれに追随しているのでしょうか。具体的に ICT をどう活用するのが見えてきません。</p> <p>2 ICT だけでなく、プログラミング、英語教育についても、そのためにどれだけの人材を確保できるのでしょうか。現状の先生の数で、新しいことに取り組むのは無理があると思います。</p> <p>3 小学校は児童数が増え、教室が足りない、行事や移動教室が減らされています。児童数増加を理由に、子どもたちにとっては、机上で学ぶことだけが学習でなく、様々な体験をすることが大切なのに、教育の質が落ちています。</p> <p>4 現場の先生方も「教育の質」は落としたくないとおっしゃっていましたが、それができない現状をどう改善するのですか？児童数の増加が落ち着くまで、その間の子どもたちは我慢しろということでしょうか。</p> <p>5 新学習指導要領では「主体的で対話的で深い学び」をうたっていますが、現在の学校は正直言って真逆な方向へ向かっていると思っています。子どもたちが安心して意見を言ったり「NO」と言える、空気を読まなくても、読んでも従わないでいられる環境を作ってからでなければ、主体的で対話的な学習はできません。深い学びについては、ゆっくり考える時間がない（これは大人も同じ）、自分と向き合う時間がない。「リフレクション（省察）」ができるようにしてください。（タブレットよりもこちらの方が大事です）</p> <p>6 やり直しができる、失敗ができる学校に。常に評価されている子どもたちは、いつも”いい子”でいたいと無意識に行動しているのではないのでしょうか。こう言ったら（書いたら）先生に評価されると考えて、本当の自分の気持ちを表現できているのでしょうか。安心して学校で自分を表現できることを経験することで、自己肯定感が育まれていきます。</p>	<p>1・2 新しい教育課題については、これから具体的な方向性が見えてくるものもあることはご指摘のとおりです。国等の動きを注視しながら、適切に対応してまいります。</p> <p>3・4・5・6 教育委員会としては、教員の働き方改革を進めるとともに、新しい学習指導要領の趣旨に沿った教育を各学校が取り組めるよう、具体的な施策や事業をとおして、学校を支援してまいります。</p>
173	<p>IT に関連してワークショップ内でも簡単に述べましたが補足させてください。先生方には IT に関して過大評価ではない正確な知識を得ていただきたいと思います。Society 5.0 というキャッチフレーズが出てきていますが、政府による過大な夢物語が盛り込まれているところがある一方で、インターネットを敵視するマスコミによる恐怖の扇動が常態化しております。これらに教育が踊らされないようにしていただきたいと思います。ここで私は、医療画像を専門に扱う IT ベンチャーにおいて開発などを職務としております。</p> <p>i) AI について、</p> <p>2006 年に発明されたディープラーニングがいわゆる AI と呼ばれて発展をしていますが、AI の本質はパターン認識です。人間が顔を見てパッと人物を見分けたり、声を聞いて言葉に変換することから、将</p>	<p>本指針では、いただいたご意見のような取組を充実させるために、視点4を追加しております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

棋の盤面を見てどちらが優勢か判断、そして、集めた写真から漠然とパターン作り出して新しい写真を生成するなどができます。

これらは従来コンピュータには難しいとされていたことですので、それができるようになったのは画期的ではあるのですが、しかし、これ以外のことはできません。

また、AIを鍛えるには学習用のデータをかき集めて、データに対応する正解を人力で作成する必要があり、そう簡単には何でもできるということはありません。また、この手間によりAIはルール変更や想定外の事態に応用が利きません。

この知識があると、北村先生のおっしゃっていたAIにとって代わられる職業の話を思い返してみますと若干違う風景が見えます。音楽や絵はパターンを自動作成するAIはすでに開発されていますし、病児の発しているシグナルを分析することもパターン認識となります。

一方で外科医がロボットに置き換わられるということは、むしろ、薬の性能向上により手術が必要なくなる病気が増えてきたと言うこと、カテーテルなど簡易な手術は内科医が行うようになったことによります。これらのトレンドはすでに50年前から始まっており今に新しい話しではありません。

このようにAIによる社会の変化を必要以上に大きく見積もることはないほうが望ましいと考えております。

ii) SNSについて、

SNSについてまつわる恐ろしい話しはセンセーショナルで保護者を心配させるものですが、本質的には昔からあったものと相違なく、また、危険性も昔よりは少ないのではないのかと言う見解です。

例えば、ネットを通じ知らない人と会うといったことも昔は、ラジオ少年や雑誌の文通コーナーが同等の役割をしていました。いわゆるいかがわしい目的の出会い系サイトから、ネットゲームのオフ会、ネットでの勉強会までその境はあいまいではありつつも、十把一絡げに危険視することはいかなるものかと思えます。また、Lineで子供達の秘密グループといったものも、昔はクラス内の秘密のメモやノートのやりとりで行われていました。

子供達は、大人よりも新しく登場する技術に慣れ親しむのも早い一方で、その本質を自分で理解する能力があるものと思います。安全を気にするばかり、つい手を出してしまいたくなりますがぐっところえて、学ぶ機会を与えるだけに留めたいものです。

以下、昨日の提案シートに記載したことについて補足です。

- ・一人の子供に多くの大人がより長い時間かまってあげること。

共働きが増えたことが理由の一つではあるとは思いますが、寂しそうにしている子をみると時折伺います。塾や児童館、習い事の他にも気軽に上の世代と接することのできる場所があるとよいと思いました。また、危険はある一方で、ネットを通じて大人も交えたスポーツサークルや吹奏楽サークルなどと交流することも子供の成長にはとても価値のあることだと認識しておりますのでむやみやたらに禁止することがないようにしていただきたいです。また、アカデミー文京で子供が参加可能なものがあれば、告知いただければありがたいと思います。

・子供の失敗を見守ること。子供の挑戦を喜ぶこと。

やはり、子供が失敗しつらい想いをするのは親も苦しいのですが、子供が自らチャレンジしたことで、大人の過剰な助けなく成功してこそ自己肯定感が産まれるのだと思います。家庭教育について教育行政が手出しできる場所は少ないとは思いますが、知恵を絞りたいと思います。

・ネグレクトに対処すること。過保護に対処すること。

同上の内容になると思いますが、。

・世の中の変化を恐れず、子供に隠さない。

激動の時代だとは言いますが、新しく出てきたものを使ってみる体験してみることはやはり子供の方が得意だと思います。こちらも家庭教育と関わりますが、せめて学校の方から子供の挑戦を止めるようなことは避けていただきたいです。

・世界の多様な価値観、特に宗教の多様性を教えること。

我が国は高い倫理観を誇っていますが、このような価値観は世界的には大変特異なものであるということなんらかの機会で子供達に伝えられると良いと思いました。例えば、世間を騒がせているゴーンのような「悪いこともしたが貢献の方が大きい」といった態度は中東では広く受け入れられているイスラム文化に深く根ざした価値観です。また、自分のことにはだんまりで相手の非難に終始する姿勢は南欧でよく見られる価値観です。

これに加え、仏教、キリスト教、イスラム教、儒教における価値観の違いについて子供達に知っていただけたらよいと思います。それぞれの教義や伝説の説明と言うよりは、嘘をつかないことや契約の重み、家族の罪を告発するべきか否か、異教徒に対する態度、内心の自由の有無、伝統的な仲裁の手続き、刑罰などの風習の違いの説明に重きを置きたいです。

(センシティブな話題ですので学校教育ではなかなか実施しにくいとは思いますが)

・いわゆる「知の高速道路」を利用させること。

昔、将棋の羽生善治さん言っていたことです。MIT が youtube に講義動画を挙げていることはよく知られていますが、玉石混交ながらもネットには各種学習用の教材が大量にあり、また、近年の洗練された学習書籍を利用することで高額な塾に通わずとも子供が自ら自分に興味のある事柄を学習できるようになっています。また、大学受験までは塾に指導して貰っても、それ以降はごく限られた資格予備校などを除いて自力で学習することが求められます。

やはり、こちらも家庭においてが主な実施場所になると思いますが、後押ししていただけますと格差の是正にも貢献するのでは無いのかと思っております。

教育指針の中で見落としがありましたら申し訳ありません。それでは、釈迦に説法の素人意見ではありますがどうぞよろしくお願ひします。

174	<p>1/16 教育指針（素案）区民ワークショップに参加し、東京大学大学院の北村先生の講演を拝聴しました。「これからの時代を生きる 子どもたちに必要な資質・能力とは一主体的・探究的な学びの重要性」と題し、非常にためになる貴重な内容でした。</p> <p>北村先生は教育指針（素案）の中にある ICT 教育、国際社会で活躍していけるよう、英語教育や国際理解教育、プログラミング教育の話は全くされませんでした。教育で大事なことは実は昔も今もさほど変わらず「対話する力、探究力」だと。新学習指導要領の基礎にある学習観として「主体的・対話的で深い学び」そのためには柔軟な「学び」のあり方、「学び方」を学ぶとありました。それは子どもだけでなく、先生たちも一緒に考えて変わっていかないといけないとのことでした。</p> <p>現在、先生たちは殺人的に多忙な毎日で、授業の準備もまともにできない、子どもたちに向き合う時間も取れないと聞きます。それについて文京区はどのように対応していくのか、指針に書かれていないのではないのでしょうか。視点3（1）④に「働き方改革を推進します」と書いてありますが、現在やっていることは働き方改革の名の下に、子どもたちの学習の質が落ちている方向に向かっているように思えます。児童数が増えたことも理由に今までやってきた行事などを、やらなくなっています。北村先生は教員は今の倍は必要だとおっしゃっていました。文京区としての具体策を示していただきたいです。</p> <p>北村先生は Society5.0 については、曖昧な概念で学術的には使わないとおっしゃっていました。視点4②「今度の Society5.0 における～ICT 等の環境整備を進めるとともに、理数教育の充実を図ります。」とありますが、その前に自分の頭で考える力、大量の情報を咀嚼し会得する力が必要ではないのでしょうか。</p> <p>そしてこれが一番のポイントだったと思います。＜民主的な社会の担い手である、自立した「市民」をいかにして育成するか＞と結びありました。子どもたちが社会の一員であるということ、社会は自分たちの手で作る、変えていくことができるんだということを学ぶような場を学校に作ることが、とても必要だと思います。まさに「シチズンシップ教育」です。ぜひこの言葉を入れてください。</p>	<p>ご指摘のとおり、教員が子どもたちと向き合う時間を確保することは、大変重要であると認識しております。「幼稚園及び学校における働き方改革実施計画」を推進し、そうした時間を確保するとともに、「学校教育の質の向上」に努めてまいります。</p> <p>北村先生の講演が、新しい学習指導要領の基礎にある学習観であったこともご指摘のとおりです。</p> <p>また、「自分の頭で考える力、大量の情報を咀嚼し会得する力」は、問題発見・解決能力や情報活用能力として、学習の基盤となる資質・能力と位置付けられております。したがって、そうした新しい学習指導要領の趣旨を踏まえて、各学校が取り組んでまいります。</p> <p>教育基本法には、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と示しております。この目的を達成するために、学校教育を充実してまいります。</p>
175	<p>「文の京」の子どもたちの教育指針なのだから、大人は子どもに本を読み聞か、子どもが自ら本を読み、教員は良き本の魅力を伝え、学校は子どもが通いたくなるような図書館を整備することを本指針に盛り込むべきである。</p>	<p>読書活動の充実につきましては、学習指導要領に示されておりますので、学校教育で取り組んでまいります。</p>
176	<p>家庭・学校・地域が一体となって子どもの夢を育む、あるいは育てることを本指針に盛り込むべきである。親も周囲の大人も子どもが語る夢に耳を傾け、子どもが自ら夢を語るように促し、教員は夢を育み、膨らませる手伝いをし、学校は子どもの夢が適うような知識・体験等を提供出来るような整備することを本指針に盛り込むべきである。</p>	<p>家庭・学校・地域が一体となって子どもの夢を育む、あるいは育てることににつきましては、学習指導要領には、「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくこと」と示されております。この趣旨を踏まえて、キャリア教</p>

		育の充実を図ってまいります。
177	<ul style="list-style-type: none"> ・シチズンシップ教育も早い段階から身につく経験の機会を。 ・失敗を恐れずに、試行錯誤する経験で生きる力をのばす環境を。 ・相手の考えと自分の考えの違いを受け入れたうえで、対話や問題解決ができる力を。 ・連携や会議が、書類上、形だけにならないよう（無理に実施させるのではなく、主体的にとりくめるように）もっとフォローを。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立教育政策研究所が作成したリーフレットの中に、キャリア教育に関連して、シチズンシップ教育が取り上げられております。キャリア教育を充実させながら、シチズンシップ教育にも取り組んでまいります。 ・幼稚園の教育要領には、幼稚園教育の基本の中に、「幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。」と書かれております。「失敗を恐れずに、試行錯誤する経験」ができる教育を進めてまいります。 ・新しい学習指導要領でも、対話や問題解決について、多く言及されております。その趣旨を踏まえて、各学校において育んでまいります。 ・いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
178	<p>「教育目標」のひとつである「自ら学び考え、表現し行動する人」については、「自ら判断する」こと、「責任を負う」ことの重要性が抜け落ちている。これでは「自ら学び考え」ても、最終的な判断を人任せにしたり、他人の判断に唯々諾々と従う人になってしまいかねない。また、「自ら学び考え、表現し行動」した結果の責任を負わなくてもいいと考える人間に育ってしまうおそれがある。「自ら学び考えて判断し、表現し行動し、行動の結果の責任を認識できる人」とすべきである。</p>	<p>No.178～186</p> <p>教育ビジョン及び教育目標を現時点で見直す考えはありませんが、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
179	<p>これを機に「文京区教育委員会の教育目標」も見直すべきである。「地域を愛し、共に生きる社会を築く人」は「地域を愛し、日本を愛し、世界を愛し、すべての人と共に生きる社会を築く人」とすべきである。現状の目標ではあたかも「世界を愛する」人を育むことを拒否しているように映る。1人の文京区民としてこれほど恥ずかしいことはない。</p>	

180	これを機に「文京区教育委員会の教育目標」も見直すべきである。「社会の一員として広い視野をもち、日本の将来を担う人」とあるが、「社会の一員として広い視野と良識をもち、日本と世界の将来を担う人」と改めるべきである。文京区はあたかも国際的視野を持ち、国際社会に貢献できる人を育むことを拒否しているかのように見られかねない。それは文京区、区民双方の評価を貶めかねない。	
181	これを機に「文京区教育委員会の教育目標」も見直すべきである。「自ら学び考え、表現し行動する人」と書いてあるが、重要なのは「自ら学び考え」た上でいかに判断するかである。「表現」よりも「判断」の方が重要ですらある。「自ら学び考え判断し、表現・行動する人」とするか、「自ら学び考え、判断し行動する人」とすべきである。文京区はあたかも「判断」の重要性を過小評価、あるいは無視していると思われかねないし、このままでは「判断力」のない子どもが育ってしまいかねない。	
182	これを機に「文京区教育委員会の教育目標」も見直すべきである。「心身ともに健やかで、自他を尊重し、人間性豊かにたくましく生きる人」と書いてあるが、「人間性」とともに「個性」も極めて重要である。また、「たくましく」は「弱肉強食」「適者生存」を連想させかねず、「たくましく」なくても「自分らしくいきいきと」生きる方が多様性の時代に適合している。従って「心身ともに健やかで、自他を尊重し、人間性と個性豊かに自分らしくいきいきと生きる人」とすべきである。	
183	これを機に文京区の教育ビジョン「個が輝き共に生きる文京の教育」を見直し、「ひとりひとりがあるがままに受け止め、大切にし、誰ひとり取り残さない『文の京』の教育」と改め、この新ビジョンに沿って教育目標以下、全てをゼロから見直すべきである。	
184	これを機に「文京区教育委員会の教育目標」にある「○ 心身ともに健やかで、自他を尊重し、人間性豊かにたくましく生きる人」の表現を見直すべきである。現状の記載は「心身ともに健やか」になれることが暗黙の大前提にあり、「健やかになれない」障がいを持つ人を端から切り捨てているように映る。 あからさまに差別用語を使っていなければ差別にならないのではなく、社会通念上の常識に従った論理的帰結として差別につながるのであれば、それも差別であることを文京区は認識すべきである。	
185	本指針策定を機に「教育目標」として掲げている「心身ともに健やかで、自他を尊重し、人間性豊かにたくましく生きる人」の「たくましく」は「からだが頑丈で、いかにも強そうに見える」「意志が強く、多少のことではくじけない」「意気や勢いが満ちあふれている」（小学館「デジタル大辞泉」）を意味するところ、「たくましく生きる」は従来の価値観に基づいたものであって、今後は「柔軟に生きる」「しなやかに生きる」ことも多様性のある生き方に含まれる。 また、「たくましく生きる」ことより、たくましくなくてもその子どもなりに「精いっぱい生きる」こと、「悔いなく生きる」ことの方が重要であろう。文京区において、今後も「たくましく生きる」ことの価値があり、重要であるということであれば、その判断理由について区民に合理的根拠を示し、納得を得られるよう説明責任を果たすべきである。	

186	<p>本指針においては、「教育目標」において「自他を尊重し……」とあり、その他、「一人ひとりの個性を尊重しながら……」「生命を尊重し……」「我が国や文の京の伝統や文化を尊重するための教育」といった具合に「尊重」という言葉が使われている。しかし、言葉というものはそれにかかる修飾句次第で、その意義と重要性を際立たせることができるものであり、大いに工夫すべきであると言える。</p> <p>例えば、「尊重」について言えば「かけがえのない」という修飾句を付けて、「自他をかけがえのない存在として尊重し……」とすべきであろう。その意味でこれ機に「教育目標」も見直すべきであると言える。「かけがえのない」を入れた場合と、入れなかった場合を比べて、入れない方がいいとする合理的根拠と入れた方がいいとする合理的根拠を比べれば後者の方が高い蓋然性をもって多くの賛同と納得を得られるだろう。</p> <p>本指針においても「一人ひとりの個性を尊重しながら……」を「一人ひとりをおかけがえのない存在として個性を尊重しながら……」とすべきである。</p>	
187	<p>教育目標に「巨大災害にも生き残る知識・スキルと他人に対する 共感を大切にする」をお願いします。具体的には、成長段階に合わせた防災教育を文京区のサバイバル教育として制定していただきたい。現実には、避難所となっている区立小学校・中学校に在学している子どもの参加が見受けられない。学校で行われる町会連合の避難運営訓練や消防訓練の前日準備などに、生徒が主体となることができるように、学校の防災教育と地域の防災行事が連携できる仕組みを謳ってほしい。</p> <p>区立中学校を卒業までに、全国に誇れるような防災力の身についた子どもに成長するシステムを構築してほしい。</p> <p>区長杯を冠した防災のコンクールを創立し、夏休みの防災フェスタと学校教育との連携をお願いします。防災コンクールについて相談したところ、●●大学地震学教授の●●教授が手伝うとお話しされています。彼は、文科省採用の地学の教科書の執筆者です。</p> <p>荒川区では防災クラブに中学生全員が加入して活動しています。文京区では、防災のスキルだけに偏らず、もっと幅広く学術的な探索も、芸術的な防災へ関わりも子どもたちの興味、得意を生かしてかかわらせる機会を、地域資源を利用して教育の中に入れていただきたいと願っています。</p> <p>さいごに区立学校の外部講演にかけられる予算が 1 万円程度とお聞きしていますが、災害がほとんど起こらない文京区だからこそ、被災体験のある語り人、特に語り人の学生を呼んで話を直接聞く機会を常設的に与えていただきたいと願います。教訓の風化を防ぐには、予算が要ります。被災地などの地域外との連携を指針の中に入れていただきたいと思います。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>	<p>教育目標を現時点で見直す考えはありません。中央教育審議会の答申（平成 28 年 12 月 21 日）の中では、防災を含む安全教育について、様々言及がされております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
188	<p>これを機に「文京区教育振興基本計画も見直すべきである。「視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」と記載しているが、これでは「知」も「徳」も「体」も「力」であることを意味してしまいます。しかし、「知力」「体力」とは「言うが、「徳力」とは言わない。なぜなら、「徳」は「精神の修養によってその身に得たすぐれた品性」であって、「力」ではないからである。その後続く、「知・</p>	<p>学習指導要領の理念「生きる力」は「知・徳・体のバランスのとれた力のこと」であるとしており、平成 14 年度から「生きる力」を育むことを目指しています。本区において</p>

	<p>徳・体のバランスのとれた、子どもたちの「生きる力」を育むため……」は日本語として正しいが、「学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」は日本語として間違っている書き方であり、教育進行基本計画の記載として相応しくない。</p> <p>「人間として一番尊いものは徳である」と言った故松下幸之助は「徳」について「国民の良識の程度、民度の高さ」と言い換えて考えたと言われている。文京区として徳」をどういう定義に基づいて使っているのか、どのような意味合いを託して使っているのか説明責任を果たすべきである。</p> <p>あいまいで抽象的な言葉でお茶を濁そうとするのは教育機関としてあるまじき行為である。文京区において「徳」が「力」であるとするのであればその正当な理由と合理的根拠を示し、区民に対し説明責任を果たすべきである。</p>	も、これに基づき同様の表現をしております。
189	<p>「文京区の教育における新たな学びの視点について」の「社会の変化と文京区の子どもの現状」の「今後必要とされるもの」において、「●答えが一つではない課題に対して向き合うような学び」と記載しているが、「向き合うような学び」でとどまるのではなく、解決策を見出す、あるいは解決策を探り解決することが求められているはずである。現状では「向き合えるような学び」で事足り、良しとするかのように取られかねない。「●答えが一つではない課題に対して向き合い学び、解決策を見出せるようにすること」とすべきである。</p>	No.189～201 参考資料については、ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
190	<p>「文京区の教育における新たな学びの視点について」の「社会の変化と文京区の子どもの現状」において、「新しい学力観への転換」「ユネスコの新しい学習の柱「自分自身と社会を変革することを学ぶ」と記載しているにもかかわらず、「今後必要とされるもの」の中に「自分自身と社会を変革することを学ぶ」が引き継がれて盛り込まれていないのは理解に苦しむ。「●他者と協働しつつ創造的に生き、自分自身と社会を変革していくための資質・能力」とすべきである。</p>	
191	<p>「文京区の教育における新たな学びの視点について」の「社会の変化と文京区の子どもの現状」において、「Society 5.0（超スマート社会）」「・読解力、社会的スキル、情報活用能力の育成が重要」と記載しているが、「解釈力」が抜け落ちているのは理解に苦しむ。文京区は「解釈」する能力は必要ないと考えているのか。「読解」と「解釈」は似て非なるものであり、「読解力」があっても正しく「解釈」できない大人が世の中に満ち溢れていることを考えれば、正しく「解釈」する力の重要性は自明と明らかだろう。そもそもこの記載においては、「Society 5.0（超スマート社会）」を読み解く力はあっても正しく解釈する力に欠けているから、「解釈」のキーワードが抜け落ちてしまっていると言わざるを得ない。「・読解力、正しく解釈する力、社会的スキル、情報活用能力の育成が重要」とすべきである。</p>	
192	<p>「文京区の教育における新たな学びの視点について」の「社会の変化と文京区の子どもの現状」において、「社会の大きな変化に向けて長所を伸ばし、課題を解決する必要性」と記載しているが、左側の「・学力が高く、学ぶ力がある」「・他者との関係づくりが上手いいかない場合がある」を踏め、「個性を生かし、長所を伸ばし、世界と社会の大きな変化に向けて手を携えて課題を解決する必要性」とすべきである。</p>	

193	<p>「文京区の教育における新たな学びの視点について」において、「持続可能な社会を見据えて、新たな未来を創る子どもたちを育成する」という方向性のもと……」と記載しているが、「新たな」は「未来」と重なり合う意味合いの言葉であり、悪い「新しさ」もあれば良い「新しさ」もある。「持続可能な社会を見据えて、輝く未来を創り築く子どもたちを育成する」とすべきである。子どもたちには「創って終わり」ではなく、創り出したもの（こと）をもとに「築く」努力の大切さを教えるべきである。現状では恰も「創れば終わり」のようイメージを与え、「築く」ことの難しさ、大変さが伝わらず、育まれない。</p>	
194	<p>「新たな学びの視点」において、「自ら考える」ことの重要性、「他社を理解する」ことの難しさと重要性、そして「社会貢献」が強調されていないのは疑問である。「これにより、他者と協働していく力、自律的に判断する力、自己実現を図る力等を育てていく」と記載しているが、「これにより、他者を理解し協働していく力、自ら考え自律的に判断する力、自己実現と社会貢献を図る力等を育てていく」とすべきである。</p>	
195	<p>「新たな学びの視点」において、「「文の京」の特色を生かした人・自然・地域等との様々なかかわりの中で……」と記載しているが、「歴史」の重要性に鑑み、「「文の京」の特色を生かした人・自然・地域・歴史等との様々なかかわりの中で……」とすべきである。「歴史とは現在と過去との間の尽きることのない対話である」(E.H.カー)の認識を教育指針にも盛り込むべきであり、子どもには「現在と過去との間の尽きることのない対話」を通じて未来を創ってもらおうよう育むべきである。</p>	
196	<p>「新たな学びの視点」において、「深く考え、言葉で論理的に伝える」と記載しているが、正しく解釈することのできない大人が多いことに鑑み、「深く考え、正しく解釈し、言葉で論理的に伝える」とすべきである。このままでは「深く考え」たとしても、主観的で自己勝手な解釈をして、それを「言葉で論理的に伝える」子どもに育ちかねない。</p>	
197	<p>「新たな学びの視点」において、「課題を発見し、物事の価値、真実、歴史、なりたい職業等を見つける」と記載しているが、「課題を発見し」と「なりたい職業等を見つける」はいいとしても、「物事の価値を見つける」「真実を見つける」「歴史を見つける」という記載には強い疑問を感じる。</p> <p>「物事の価値」は果たして「見つける」ものなのかどうか、そして子どもに「物事の価値」は「見つける」ものだと教えていいのか。</p> <p>「真実」は果たして「見つける」ものなのかどうか、そして子どもに「真実」は「見つける」ものだと教えていいのか。</p> <p>「歴史」は果たして「見つける」ものなのかどうか、そして子どもに「歴史」は「見つける」ものだと教えていいのか。</p> <p>これらの区民の疑問に文京区は正当な理由と合理的根拠をもって、丁寧かつ論理的に答える義務がある。多様性の世界・社会にあって、「価値」や「真実」もまた、相対的で多様なものであり、「見つけた」と思った「価値」や「真実」は必ずしも正しいとは言えない時代に子どもたちは生きることになる。</p> <p>また、「歴史」は単に「見つける」ものではなく、「歴史」もまた多様であって、「見つけた」と思った「歴</p>	

	<p>史」が実は違っていたという時代に子どもたちは生きていく。</p> <p>せめて、「課題を発見し、物事の価値、真実、歴史を探り、なりたい職業等を見つける」とすべきである。</p>	
198	<p>「新たな学びの視点」において、「言葉」はすべての教科の基本」と記載しているが、言葉足らずであり、誤解を招きかねない。これでは「言葉」をどのように解釈しようとする個人の自由であって、自己都合の勝手な解釈でも許されるかのようである。「言葉」を正しく理解し、解釈することはすべての教科の基本」とすべきである。</p>	
199	<p>「新たな学びの視点」において、「対話的で協働的な学び」と記載しているが、世界を見渡せば、大国が覇権争いを繰り広げ、地球温暖化対策でも足並みが乱れるなか、どれだけ争いを減らし、協調できるかが重要なカギを握るが、文京区はそうした現実あるいは未来を思い描こうとせず、関心も示さないように映る。「対話を重視し、協調的で協働的な学び」とすべきである。</p>	
200	<p>「新たな学びの視点」において、「新しい未来の創り手の育成～かかわる 見つける 伝える～」と記載しているが、「輝く未来の創り手・担い手」としたうえで、「かかわりつなぎ 創り見出し 協力して乗り越える～」とすべきである。これからの時代はこれまでのように問題や課題は単純ではなく、利害が複雑に絡み合ったものが多くなるが、文京区はそうした状況を理解していないように映る。多くの人々が従来の国・文化・価値観等の枠を超えた協力・協調をしていかねば苦難を乗り越えられないとの認識が全く反映されておらず、教育指針のグローバル・スタンダードから見ても理解しがたい。</p>	
201	<p>「社会の変化と文京区の子どもの現状」の「今後必要とされるもの」において、「●他者と協働しつつ創造的に生きていくための資質・能力」と記載しているが、脚注あるいは注記として「自らの利益や快適な暮らし、生き方を求め主体的に生きるのは自由である一方で、無自覚・無意識に他者に犠牲を強いていないかどうか自ら省みることが重要である」を加えるべきである。あたかも文京区においては、「無自覚・無意識に他者に犠牲を強いる」大人が皆無であり、適切な教育方針に基づかずとも「無自覚・無意識に他者に犠牲を強いる」ような人間にならないかのようである。</p> <p>こうした「自らを省みる」習慣は、航行や大学、あるいは成人になってから一朝一夕に身に付くものではなく、小中学校の公教育においてしっかり身につけさせ、育むべきものである。</p>	
202	<p>「指針」(素案)の「特別支援教育」において、「共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育を推進し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けられる環境を整えていきます」と記載し、その「用語説明」として、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする」との目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと」と吉舎押ししているが、その用語の重要性に見合った説明の分量であるとは思えない。</p> <p>その前段として「共生社会」についての「用語説明」を記載すべきである。文部科学省の記載を忠実に再掲する必要はないが、少なくともそのエッセンスを分かりやすく記載することで、「インクルーシブ教育システム」の理解をさらに促す効果があることを文京区は認識すべきである。</p>	<p>No.202～208</p> <p>いただいたご意見を参考に修正いたします。</p>

	<p>※文部科学省によれば、「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。</p>	
203	<p>「指針」(素案)の「特別支援教育」において、「共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育を推進し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けられる環境を整えていきます」と記載し、その「用語説明」を掲載しているが、「inclusive」のスペルを記載するかどうかは措くとしても、「包容する」(※文部科学省 HP)という日本語訳は記載すべきである。文京区民に対し、カタカナ表記の英単語だけでなく、その日本語訳を載せることが丁寧に説明責任を果たすことであることを文京区は理解すべきである。</p>	
204	<p>「指針」(素案)の「用語説明」で、「特別支援教育」と「インクルーシブ教育」はあるが、「共生社会」がないのは疑問である。なぜなら、この3つは相互に密接に関連しているからであり、現状の「用語説明」ではその密接な関連性が文京区民に適切・的確に伝わらず、円滑な理解を促すとは言えない。文部科学省が記載している「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える」をそのまま載せるかどうかは措くとしても、その趣旨は「用語説明」において記載し、文京区民に対しこの3つの相互関連性を理解してもらうべく丁寧な説明を心がけるべきである。</p>	
205	<p>「指針」(素案)の「用語説明」の「インクルーシブ教育システム」は、あまりに丁寧さに欠ける記載であり、理解に苦しむ。単に最小限の定義を記載すればいいと思っているかのようであり、幅広い区民に知ってもらい、理解してもらおうという意思も意図も感じられない。</p> <p>障がいのある子どもを持つ持たない、障がいのある子どもと何らかの関わりを持つ持たないに拘わらず、文京区民として知り、認識しておくべき「用語」であり、その観点に立てば全く不十分で丁寧さに欠ける。</p> <p>文部科学省によれば、「インクルーシブ教育システム」の重要性について「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。」としているわけであるから、このまま転載しないとしても、文京区としてもその重要性が分かるような「用語説明」とすべきである。</p>	
206	<p>「指針」(素案)の「用語説明」の「Society 5.0」は内閣府の説明の冒頭部分を単に引用しただけであって、文京区として区民に何をどのような必要性をもって丁寧に説明すべきであるかどうかを念頭に置かずに記載したものとしか思えない。「用語説明」はできるだけ簡潔に記載するという命題があり、どこまで詳しく説明すべきかについての議論はあるにせよ、一般的な文京区民が理解しやすいように丁寧に説明する</p>	

	<p>工夫は欠かせず、その点で現状の記載は丁寧さに欠けると言わざるを得ない。少なくとも「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムを通じ、あらゆるモノがネットにつながるIoTやロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術をすべての産業や社会生活に取り入れ、格差なく、多様なニーズにきめ細かくに対応したモノやサービスを提供することで、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」といった説明にすべきである。</p> <p>紙幅が許せば、「Society 5.0」は「狩猟社会（Society 1.0）」「農耕社会（Society 2.0）」「工業社会（Society 3.0）」「情報社会（Society 4.0）」の次に来る「新しい社会」を指す、といった説明を加えるべきである。</p> <p>この「指針」あるいはこの「指針」の「用語説明」で初めて「Society 5.0」を見聞きした一般区民も「用語説明」を読んで理解を深められるよう、区民目線に立って丁寧に記載すべきである。</p>	
207	<p>「指針」（素案）の「用語説明」の「プログラミング教育」はこの言葉の「定義」を説明するというよりは「狙い」を説明しているようであるが、そうであるならば文部科学省が資料の注記として記載している「※プログラミング教育を通じて、児童がおのずとプログラミプログラミング教育言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりすることは考えられるが、それ自体を、ねらいとはしない」との記載も不可欠であり、文京区民が「プログラミング教育」についてよりの確に理解するための丁寧な説明が必要と言える。</p> <p>また、「プログラミング教育」が「プログラミング的思考」を養い、育むことを重要な目的のひとつとしているのであり、現状の記載においても「論理的に考えたり……」と「論理的に考え」ることに言及しているのであるから、文部科学省が資料において記載している「プログラミング的思考」（＝自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力）」についても触れるべきであり、そうすることで、本指針（素案）の理解も促されるというものである。</p>	
208	<p>「指針」（素案）の「用語説明」の「特別支援教育」は平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」における「特別支援教育の理念と基本的考え方」から抜粋したものと思われるが、文京区民に丁寧な説明を心がけた説明であるとは言い難い。</p> <p>上記に倣えば、『特別支援教育』においては、特殊教育の対象となっている幼児児童生徒に加え、現在、小・中学校において通常の学級に在籍するLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等の児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行う」との記載も加えるべきである。</p>	
209	<p>本指針では、理解しているようであり、その言葉が意味していることを正確に伝えること難しい言葉が不用意に使われている。例えば「視点4 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」の「持続可能な社会」もそのひとつで、確かに最近、このフレーズを見聞きする機会が多いため、特段の注意を払うことなく使うが、具体的に何を指し、何を意味するかという点ではおそらく文京区の職員においても微妙に異なるだろう。</p>	<p>いただいたご意見を参考に「持続可能な社会」の説明を追加いたします。</p>

「持続可能な社会」の説明にあっては、今を生きる世代の要求を満たす開発が行われていることと、将来世代が将来的に必要なもの（こと）を損なわない—という 2 点が欠かせず、そうした理解をしている文京区民はそう多くはないはずである。

本指針の理解を深め、より多くの文京区民に認識してもらうためにも、「用語説明」として「持続可能な社会」も加えるべきであろう。文京区において、文京区民が「持続可能な社会」を的確に説明できるという認識にあるのであれば別であるが、そうでないのであれば、一見分かりやすそうに見える言葉についても「用語説明」を通じて丁寧に説明すべきである。